

平成28年8月31日 開 会

平成28年9月26日 閉 会

平成28年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

8月31日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第12号　専決処分の報告について	5
○日程第5　報第13号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第6　報第14号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第7　承第3号から日程第15　議第79号まで	5
林市長提案説明	5
○散　　会（午前10時30分）	11

9月9日（金曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開　　議（午前10時00分）	17
○日程第1　報第15号　専決処分の報告について	17
○日程第2　質　　疑（承第3号から議第79号まで）	17
7番　村瀬誠三議員質疑	17
石神税務課長答弁	17

7番 村瀬誠三議員質疑	18
石神税務課長答弁	19
7番 村瀬誠三議員質疑	19
石神税務課長答弁	19
7番 村瀬誠三議員質疑	20
石神税務課長答弁	21
7番 村瀬誠三議員質疑	21
早川学校教育課長答弁	21
7番 村瀬誠三議員質疑	22
早川学校教育課長答弁	22
7番 村瀬誠三議員質疑	23
梅田生涯学習課長答弁	23
7番 村瀬誠三議員質疑	24
梅田生涯学習課長答弁	24
7番 村瀬誠三議員質疑	25
伊藤教育長答弁	26
7番 村瀬誠三議員質疑	27
伊藤教育長答弁	28
7番 村瀬誠三議員質疑	29
伊藤教育長答弁	30
7番 村瀬誠三議員発言	31
14番 藤根圓六議員質疑	32
桐山福祉課長答弁	32
14番 藤根圓六議員質疑	32
桐山福祉課長答弁	32
14番 藤根圓六議員発言	32
○休 憩（午前10時54分）	32
○再 開（午前11時10分）	32
1番 寺町祥江議員質疑	33
長野建設課長答弁	33
1番 寺町祥江議員質疑	33
太田総務課長答弁	34

1 番 寺町祥江議員質疑	34
太田総務課長答弁	34
1 番 寺町祥江議員質疑	34
久保田企画財政課長答弁	35
2 番 加藤裕章議員質疑	36
山田産業課長答弁	36
2 番 加藤裕章議員質疑	36
太田総務課長答弁	37
2 番 加藤裕章議員発言	38
4 番 加藤義信議員質疑	38
桐山福祉課長答弁	38
4 番 加藤義信議員質疑	39
桐山福祉課長答弁	39
4 番 加藤義信議員質疑	40
桐山福祉課長答弁	40
4 番 加藤義信議員発言	40
12番 石神 真議員質疑	40
山田産業課長答弁	41
12番 石神 真議員質疑	41
林市長答弁	41
12番 石神 真議員質疑	42
林市長答弁	43
○日程第3 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願	43
9 番 山崎 通議員趣旨説明	43
○日程第4 質 疑	44
○日程第5 委員会付託（承第3号から議第79号まで及び請願第2号）	44
○散 会（午前11時43分）	44

9月16日（金曜日）第3号

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	45
○出席議員	45

○欠席議員	45
○説明のため出席した者の職氏名	45
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	46
○開　　議（午前10時00分）	47
○日程第1　一般質問	47
1．14番　藤根圓六議員質問	47
（1）山縣市小中学校に於ける防災教育の現状と今後のあり方について	47
早川学校教育課長答弁	48
伊藤教育長答弁	49
藤根圓六議員質問	50
早川学校教育課長答弁	51
藤根圓六議員質問	52
林市長答弁	53
2．12番　石神　真議員質問	54
（1）公約の検証と市政運営について	54
林市長答弁	55
石神　真議員質問	56
林市長答弁	57
（2）公共施設検討委員会について	57
太田総務課長答弁	58
石神　真議員質問	59
宇野副市長答弁	60
石神　真議員質問	60
宇野副市長答弁	62
○休　　憩（午前11時03分）	62
○再　　開（午前11時20分）	62
3．4番　加藤義信議員質問	62
（1）防災（被災者支援システム）について	62
太田総務課長答弁	64
加藤義信議員質問	64
太田総務課長答弁	65
（2）防災に関する避難所について	65

林市長答弁	67
早川学校教育課長答弁	67
加藤義信議員質問	68
早川学校教育課長答弁	68
加藤義信議員質問	69
早川学校教育課長答弁	69
林市長答弁	70
○休 憩（午前11時47分）	70
○再 開（午後 1 時00分）	70
4. 5 番 郷 明夫議員質問	70
（1）空家等対策の推進について	70
林市長答弁	71
郷 明夫議員質問	72
林市長答弁	72
（2）市庁舎等における資源回収設備の設置について	73
林市長答弁	75
郷 明夫議員質問	76
林市長答弁	76
郷 明夫議員発言	78
○休 憩（午後 1 時34分）	78
○再 開（午後 1 時50分）	78
5. 7 番 村瀬誠三議員質問	78
（1）産業別人員配置と予算の関係について	78
山田産業課長答弁	79
村瀬誠三議員質問	79
山田産業課長答弁	81
鷺見まちづくり・企画支援課長答弁	81
村瀬誠三議員質問	82
林市長答弁	82
（2）財政的援助をしている団体の審査について	83
久保田企画財政課長答弁	84
村瀬誠三議員質問	85

久保田企画財政課長答弁	86
村瀬誠三議員質問	87
林市長答弁	88
○散 会（午後2時26分）	89

9月20日（火曜日）第4号

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○説明のため出席した者の職氏名	91
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	92
○開 議（午前10時00分）	93
○日程第1 一般質問	93
6. 6番 操 知子議員質問	93
(1) 有害鳥獣対策について	93
山田産業課長答弁	93
操 知子議員質問	94
山田産業課長答弁	95
操 知子議員質問	95
○休 憩（午前10時12分）	96
○再 開（午前10時12分）	96
林市長答弁	96
(2) 公共交通網について	97
久保田企画財政課長答弁	97
操 知子議員質問	99
久保田企画財政課長答弁	100
操 知子議員発言	101
7. 2番 加藤裕章議員質問	101
(1) 若者の移住定住対策について	101
久保田企画財政課長答弁	102
加藤裕章議員質問	103

久保田企画財政課長答弁	105
加藤裕章議員発言	108
○休憩（午前10時52分）	108
○再開（午前11時09分）	108
8. 1番 寺町祥江議員質問	108
（1）ファミリー・サポート・センター事業について	108
桐山福祉課長答弁	108
寺町祥江議員質問	109
桐山福祉課長答弁	110
寺町祥江議員質問	111
桐山福祉課長答弁	111
（2）指定管理者制度の導入状況と今後について	112
久保田企画財政課長答弁	112
寺町祥江議員質問	114
久保田企画財政課長答弁	114
寺町祥江議員質問	115
久保田企画財政課長答弁	116
○散会（午前11時38分）	117

9月26日（月曜日）第5号

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	123
○欠席議員	123
○説明のため出席した者の職氏名	123
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	123
○開議（午前10時00分）	124
○日程第1 常任委員会委員長報告	124
○日程第2 委員長報告に対する質疑	127
○日程第3 討論（承第3号から請願第2号まで）	127
6番 操知子議員反対討論	127
1番 寺町祥江議員反対討論	127

13番	武藤孝成議員賛成討論	128
9番	山崎 通議員賛成討論	129
○日程第4	採 決（承第3号から請願第2号まで）	130
1番	寺町祥江議員発言	132
○休 憩	（午前10時32分）	132
○再 開	（午前10時32分）	133
○休 憩	（午前10時33分）	133
○再 開	（午前10時33分）	133
○日程第5	議員派遣について	133
○閉 会	（午前10時35分）	133
○会議録署名者		134

平成28年8月31日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 8月31日（水曜日）

○議事日程 第1号 平成28年8月31日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 報第12号 専決処分の報告について
 - 日程第5 報第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第6 報第14号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
 - 日程第7 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第8 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
 - 日程第9 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
 - 日程第11 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第12 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
 - 日程第13 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第14 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第15 議第79号 指定管理者の指定について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第12号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 報第14号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 日程第7 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 日程第9 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第11 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第79号 指定管理者の指定について
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 9番 | 山崎通君 |
| 10番 | 吉田茂広君 | 11番 | 上野欣也君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |
| 14番 | 藤根圓六君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 8番 福井一徳君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 伊藤正夫君 | 総務課長 | 太田智倫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 石神彰君 |
| 市民環境課長 | 奥田英彦君 | 福祉課長 | 桐山藤夫君 |

健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君
消防長	藤根好君	学校教育課長	早川剛君
生涯学習課長	梅田義孝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	宇野照泰
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 古川雅一君、6番 操 知子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月26日までの27日間とし、9月1日から8日、10日から15日、17日から19日及び21日から25日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月26日までの27日間とし、9月1日から8日、10日から15日、17日から19日及び21日から25日までを休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年6月から8月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月10日に岐北衛生施設利用組合議会臨時会が開催され、関係議員と出席しました。臨時会においては議長等が決定されました。

7月7日、羽島市において岐阜県市議会議長会議が開催され、吉田副議長と出席しました。会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。なお、次期開催地は美濃市と決定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第12号 専決処分の報告について

- 議長（上野欣也君） 日程第4、報第12号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。
-

日程第5 報第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（上野欣也君） 日程第5、報第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件であります。
-

日程第6 報第14号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 議長（上野欣也君） 日程第6、報第14号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件であります。
-

日程第7 承第3号から日程第15 議第79号まで

- 議長（上野欣也君） 日程第7、承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第8、議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について、日程第9、議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第11、認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第14、議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第79号 指定管理者の指定について、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年山県市議会第3回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、日本時間の今月6日から22日まで、ブラジルのリオデジャネイロで4年に1度の平和の祭典でありますオリンピックが開催されまして、連日、日本人選手が活躍し、

過去最高の41個のメダルを獲得するなど、大変感動したところでございます。本市にゆかりのある選手としましては、山縣市制の10周年記念イベントに来ていただいた卓球の石川佳純選手が卓球女子団体戦で銅メダルを獲得されましたし、岐阜県にゆかりのある選手では、競泳女子200メートル平泳ぎの金藤理絵選手が金メダルを獲得されました。また、来月8日からは19日まで当地でパラリンピックが開催されますので、日本人選手のさらなる活躍を期待しているところでもございます。

去る7月26日には、三重県の鈴鹿市で開催されました第45回消防救助技術東海地区指導会におきまして、本市の消防本部救助隊が陸上の部、ほふく救出と申しますが、この競技で見事1位となりまして、今月24日、愛媛県松山市で開催されました第45回全国消防救助技術大会に出場したところでございます。出場隊員は、人命救助のプロとして、誇りとレスキュー魂を胸に、その技術とチームワークを遺憾なく発揮してくれました。

また、今月7日には、多治見市で開催されました第65回岐阜県消防操法大会には本市消防団第1分団が出場され、きびきびとしたすばらしい操法を披露されました。こうした連日の厳しい訓練に励んでこられた消防団員、また消防本部救助隊員を初めこれらの活動を支援された関係者の御努力は、山縣市の消防力を今まで以上に力強く強化するものと確信をいたしております。

ここで幾つか御報告をさせていただきます。

今月9日には、東海環状自動車道岐阜山県トンネル安全祈願祭が岐阜市山県岩のトンネル坑口で開催されました。この工事は、工事延長1,650メートル、トンネルの延長は、東深瀬地内を起点として岐阜市山県岩を終点とする1,117メートルで、トンネル掘削工事は終点側の岐阜市山県岩から施工され、工事全体は平成30年10月末を完成としております。東海環状自動車道の西回りルート、関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジまでの開通に向けて、現在着々と工事が進んでいるところでもございます。

また、ことしの8月11日が山の日として、新たに国民の祝日とされました。本市では、8月11日は山の日イコール山県の日とし、国からの地方創生加速化交付金を活用いたしまして、山県で過ごす山の日として都市圏にお住まいの方を対象として、本市の暮らしを体験していただく1回目のバスツアー型体験プログラム、市内見学会でございしますが、この見学会を開催したところでございます。この市内見学会には、22名の参加者があり、杉の製材加工の見学ですとか、伊自良湖、神崎川の散策などを体験していただきました。2回目の市内見学会は、山県、森と川の夏休みとして、27日、28日の2日間の日程で開催をし、17名の参加者があり、杉材の伐採現場ですとか、家具の工房の見学、美山川祭りへの参加体験をしていただきました。

この市内見学会は、来月から11月の下旬までに、さらに3回の開催を予定しておりますし、また、名古屋圏にお住まいの方を対象に、名古屋駅を出発着として、写真撮影ですとか郷土料理、遠足体験、ファッションショーをテーマとした日帰りの魅力体験バスツアーを来月以降5回企画しております。本市の魅力を都市圏にお住まいの方にアピールし、交流人口を増加させ、移住・定住促進につなげていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御承知おきをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件1件、条例案件3件、決算案件2件、補正予算案件2件、その他案件1件の計9案件でございます。

それでは、ただいま上程されましたこの9案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、8ページの承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が本年7月1日に公布され、8月1日から施行されることに伴いまして、山県市福祉医療費助成に関する条例に一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年7月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容としましては、児童扶養手当法施行令の改正によりまして、引用条文が条ずれしたためなどの改正を行ったものでございます。

次に、議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法に準じて、離職し再就職した元職員の働きかけ規制及び再就職情報の届け出の義務づけについて退職管理の円滑な実施を図るため、新たにこの条例を定めようとするものでございます。

次に、議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令によりまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成28年6月1日から施行され、保育室等を4階以上の階に設ける場合の避難用階段に関する規定が改正されたため、当該規定を引用している本条例について整合性を図る必要があることから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、農林業経営、技術改善、情報連絡及び生活改善の拠点施設として設置されました美山生活改善センターの施設について廃止をするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 4、認第 1 号 平成27年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー 5、認第 2 号 平成27年度山口市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、去る 7 月 21 日から 8 月 2 日までの期間のうち 7 日間をかけた監査委員の監査を受けております。地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー 4—2 及び資料ナンバー 5—2 の審査意見書を付して提案をするものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー 4—3、決算の成果説明書にまとめて提出をさせていただきます。

続きまして、今般の補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバー 6、議第 77 号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、2,624万1,000円を追加し、その総額を124億9,824万6,000円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものでございます。

まずは、10ページの歳出から、款ごとに主な内容を御説明申し上げます。

総務費では、マイナンバーカード交付に係る事務費として427万9,000円を戸籍住民基本台帳費に追加しておりますが、その財源は全額国庫補助金を見込んでおります。

民生費では、介護保険特別会計への繰出金 6 万円のほか、放課後等デイサービスの施設が新たに開設となるなど、その給付費が著しく増加しているため、障がい児福祉費を 1,854万8,000円追加しております。

次に、11ページの衛生費では、前年度の未熟児養育医療の実績がなかったため、受領済みであります国県負担金の返還金44万2,000円を追加しております。

12ページにまたがります土木費では、岐北厚生病院整備に関係する周辺道路のつけかえ等に伴いまして、布設済みの公共下水道の補助金返還関連書類作成の委託料、上水道管の切り回し設計委託料と当該工事請負費、合わせまして647万6,000円を追加しております。

消防費は、近年発生しています想定外の災害に備えまして、地域防災リーダーを育成いたします講座開催経費を87万円追加いたしております。

教育費は、本市はアメリカ・オレゴン州フローレンスと友好協定を締結しておりますが、既に現地ホストファミリーの会は解散しており、本年度は現地での受け入れが不可能となったため、当初予定をしていた青年の海外派遣の費用443万4,000円を減額しようとするものでございます。

なお、次年度以降につきましては、こうした状況や近年の著しいグローバル化を踏まえまして、政策調整をいたしてまいります。

続きまして、7ページ以降の歳入について御説明申し上げます。

地方特例交付金67万6,000円と地方交付税2億3,936万2,000円は、本市への交付額の決定に伴い、補正しようとするものでございます。

負担金57万8,000円の減額でございますが、本市では既に保育所等の3歳以上児は、第1子以降無償としているところでございます。そうした中、今般県におきまして、一定の所得以下の世帯の第3子以降に係る保育料無償化の補助制度が創設されたため、本市においても、県補助の対象となります児童の保育料については、9月以降無償化しようとするため減額しているものでございます。

国庫負担金927万4,000円は、歳出で御説明申し上げました障がい児発達支援給付費に係る国庫負担分でございます。

8ページの国庫補助金427万9,000円も、歳出で御説明申し上げましたマイナンバーカード交付に係ります事務費の国庫補助分でございます。

県負担金463万7,000円も、歳出で御説明申し上げました障がい児発達支援給付費に係る県負担分でございます。

県補助金135万8,000円は、先ほど御説明申し上げました一定所得以下の第3子以降の無償化に係る県補助金でございます。こちらは既に無償化している3歳以上児分も見込んでいるものでございます。

基金繰入金2億5,252万4,000円の減額は、今般の補正に伴いまして余剰となります財源について、現在取り崩しを予定している分を減額しようとするものでございます。

9ページの前年度繰越金3,975万7,000円は、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加分で、市債の臨時財政対策債2,000万円の減額は、本市での発行限度額が決定されたことに伴います減額分でございます。

続いて、4ページの第2表債務負担行為補正につきましては、今般、別議案で上程しております高富児童館に係る平成29年度から平成31年度までの3年間の指定管理料について、8,114万4,000円の限度額として債務負担行為を追加しようとするものでございます。

第3表地方債補正は、先ほど御説明申し上げました臨時財政対策債の発行限度額の変更をしようとするものでございます。

なお、13ページには債務負担行為の調書を、14ページには地方債限度額変更後の調書を添付させていただいております。

続きまして、15ページ以降の特別会計について、御説明を申し上げます。

議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1,420万3,000円を追加し、その総額を25億2,862万5,000円とするものでございます。

まずは、22ページの歳出について御説明を申し上げます。

地域支援事業費に関しましては、国の方針が固まってきたこともあり、新たなミニデイサービスに係る分として、審査支払手数料12万6,000円を追加し、高額介護予防サービス費相当事業費負担金36万円を追加しようとするものでございます。

これらの財源は、支払基金交付金が28%、介護給付費準備基金が22%で、残る50%については、国庫補助金が25%、県補助金が12.5%で、残る12.5%は一般会計からの繰入金としております。

23ページにまたがります償還金1,371万7,000円は、前年度の実績確定に伴う、国県支払基金交付金それぞれの精算返還金でございます。

続きまして、20ページ以降の歳入について御説明を申し上げます。

国庫補助金12万1,000円、支払基金交付金13万5,000円、県補助金6万円、21ページの一般会計繰入金6万円、基金繰入金121万5,000円は、いずれも歳出で御説明申し上げました審査支払手数料と高額介護予防サービス費相当事業費負担金に係る分でございます。なお、21ページの繰越金1,261万2,000円は、前年度決算の実質収支額を踏まえましての追加分でございます。

基金繰入金121万5,000円につきましては、今般の補正にて不足する財源分の繰り入れも包含した金額といたしております。

次に、資料ナンバー1、14ページの議第79号 指定管理者の指定につきましては、昨年9月の定例会において山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部改正により、指定管理者による管理ができるようになりましたことから、指定管理者候補者の公募を行いましたところ、2者から申請がございました。これを受けまして、市民の方を中心に構成された指定管理者候補者選定委員会において申請団体の適正化、申請団体が提案する管理運営方針及び計画の審査を行っていただいた結果、指定管理者候補者として特定非営利活動法人かばさんファミリーを選定することが適当との御判断をいただきましたので、平成28年8月8日付で指定管理者候補者として選定をいたしました。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、同団体を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間といたし

ております。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時30分散会

平成28年9月9日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 9月9日（金曜日）

-
- 議事日程 第2号 平成28年9月9日
- 日程第1 報第15号 専決処分の報告について
- 日程第2 質 疑
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 日程第3 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
- 日程第4 質 疑
- 日程第5 委員会付託
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第79号 指定管理者の指定について
請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 報第15号 専決処分の報告について
日程第2 質 疑
承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第79号 指定管理者の指定について
日程第3 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
日程第4 質 疑
日程第5 委員会付託
承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

- 認第1号 平成27年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 9番 | 山崎通君 |
| 10番 | 吉田茂広君 | 11番 | 上野欣也君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |
| 14番 | 藤根圓六君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 8番 福井一徳君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|--------|--------|-------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 伊藤正夫君 | 総務課長 | 太田智倫君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 石神彰君 |
| 市民環境課長 | 奥田英彦君 | 福祉課長 | 桐山藤夫君 |
| 健康介護課長 | 藤田弘子君 | 産業課長 | 山田和哉君 |
| 建設課長 | 長野裕君 | 水道課長 | 大西敏彦君 |
| まちづくり・企業支援課長 | 鷺見秀夫君 | 会計管理者 | 江口弘幸君 |
| 消防長 | 藤根好君 | 学校教育課長 | 早川剛君 |
| 生涯学習課長 | 梅田義孝君 | | |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

- 議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

日程第1 報第15号 専決処分の報告について

- 議長（上野欣也君） 日程第1、報第15号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。
-

日程第2 質疑

- 議長（上野欣也君） 日程第2、質疑。

質疑は、8月31日に議題となりました承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第79号 指定管理者の指定についてまでの9議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、村瀬誠三君。

- 7番（村瀬誠三君） それでは、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

資料4番、ページ14、ページ15に書いてあります市民税、固定資産税、軽自動車税について、それぞれの不納欠損の内訳はどのようになっているのでしょうか。件数及び金額、平均の督促状の発行回数、現地滞納整理回数、それから税の滞納による経年以外には何か不納欠損した理由があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

- 議長（上野欣也君） 石神税務課長。

- 税務課長（石神 彰君） それでは、御質問にお答えいたします。

1点目の不納欠損の内訳は、市民税個人分が58件、金額が約304万3,000円。市民税法人分が5件、金額が約25万8,000円。固定資産税が174件、金額が約965万5,000円。軽自動車税が61件、金額が約31万4,000円でございます。

督促状は、期別ごとに1回、それとは別に催促状を年3回郵送しております。

現地滞納整理回数でございますけれども、原則臨戸はしておりません。

それから、次に、経年以外の理由ですが、不納欠損できる法的位置づけといたしまして、地方税法第15条7の第4項、納税義務者に滞納処分する財産がないとき、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処

分をすることができる財産がともに不明であるときは、3年間の滞納処分の執行を停止することができます。その間に納税義務者の納税力の改善が見られるものについては、執行停止を解除いたしまして徴収をいたしますけれども、執行の停止が3年間継続したときは、納税義務が消滅いたします。この該当により不納欠損したものが、過年度分24件、約76万7,000円でございます。

次に、地方税法第15条の7第5項によります納税者に滞納処分する財産がないことにより執行停止した場合において、地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納付の義務を直ちに消滅することができるものです。即時とっておりますけれども、これが、現年度分15件、36万5,000円、過年度分6件、約36万2,000円でございます。

ちなみに議員がおっしゃられますように、経年によるものというのは、地方税法第18条の1、納税の時効でございますけれども、納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅いたします。この該当により不納欠損したものが、過年度分253件、約1,177万5,000円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

税務課長は多分そういう経験が長いと思いますけれども、例えば、個人でいえば同じ人であるとか、代表者が同じ人であるとかという方々の中に、そういう時効になってしまったよとか、結局、結果的には不納欠損になったというような方というのは、同じような方というのは結構あると思うんですね。そうすると、例えば、経年の話が先ほど出ましたけれども、5年間何とかすれば、これは不納欠損になるんだろうということで、言い方は悪いですけど、ちょっとほくそ笑む、5年たったたつたというような方もあるのではないかなというようなことはちょっと推察してしまうんですが、そういうことは、やっぱり税の公平性の立場から許されないことだろうと思うんです。そうすると、大多数の人というのは一度督促状が来ただけでどきつとして、ああ、督促状が来た、急いで納めなきゃというのが普通だろうと思う。そういう人たちのそういう気持ちを考えても、もしそういうことが、この議会では当然あるかもしれませんが、一般の方々が知った場合に、5年間黙って何とかすれば、これは不納欠損になるんじゃないかという知識を得てしまった場合、非常に怖いなと思うんですね。

そこで、例えば100円を徴収するにしても、先ほど言いましたけれども、税の公平性からいったら、当然1,000円かかろうと2,000円かかろうと3,000円かかろうと、税は徴収す

べきだと思うんですが、そのことについての1つ見解と、それから、山県市の税徴収において、特別意識して、山県市は結構徴収率がいいように思うんですけども、山県市としてはこういうことに努力しているということがあればその2点をお答え願えれば、お願いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 再質問にお答えします。

議員おっしゃられるとおり、納税は国民の義務でございますので、税の公平性を守るためにも、市の歳入の根幹をなすためにも重要であると考えておりますので、税収の確保には全力を尽くしてまいりたいと思っておりますけれども、実際、督促状を1回出しましたけれども、それでも何も返事がないとか、それから、次に催促を3回出すというふうに申しましたけれども、それをしても全く何もないということになりますと、私のほうは財産の調査に入ります。ずっと5年間ほかっておくというわけではございませんので、5年間逃げ切れれば税金を納めなくても済むというようなことはないように財産を調査して、いろんな交渉をして、さらにそれでも納税がないという方につきましては差し押さえをさせていただいておりますので、公平性をなるべく確保するためにも税の徴収には万全を期していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、もう一点、山県市が特に何か力を入れておるということは、どこの市町村も同じであると考えておりますけれども、やはり私どもも先ほど来申し上げております公平性を確保するためにも納税折衝をして、納税がない方については毅然たる態度で滞納処分を行っていききたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 2番目の質問に参ります。

資料4のページ14、15、上の質問にも関連しておりますが、上記の3税の収入未済額の内訳はどうなっているかを教えていただきたいと思っております。件数及び金額、それから昨年平均の督促状の発行回数、同じく滞納整理の現地へ出向いた回数、それから、大きな金額について、主な理由は言いにくいかもしれませんが、何が考えられるか、また徴収見込みはあるのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 未収金の内訳でございますが、市民税の個人現年度分312件、約1,440万5,000円、過年度分556件、約2,545万3,000円、それから市民税の法人現年度分15件、約70万4,000円、過年度分38件、約268万2,000円、固定資産税の現年度分545件、

約2,026万8,000円、過年度分1,212件、約9,642万6,000円、軽自動車税現年度分211件、108万3,000円、過年度分397件、186万5,000円でございます。

先ほど来申しましたけれども、督促状は期別ごとに1回出しておりますし、現地の滞納整理は原則行っておりません。

それから、大きな金額の理由でございますけれども、通常考えられるのは、倒産、または経済的な理由等が主なものであるというふうに考えております。

徴収の見込みはあるのかということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、納税は国民の義務でございますし、税負担の公平性を守るためにも、また、市歳入の根幹をなす重要な税収の確保に万全を期していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

私の古い経験からして、古い経験ですから今それがマッチしているかどうかわかりませんが、立派な大きなおうちに住んでいて、また高級外車が数台あるという、そういうような方々でも当時不動産取得税とか、自動車税を納められないという方が、数多く、見てきました。これは現実として見ました。そういう方々がどうしてもみえると憤慨せざるを得ないんですが、そういうときは、そんな顔を出せないで、数度お邪魔して、これは差し押さえる物件がどういうものがあるだろうなという考えがいつも頭に浮かぶわけなんです、多分、税務課長もそういう目線であると思います。今、お伺いした答えの中で、数字の間違いがなければ、固定資産税がやたらでかいですね、現年、過年も含めると。固定資産税って基本的には物があるんですよね、固定。差し押さえがあっても可能ではないかなというふうに思うわけです。

それから、これは市長に答弁を求めるわけではないんですが、市の職員の方々にわかっていただきたいんですが、予算を執行する部局と税金を徴収する部局というのは、どうしても僕は温度差があると思うんです、お金を集めてくる人、執行する人というのは。そういうことでも税の徴収なくして事業の推進はないんだよということは、やっぱり若手職員を中心にわかっていただかないと、なかなか税の苦労というのはわかっていただけないのではないかな。徴収、頭を下げてきてお金をもらうということがいかに大変かということをやっぱり理解していただく必要があるだろうと思います。

再質問ですが、これは税務課長にお尋ねします。

昨年度差し押さえた案件、何件ぐらいありますか。それから、滞納物件の、それは金額ベースでどのくらいのパーセンテージになるのか、もしわかれば教えていただきたい

なというふうに思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） お答えします。

差し押さえですけれども、27年度は173件、換価代金といたしまして、歳入のあった金額でございますけれども、1,363万384円でございます。ちなみに、前年度に比べますと、差し押さえ件数、換価代金とも若干少なくなっておりますけれども、徴収率は、決算書を見ていただければわかると思うんですけれども、ふえておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

追及するつもりはありません。努力をしていただきたいという努力目標でお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

教育問題に入りますので、学校教育課長にお尋ねします。

資料4—3、ページ157、昨年と事業成果のコメントが同じであります。同じであってもいいんですけれども、これは、ただ、コメントの内容が気になります。

そこで、本当にこのコメントの内容のとおりなのか、過去3カ年の不登校の児童・生徒は何名ぐらいみえるか。また、ひきこもりと言われる方々はどのぐらいみえるのか、それについて、まずお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） それでは、御質問にお答えをします。

1点目の過去3年間の市内小中学校の不登校の児童・生徒数をお答えします。

平成25年度は小学校2名、中学校21名の合計23名です。平成26年度は小学校が3名、中学校12名、合計15名です。平成27年度は小学校8名、中学校22名の合計30名となっております。

不登校の定義は、年間30日以上欠席があり、その理由が経済的または病気による理由でない児童・生徒が対象となっております。

2点目のひきこもりの児童・生徒数についてお答えをします。

児童・生徒のひきこもりの定義が国及び県からは明確に示されておられませんので、人数を正確にお答えすることはできません。しかし、1点目の回答で挙げた不登校の児童・生徒は、学校行事には参加や参観ができる児童・生徒であったり、担任が家庭訪問等で

直接会うことができたりする児童・生徒であり、社会と断絶して生活している児童・生徒は市内にはおりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

今、ひきこもりの定義がないよとおっしゃったんですが、一応厚生労働省のほうはひきこもりの定義をしております。多分御存じなので釈迦に説法になりますのでやめますが、数日前、内閣府からこのひきこもりについても出ております。ですから、内閣府、厚生労働省ともにひきこもりについてはそれなりの対処をしていかなきゃいけないだろうということは言っております。今、ゼロ名ということで聞きましたので、ひきこもりについてはお尋ねすることはやめます。

学校教育課長は学校現場の出身で御存じでしょうけれども、毎年、保健室を訪れる生徒数の月別集計というのが多分出ると思います。多分というか出ていたんですが、僕がいるころは、出ます。それを実際に、例えば、特に中学ですけれども、保健室へ訪ねてくる子たちの状況、人数の変化について分析されたことがあるんでしょうかね。そこら辺をまずお尋ねしたいのと、今の質問の中で、平成27年、昨年急にまた小学校の不登校と中学校の不登校がふえてきておると、その原因について何か分析されていればそれをお伺いしたいと思いますので、保健室での集計人数に対しての分析、それから、今の答えに対しての27年度の不登校に対する分析について見解をお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） では、お答えをいたします。

まず、保健室への児童・生徒、特に中学校の保健室への来室の状況でございますが、具体的に数を今把握はしてございません。ただ、各学校の特に養護教諭等と学校長、それから市教委の担当等が折に触れてその状況等は確認をしております。

やはり、これ、議員も御指摘のとおり、いろんな原因が考えられます。それは、季節的なもの、例えばでございますが、この9月ですと、どうしても各学校、運動会、体育祭等の練習をしております。そのけが等で来室する児童・生徒もやはり9月は多くなります。それから、やはり中学生でいいますと、2学期の後半、自分自身の進路のことが悩みになったり、それから将来に対する不安がやっぱりあったり、そんなことで来室が多くなると、そういったことはございます。そういったことをまずは保健室の状況としては考えております。

2点目の昨年度、27年度でございますが、不登校の児童・生徒数がふえております。これについては、やはり一番の原因は個々の児童・生徒の状況がやはり年度によって変わるということがございます。ですので、市といたしましてもこの現状を決してよしとするわけではなく、何よりも児童・生徒の居場所を学校の中につくっていく、この施策が大切であると認識をしております。具体的には、毎日の授業の中でわかる、できる、そんな授業を一番展開しつつ、一人一人の子供たちに確かな学力を身につけさせることを教育実践の重点といたしまして、各学校等に指導等を教育委員会としてはしております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 答弁はできるだけ的確、簡潔にお願いします。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

この件につきましては、後で教育長に重ねてお伺いしたいと思っておりますので、一旦切りますけれども、今の学校教育課長の言ってみえた運動会、学園祭前になると急にふえるというのは、僕がPTAにお邪魔しているころとは逆なんですね。またそこら辺はちょっとお伺いしたいと思っております。

続きまして、生涯学習課長にお尋ねします。

資料4—3、ページ192ページ、各種社会教育団体補助金の中で、市青少年育成市民会議活動事業補助金というのが、実は突出しているわけですが、青少年関係を対象にしたそういう団体の中で、この団体は実際に特定の青少年をあくづかっている団体では僕はないと思うんですね。その活動実態というのは、実際に精査されてみえるのかどうか。また、援助団体として、お金を受け入れている団体として予算の執行に対して何かのルール決め、規約等があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） それでは、御質問にお答えします。

山口市青少年育成市民会議活動事業の補助金は、校区青少年育成活動を初め、少年の主張大会、中学生と市長と語る会、青少年育成推進大会、青少年育成啓発活動、市民会議の会議経費など、青少年の健全育成に資する事業に使われております。

当団体は、議員御発言のとおり、特定の青少年を持たない団体であります。当補助事業費の約8割近くを占める校区青少年育成活動事業は、市内全小学校9校の地域の小中学校児童・生徒が対象者となっております。

そして、各校区に割り当てられる活動補助金は、児童・生徒1人当たり単価810円に当該校区の児童・生徒数を乗じたものに均等割、それぞれ6万339円を加算したもので、その総額は229万4,431円となっており、事業内容が市内全域の児童・生徒を対象としていることから、この事業が大きく影響し、他の社会教育団体に比べ突出した補助事業費となっているものでございます。

活動実績の精査は、各団体から提出していただく実績報告書、領収書、通帳などにより適正に行っており、補助対象分に係る不用額につきましては返金を受けております。

また、受け入れ団体として、団体規約は当然にございますけれども、予算執行に係る規約等につきましては、ほとんど定められておりません。しかし、交付する市側から、補助金の適正な執行等についてと題した留意事項を個々に配付をし、補助金の適正な執行に努めていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

今のお答えの中で2点ほど、再度質問をさせていただきます。

今おっしゃったように、各末端団体へ人数配分をされているような話ですけども、それは実態の報告があるなしにかかわらず配分するという意味なのか、いわゆる実際にこういうふうにやりましたから金下さいよという話ではなくて、とにかくお金をあげますと、自分たちで適当に考えなさいという話なのか、まず1点目は。按分というのは非常に怖いところがありまして、事業の中身がなくても按分はお金が来るんですよ。実績報告じゃないですから。それは非常にちょっと疑問に思うところです。ただ、実際に、僕はこの市民会議を否定しているわけじゃないです。やっているところは結構見えています、やっているところはやっている。ただ、やらなくてもお金がもらえるというこの怖さを指摘しているんです。

もう一点は、予算執行に対して規約がないけれども、市のほうから何かそういうのを出していると、これはどういうルールか知りませんが、また後で見せていただきたいと思っておりますけれども、これは、いわゆる適正化法律にかかわる文書と類似しているものかどうかということですね、それを確認して、2つの回答をお願いしたいと思っております。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 再質問にお答えします。

やらなくてもお金がもらえるというようなことでは決してございませんで、当然、そ

の年々の終わりには実績報告書というものが当然出てまいりますので、そうしたもので厳正に審査をいたしまして、翌年度また申請に当たってはそうした各校区の事業の内容、そうしたものを十分精査しながら翌年度のまた各校区から上がってくるそういう申請に対しては審査をし、不適切であれば補助金の減額等につなげていくということでございますが、現時点ではそれぞれの校区において非常にいい活動をされておると思っていますので、適正な補助金になっているかと思えます。

それと、もう一つ、もう一点につきましては、うちで示します要領でございます。補助金の適正な執行についてと題した資料につきましては、後ほどまたお手元に配付をさせていただきたいと思えますけれども、その補助金の使い方につきましては、会議費とかどういうものに、食料費にはどうしたものが使えるとか、印刷製本にはよろしいよとか、そういった決めごとを書いてございますので、一番大もとはやはり山県市の補助金等交付規則によりまして、さらにそこから細分したものをまたお渡しをしているというようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

私も青少年育成に長い間、約30年ちょっとかかわってきたわけですがけれども、これは過去の話、現在の話という言い方はあえてしませんが、過去、そういう子供会の団体であるとか、ジュニアリーダーズクラブの団体の面倒を今も見させていただいているわけですがけれども、ある団体の方々は、我々のほうに写真だけほしいということで我々の写真をお渡ししたことがあります。後で見たらそれが青少年市民会議の中で使われていたということがございました。あえて言いますが、現在はないというふうに信じておりますので、そこをもってやっぱり精査をしていただきたい。それはまた一般質問の中で補助金関係、企画財政課長にもいろいろお伺いすることになっていきますので、これ以上はこれに対してはやめまして、次の質問に入らせていただきます。

教育長にお尋ねします。

資料4-2、ページの7ページ、決算についてですが、平成26年度は全体決算に対して教育委員会決算は構成比率で9.3%でした。平成27年度の構成比率は8.1%です。明らかに極端に減っているわけですね、これは。山県市教育委員会の事務事業点検評価結果、一緒に配られた資料ですが、見ますと、A、順調に達成しているもの、73%、B、おおむね順調に達成しているもの、27%、C、達成見込みであるが課題があるものは0%ですと、ましてDに順調でないもの、丸々ゼロ、この結果CとD、特に特筆すべき0%

ということなのですが、これにはさすがに驚かされるわけですがけれども、この評価結果を非難するつもりはないです、誰でも委員になれば外野と違いまして悪い評価を出すことはそれなりに勇気が要るということもわかります。逆に言いますと、これだけの達成率が高いということは、一般的に判断すると予算が削減されてもしょうがないじゃないかと思われてもやむを得ないということにもつながってきます。

しかし、多分、当然この結果については賢い教育長ですから、教育長自身はよしとされているとはとても思えません。このような予算がどんどん減っていく状況、また、それが達成見込みがこんなに達成しているんだからもう予算は要らないよというような話になってくる可能性が出てくることに対してどのような考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 質問にお答えします。

今の御質問は、教育委員会の事務事業の点検評価の結果と、それから、27年度決算の対26年度比の大幅な減額との関係についてお尋ねかというふうに捉えております。

まず、27年度決算の対26年度比の大幅な減額についてでございますが、それぞれの事業ごとに、年度によってそれぞれ増減がございますが、26年度までの年次計画で進めてきたトイレ改修事業が27年度はございませんでした。これで1億3,000万ほど減じております。

また、同じように梅原スポーツランドテニスコート改修事業で3,000万ほど減じているのがこの主な要因かと考えております。

次に、教育委員会の事務事業の点検評価の結果との関連についてでございますけれども、点検評価の対象となる事業の中に、予算、決算にあらわれてこない事業が幾つかあり、議員御指摘の評価結果がある意味よくない影響を及ぼしているのではないかという点については、現時点ではないというふうに考えております。

例えば、点検評価の結果について御報告させていただいたときにも触れましたけれども、地域とともにある学校の推進事業、これは評価結果がAとなっております。この事業は次の御指摘である学校と社会教育との連携にも関連しますけれども、本市の社会教育の大きな財産の1つである学校コラボ事業をより学校運営と一体化させようとするものです。このことで27年度中にやるべきことは、教育委員会規則の改正とその理念の共通理解が主な内容でした。これらの点について、学校はもちろん、学校コラボの事務局、学校評議員等の地域の方々への説明と同時に協議を重ね、規則改正も行いました。その結果として、さきにも申しましたが、評価結果はAとなっております。

しかし、このように事業として大きく前進をさせましたけれども、決算には全くあらわれておりません。このような事業が幾つかあるということをも御理解いただきたいと思えます。

さらに、たとえ点検評価の結果がAであっても、次年度以降内容を充実させていかなければ意味がありませんので、たとえAのものであってもそのことを課題として挙げております。

このように点検評価の結果がAやBであったからそれでいいというわけではなく、充実に向けて必ず課題を挙げておりますので、その課題を克服すべく前進、向上が停滞することがないように努力していくつもりでございます。

また、今回議員のほうからこのような御指摘をいただいたことを受けて、教育委員会として新たに取り組むべき課題ができたときに、生じてきたときには、それを点検評価の対象としていくというような柔軟な考え方も必要ではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） わかりました。

じゃ、次の質問に入ります。

また、再質問については後でさせていただきます。

決算結果を踏まえた今後の事業についてということで、資料がたくさんにまたがっていますが、先ほど生涯学習課長や学校教育課長と類似してきますので、それを踏まえてお答えをいただきたいと思いますが、不登校の児童・生徒の問題や学校教育環境問題、それから社会教育環境問題等、まだまだ山積していると思うんですね、学校教育も重要でありますけれども、社会教育との連携事業というのは不足しているように僕は思えるんです。事業評価なんか見てみますと、図書館での読み聞かせ事業や同じく図書館講座ですけれども、回数を見ても非常に少ないと、何か単なるお茶を汚してやりましたよとっているような気がしてならない。こういう地域での活動がもっともっと大事ではないかなというような気がします。

それから、何回も話が出てきております国際交流事業の話が出てきておりますが、これは継続問題をどのように考えておるのか、決算結果を踏まえて判断いただければ結構かと思えますけれども、今後の予算編成にどのように反映していくつもりなのか、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 質問にお答えします。

まず最初に、不登校の問題についてでございますけれども、先ほどの学校教育課長の答弁にもつながるものですが、不登校の問題は子供たちの所属する集団の状況との関連が非常に大きいかなと、そういうふうに考えております。ある意味では、集団への不適応というか、そのことが原因となって不登校となると、そういう問題が大きいような気がします。そのことで、27年度不登校の児童・生徒が増加したということについて、教育委員会でも重く受けとめ、今まで行ってきた相談員の配置、それから学級担任等による家庭訪問、これ、十分に各学校は行っていただいておりますけれども、そのことだけでは対策として不十分ではないかというようなことで、さらに最初に申し上げましたように、集団の状況との関連というあたりにメスを入れて、集団の状況を捉えたり、その中における一人一人の個の存在の状況、そういうものを把握するような、アセスというような取り組みがありますので、そういうことも新年度に入って学校のほうで導入するように働きかけ、研修を行っております。

それから、2点目の学校教育と社会教育との連携が不足しているのではないかという御指摘についてですけれども、学校教育と社会教育との連携ということについて大きく2点考えております。

1つは、既存のいわゆる連携にかかわる事業を充実させていくと、このような方法を1つ考えております。これは183ページの古田紹欽記念館やその後の花咲きホールの文化施設の事業を活用した学校等への芸術のアウトリーチなどの活動があるわけですが、それを積極的に展開することにより、例えば子供たちがやまがたりという市民劇に参加することがふえたり、コンサートの鑑賞やお茶教室などに参加する子供たちもふえておりますので、そういうことも含めてさらに今までの事業を充実させていくと、そういう方向が1つ大事なかなと思っております。

それから、もう一点は、社会教育と学校教育との連携という点で、やはり新たな視点での連携の構築、そういうことも取り組んでいくべきではないかなというふうに考えております。

さきの質問でも触れさせていただきましたけれども、学校と地域が一体となった学校運営協議会、地域とともにある学校の会による取り組み、例えば1つ学校運営の主体的な参画が今幾つかの学校で始まろうとしていますので、そのことを支援し、さらに充実させていくと、そういうことがありますし、また、社会教育施設と学校の子供たちの使う副教材との連携を図ることができないかとか、文化財事業へ学校関係者をもっと参画できないかとか、それから、生涯学習関係事業を活用した学習支援ができないかとか、

いろいろなことを新たに今いわゆる山口市が持っている社会教育にかかわるそういう財産、そういう資本を学校教育にももっともっと別の視点で活用していくと、そういうことをさらに取り組んでいく必要があるなというふうに考えております。

それから、2点目の図書館読み聞かせ事業、図書館講座についてでございますけれども、図書館の読み聞かせ及び講座は、子供の読書活動推進計画に基づいて、図書館のみならず小中学校、保育園、児童館等の施設、家庭などの連携による市全体の取り組みの一環であります。小学校で朝活動という帯の時間というか、朝活動の時間があって、その中の一コマを読み聞かせに使ったり、それから、高校生による幼稚園等での読み聞かせなど、決算結果にはあらわれてこない活動もこの中には幾つかあります。図書館等における講座については、参加者をふやす努力をさらにしていかななくてはいけないなというのを考えておりますし、さらに図書館講座については親子を対象にしたものでありまして、物づくりや遊戯等、いろんな活動が入っておりますので、その専門的知識を有する方の参画をお願いしたりということもさらに考えて、人的対応等も含めてさらに充実させていくことが必要であると考えております。

最後に、国際交流事業の継続問題についてでございますけれども、さきに減額補正予算に関連した国際交流事業の継続につきましては、これまでアメリカ合衆国のオレゴン州フローレンス市との友好関係都市協定に基づく青少年の海外派遣を行ってまいりましたが、現地、いわゆるフローレンス市のホストファミリーの会が解散してからは受け入れが非常に難しい状況となっており、平成27年度は実施ができましたけれども、本年度は派遣事業を断念せざるを得ないという状況になってまいりました。

そこで、教育委員会としましては、フローレンス市との市民レベルの草の根交流は継続しつつ、青少年の海外派遣につきましては、交流に基づく海外派遣から、ある意味グローバル社会を見据えた広い視野を持って多様な価値観を理解して自立した青少年を育てると、そういったような目的の研修を主目的とした海外派遣に転換していきたいと、現在検討を進めているところで、検討がまとまり次第来年度の予算編成にもぜひ盛り込んでいきたいと、そんなふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ちょっと誤解を招いてはいけないので、先に訂正をしておきますが、図書館事業のそういう読み聞かせですとか、図書館講座というのは、この資料を見てもらってもわかりますように、非常に少ないんですね。8万8,000円、1万2,000円という少額です。僕は逆にもっともっと充実させたらどうかという意味ですので、誤解の

ないようにお願いしたいと思います。

それから、これから再質問ですが、教育長とは私、実は長いおつき合いをさせていただいております。高富中学校におみえの時代から、それから県に戻ってこられてからのつき合いも随分長いわけですが、なかなか優しい方で本音を言われるのが少ないたちかなというふうに思っております。

そこで1つ、まず一点目は、先ほどの学校教育課長がおっしゃった保健室生徒の問題ですが、僕は基本的に運動会とか、学園祭があるときには、意外と当時、けがは別ですよ、保健室へ来て、保健室の先生に悩み事を伝えたり、ぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ言って、もう帰りたいとかという子供は少なかったという集計を見ているんです。当時それは教育長が校長先生をやってみえるときに一緒に見たはずなんです。それを考えると、学校教育課長が言ってみえるのとは逆ではないかな。先ほど学校教育課長がおっしゃいましたよね、児童・生徒の居場所を探してあげるんだと。意外と、そういう運動会なんか居場所があるんですよ、頑張ろうという。というときは、必ず子供たちって頑張れる、余り保健室へ来なくても頑張れる、けがは別です、先ほど言いました、と思うんです。ですから、そういう居場所を、特に中学校が多いわけですから、中学校なんかはいろいろなパターンで子供たちの居場所を見つけてあげる方法が大事ではないかなと、まず1点思います。それに対する教育長の見解。

それから、もう一個、僕は大きく分けると学校教育、社会教育、家庭教育と子供を育てるには3つ大きな柱があるかなという気がします。これを区分するのはいろいろ考え方がありますから違うかもしれませんが、多分これでそんなに異論はないだろうと思うんですが、どうしてもマスコミが取り上げるのは、その生徒に何か問題があったときは必ず学校教育から先に入ります。僕はこれに対しては異論があります。子供を育てていく段階、先ほどの図書館のそういう読み聞かせからスタートしているわけですが、まず一番は家庭教育なんですよ。並列じゃないと僕は思うんです、個人的には。まず家でどういうふう子供を育てていくかが一番大事、その次に学校教育と社会教育が並列してあるのではないかなというふうに思っておりますが、だから、もっともっと学校教育と家庭教育、地域教育にもっと連携を図ったらどうかというのはそこです。

その2点について教育長の再質問としての見解を求めます。

○議長（上野欣也君） 簡潔に。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

まず1点目の不登校にかかわる居場所にかかわる問題についてですけれども、先ほど

もお話しさせていただいたように、集団の状況と個の状況、集団への不適合という点を考えると、先ほど言いました学校行事等で、ある意味で集団が大きなものに向かっていくと、そういうときに子供たちがそれに入れるかどうかというあたりが以前と比べてそれが入りにくい子供たちがふえているなど、そんなことを感じるところでございます。そういう意味では、先ほど言いましたように、集団の状況とその中における個の位置、そういうものをきちんと捉えた指導というのを今後進めていく必要があるかなということで、先ほどのような取り組みを今始めようとしているところです。そういう点で御理解いただけたらなと思います。

それから、家庭教育、学校教育、社会教育の関係、それぞれの位置づけで、今、議員御指摘のとおり、家庭教育が全てのベースになるのではないかと、そういう点については私もそのとおりだというふうに考えます。そういう意味で、ぜひ、今、家庭教育にかかわるところへの取り組みとしましてやっているのが、PTAの活動がありますね。そのPTAの活動に対してできるだけいろいろな視点で家庭へ持ち帰っていただけてできる取り組み、例えば本年度のPTAの研修では、防災についての研修がありましたけれども、例えばその防災についても家庭へ持ち帰って家庭で子供と一緒にというようなこともお願いをしつつ、それから、さらに、特に昨今問題になっているいわゆる携帯等のスマホとか、携帯等の問題ですけれども、これについても何度も繰り返し家庭での働きかけというのをお願いしているところです。

そういう意味で、ぜひ家庭のほうでもそれぞれの状況をまず子供たちが置かれている状況というのをまず認識していただいて、それに対して家庭でできることというのをぜひやっていただくようにという働きかけは今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君にお願いをします。提出議案に対して鋭角的に質問をお願いします。逸脱しないようにお願いします。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） もう最後で答えは要りません。また改めて、次回以降に教育長の考え方を聞きたいと思っております。ただ、これから少子化問題、それから地域との連携ということが大事になってくると思っておりますので、それを含めて今後も対応していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、1件の質疑をさせていただきます。

議第75号、資料番号1番、ページ12の山口市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですけれども、主な内容は、4階建て以上の場合は特別避難階段を設けるということなんですけれども、市内には該当する施設はありませんよね。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えいたします。

今回の一部改正の対象となる施設でございますが、ゼロ歳から2歳児を対象に地域型給付を行う事業のうち、小規模保育事業A型、または事業所内保育事業を行う施設で、保育室を4階以上に設ける場合の避難用設備の基準について改正しようとするもので、現在、本市においては該当施設はございませんので、お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それに関連してですけれども、今市内は2階建ての保育園が多いと思うんですけれども、そのかわり、避難施設として非常滑り台が設けてあるんですけれども、そういった非常滑り台、訓練というようなことは日常の中でされているかどうか、その点、1点お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えをいたします。

本市の保育園で2階建て以上の施設は5施設ございます。その中で滑り台を設置している保育園は2施設で、あとの3施設は階段となっております。

避難訓練につきましては、どの施設においても毎月開催をしてございますが、滑り台の訓練については2園とも年に2回開催をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。この議場の時計で10分から再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位3番、寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、通告のとおり発言させていただきます。

3件の質疑をさせていただきます。

1件目、財産貸付収入について、認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてです。資料4の42ページ、43ページの歳入、県支出金、目1の財産貸付収入の収入未済額53万9,630円の内訳をお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

収入未済額53万9,630円につきましては、高富地区佐賀地内にございます善隣住宅に対する住宅敷地使用料の平成27年度未収分でございます。

その内訳でございますが、まず、平成27年度、現年度分といたしまして、9戸分の敷地使用料41万2,380円の収入となるところが、4戸分16万3,925円が未収となっております。

また、平成23年度から平成26年度までの滞納繰越分が、4戸でございます、総額37万5,705円となっていることから、合わせて53万9,630円が平成27年度決算におきまして収入未済となっております。

なお、平成27年度分の未収4戸の内、1戸、5万1,350円につきましては、出納閉鎖後に納入が確認されておりますので、平成27年度につきましては、実質3戸で11万2,575円となることをあわせて御報告させていただきます。

今後につきましても、未収金の納入に向けた作業を続けてまいりまして、収入未済の解消を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

前年度からの未収分もあるとのことだったんですが、今後も引き続き未収のほうも徴収されていかれるということでしたので、御答弁ありがとうございます。

2件目に行きます。

財産管理費についてです。

1件目と同じく決算の認定についてです。

資料4の58ページ、59ページ、歳出の総務費、目5、財産管理費の節、需用費の不用

額1,181万674円の内訳をお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

歳出、総務費のうち、目、財産管理費、節、需用費の不用額1,181万674円について、その内訳は、消耗品費39万3,778円、光熱水費345万1,890円、燃料費600万1,750円、修繕費196万3,256円です。

不用となった主な理由ですが、燃料費については、レギュラーガソリンや灯油の単価が昨年度中の原油安の影響で当初の見込みより低額で済んだこと、レギュラーガソリンについては、使用量も見込みより少量で済んだこと、光熱水費については、主に電気使用量が見込みより少なく済んだことによります。予算見込みは実績をもとに計上させていただいておりますが、例年、経費節減をお願いしており、不便等を感じながらも御協力をいただいた結果と感謝いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

レギュラーガソリンなどの値段によっての不用額が出たということでしたので、あと、今答弁の中にあっただけですが、日ごろから節電などをされているということで、その部分の削減もあっての不用額だと思います。それに節電や節約についてなんですけれども、それをきつく進めていくことによって職員の方に不都合や不便なことというのが今起きている現状ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 総務課長の立場といたしまして、職員の職務状況、労働安全衛生法上の責務も負っておりますので、例えば冷房を入れるときに何度以上になったら入れるとかというようなルールと実際の執務環境が暑過ぎないか、寒過ぎないかとか、また冬の場においても同様の話がございまして、一方でそういった需用費のほうの支出を預かっている立場上、節約させていただくという部分と、あと職員のそういった労働環境を維持するという部分とバランスをとりながら、よい環境に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

3件目に行きます。

プレミアム振興券事業についてです。

資料4—3、決算成果説明書56ページ、プレミアム振興券事業についてお尋ねいたします。

1点目、プレミアム振興券協議会の構成はどのようでしょうか。

2点目、成果説明書には事業成果として市内の消費が喚起されたとあるが、経済効果は数値的にはどのようでしたでしょうか。市としてのこの事業の評価はどのようかお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、1点目につきまして、当該協議会は市内における消費需要を高めるとともに、市民の消費意欲を喚起することによりまして、地域経済の活性化を図るために、市が発行する山県プレミアム振興券を効果的に推進することを目的として、商工会、市内金融機関、市等の連携を目指して設立したものでございます。

具体的には、市商工会、十六銀行高富支店、大垣共立銀行高富支店、岐阜信用金庫高富支店、JAぎふ高富支店、日本郵便株式会社、市社会福祉協議会及び市役所で組織をいたしました。なお、岐阜女子大学の教授と岐阜経済大学の講師にはアドバイザーとしても参加をしていただきました。

2点目でございますが、実施に当たりましては、振興券の消費者によるアンケートを実施いたしました。取扱店へは回収手数料を支払うなどの協力を求めましたが、集めることは正直言いまして容易ではありませんでした。結果的に444件の回答を得ましたので、ある程度の信頼性が持てる標本数になったかと考えております。

そこで、この444件のデータをもとに、岐阜経済大学の講師に分析依頼しましたところ、山県市プレミアム振興券の消費喚起効果の推計金額は7,590万円ほどと報告を受けております。この金額をどのように評価するかということは難しいのですが、アンケートの意見の中には、これまで足を運ぶことがなかった店舗に行くきっかけとなったというような御意見もあり、それなりに評価できるのではないかと考えております。

また、報告書の中では、山県市の行った市民販売、一般販売という方式は、手間も人員もかかる部分はあるが、市民、住民に対する公共性、公平性という点では達成できた部分とも評価いただいております。

また、今般の施策は、実質的には国が仕掛けた施策ではございましたが、本市が先行して実施しておりました山県まちづくり振興券を加速化させるために活用できた点などを鑑みますと、本市の事業は成功であったのではないかと自負させていただいたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 4 番、加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） 議長のお許しを得て本会議にて初めての質疑の機会を与えていただきありがとうございます。加藤裕章でございます。諸先輩議員の皆様、職員の皆様には今後とも御指導を賜りますようお願いいたします。また、ふなれな点もありますので、お気づきの点がございましたら、御指導のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従い、2 点お尋ねをいたします。

まず、1 点目でございますが、認第 1 号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料 4—3、136ページ、香り会館管理事業につきまして、産業課長にお尋ねいたします。

平成27年度から山県市が直営となり、地域おこし協力隊の方を活用して取り組まれておりますが、26年度から27年度にかけて香り会館の利用者数が 1 万2,640人から6,241人に、また売上げが499万4,000円から128万9,000円に減少しております。この大幅に減少した原因についてお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 加藤議員の御質問にお答えします。

香り会館の売上げは前年の約 4 分の 1、体験利用者数が 3 分の 1 と大きく落ち込んでおります。この原因につきましては、ほかにもあるのかもしれませんが、私のほうとしては次の 3 点が大きな要因ではないかと思っております。

まず、1 点目が、2 カ月間、4 月、5 月ですがここを休業していたということでございます。

次、2 点目が、平成27年度の香り会館の運営については、専門知識を持ち、運営を指導できる職員がいないため、指定管理者制度導入時のようなサービスはできないと考えておりましたので、体験教室等の開催に必要な予算は計上をしておりませんでした。このため、26年度まで行っていた体験教室を全て行うということができなかったことでございます。

最後に、3 点目でございますが、指定管理者が指定管理終了に伴い在庫品等の処分を行ったため、販売できる商品が極めて少なかったこと、以上でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） 再質問はいたしません、より今後充実した管理運営をしていた

だくことを期待いたします。

それでは、2点目でございます。

議第77号、平成28年度山県市一般会計補正予算、資料6、12ページ、防災対策費、防災リーダー育成講座委託料につきまして、総務課長にお尋ねいたします。

近年、地震や豪雨、台風など、さまざまな災害が日本各地で発生しておりますが、特に、過去の地震災害時には、行政機能が麻痺し、公助の限界が明らかになりました。地震発生直後には避難誘導や避難所運営など、地域コミュニティで相互に助け合う共助が重要になってきます。

そういった意味では、地域の防災リーダーを育成することは大変重要な取り組みであると思います。

そこで、講座の開催時期、事業の内容、また対象者は自治会で役を務めてみえる方なのか、また広く一般募集をするのか、また募集方法についてお尋ねいたします。

次に、2点目として、講座を受講された防災リーダーの方々が、災害時にはもちろんですが、平常時に今後どのような場で活動していただくことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

1点目につきまして、今回、市で計画している防災リーダー養成講座では、日本防災士機構が作成した防災士教本を教材とし、大学教授等の有識者による自然災害や地域の防災活動等の幅広い防災・減災についての座学と、消防署の指導による普通救命救急や災害図上訓練、避難所運営訓練等の実技を受講していただこうと考えております。

講座内容にしてこれだけのボリューム感がありますので、延べにして3日から4日、12月から3月上旬の日曜日に開催する方向で調整しております。

対象者は、会場の都合もございますので、流動的ではございますけれども、40名程度、主に地域防災リーダーとしてそれぞれの自主防災組織の中核的存在となっただき、地元で活躍していただける市民の方を想定しておりますが、小中高の教員、本市職員、社会福祉協議会の職員など、本市内で防災の業務に携わる可能性のある職についておられる方々も対象に幅広く募集していきたいと考えております。

募集方法としましては、市内全戸配布のチラシや市の広報誌、ホームページ、同報無線等で呼びかけを行ってまいります。

2点目については、今回開催予定のリーダー養成講座を受講された市民の方々にはぜひ、地域防災リーダーとしてそれぞれの自主防災組織の中核的存在となっただき、

日ごろから地域の防災・減災活動の場で御活躍いただきたいと考えております。

また、担当課長といたしましては、当該講座を複数年継続させていただき、地域の防災・減災の防人、人づくりの礎として活躍していただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

防災リーダーを受講して終わりではなく、受講された後もリーダーの方で連携しながら地域の防災活動をされていくことを期待しております。ありがとうございます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告のとおり2点、お尋ねをいたします。

1点目、議第79号 指定管理者の指定について、資料1、山口市議会提出議案、14ページについて福祉課長にお尋ねをいたします。

児童虐待について、発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法の一部改正が本年10月1日より、また一部は平成29年4月1日から行われます。これにより、市町村の役割や責務が明確になり、その対応が求められているところであります。全国的に児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談件数は増加の一途をたどり、死亡事例の4割強がゼロ歳児であることや、育児によるストレス、育児不安、子育てに苦悩し、解決策が見つからず起こるとの指摘があります。

今回の指定管理者の指定としてNPO法人かばさんファミリーが指定をされました。その業務内容に乳幼児と保護者を対象とした事業、また小学校就学前児童の子育て家庭を基本とした子育て支援の情報提供と必要に応じた相談、助言とありますが、まず1点目、本市は11月を児童虐待防止月間として力を入れておられますが、そういう連携がしっかりとれる体制なのか。

2点目、子ども・子育て利用者支援事業に平成27年度の相談件数が826件あったとのことです。その内容。

3点目、別の相談窓口で児童虐待の相談は何件あったのかお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

1点目の指定管理者との連携がしっかりとれる体制であるかについてでございますが、今回、指定管理者として指定をお願いしているNPO法人かばさんファミリーは、昨年

度から開始した山口市子ども・子育て利用者支援事業を委託している事業者でございます。

現在、子育て支援に係る情報提供や子育てに関する相談、助言業務を実施されており、これまで、市及び市の関係機関と連携を図ってこられました。指定管理者となった後においても、これまでと同様に市との連携体制は整っているものと考えております。

2点目の平成27年度子ども・子育て利用者支援事業の相談内容についてでございますが、相談件数のうち約8割は電話による相談で、2割が相談窓口の利用でございます。

内容といたしましては、児童虐待に関するような重篤な相談はなく、子供の発達に関することやアレルギーに関する事、夜泣きや家族とのかかわり方、施設の利用方法など、多岐にわたっております。

3点目の別の相談窓口での児童虐待相談件数についてでございますが、平成27年度に市が受け付けた児童相談の件数といたしましては53件でございます。そのうち、児童虐待に関するものは8件ございました。

その内訳といたしましては、児童相談所を通じての相談が7件と他市の福祉事務所を通じての相談が1件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

市が受けた相談件数が53件、うち7件は実際虐待が認められた件数とのことでした。また、826件の利用者支援事業の相談内容の中に夜泣きや家族とのかかわり方の相談もあるとのことでしたが、ここにある意味、初期的な相談となり得るところかもしれませんので、小さな声に耳を傾け、適切な判断が問われます。

そこで、再質問ですが、何らかの相談をされた現在53件のうち、児童館事業に参加している児童の対応として適切な連携ができるのか、福祉課長に再度お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えいたします。

市が受け付けた子供の虐待の相談については、速やかに児童相談所と連携調整を行い、緊急性など、個々の事例の状況に応じて安全確認の実施時期や方法等の対応方針を決定してまいります。安全確認については市の職員、または市が依頼した関係者によって直接目視にて確認することとしていますので、議員御発言の事例等についても必要に応じて指定管理者とも連携を図る必要があると考えておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

指定管理者の指定に関する質問ですので、以上とさせていただきますが、委託する一つ一つの事業が利用者のニーズに合った支援につながるよう連携を密にさせていただきたいと思います。

次に、議第77号 平成28年度山口市一般会計補正予算（第2号）、資料6、11ページ、障がい児給付金について再度福祉課長にお尋ねをいたします。

障がい児給付金1,854万8,000円の内訳と理由をお聞きします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

今回増額をお願いしております障がい児給付金1,854万8,000円の内訳でございますが、発達に障がいのある未就学児の療育を行う児童発達支援に154万8,000円と就学児の療育指導を行う放課後等デイサービスに1,700万円でございます。

児童発達支援の増額理由につきましては、本年4月以降に専門的な療育が必要な児童が1名増加し、市外の療育センターへ通所することとなったことによるものでございます。

また、放課後等デイサービスにおいては、本年4月以降に山口市近郊に新たに3つの事業所が開設され、受給量が増加したことにより、利用者の利便性が向上し、利用児童が3名増加したことと、さらに基本支給量の上限である1カ月当たり23日分を支給することになったことによるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 発言通告しておりませんが、1点、先ほど2番の加藤議員が質問いたしましたことについて、改めてお聞きしたいと思います。

資料ナンバー4ー3、香り会館の事業についてですが、産業課長にお伺いします。

以前、事業仕分けのことで香り会館は新聞にも出て必要ないと出たようなことがあります。まして、指定管理を募集したときに、指定管理に募集も来なかったということで、山口市職員、それからまちづくりの協力で今運営しているということですが、赤字経営ならこれは潰したらいかがでしょうか。1点お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 潰すということにつきましては、まず事業仕分けでなしにするということではなく、この中でほかの企業さんとかそういった団体に何とか活用してもらう方法を探したらどうかというような中で26年度に募集をしたんですが、それについては募集がございませんでしたので、御存じのとおり去年の5月から地域おこし協力隊を雇いまして、にぎわいのある場所の創出をということを目指してやっておるんですが、今職員の人件費だけ抜けば、基本的には私どもの試算ですと指定管理料を払っているよりは安くというかマイナスは少ない状態であるというふうには思っておるんですが、ただ、あくまでも職員がかかわっておりますもんで、マイナスになっているということです。ただ、あと、これをどうしていくかということについては、簡単にちょっと今ここでどうこう言うことはできませんので、うまくいくようにいろいろ皆で検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 担当課長ではなかなか難しい最終決断が出せないということはいくつもわかりました。

それでは、再質問として市長のほうに振らせていただきます。

今、いろんな、これも1つ指定管理のやつも入っておりますが、お金を渡すからやってくれというやり方は最近多いんですが、やはり市役所の職員の人件費の分が浮くから指定管理に渡すという形なら僕は指定管理はいいと思うんですが、一部では指定管理料という名目のもと1銭も払っていない指定管理もあれば、膨大な指定管理料と人件費を出してやるところと幾つかあるんですね、これ、調べてみると。この差はものすごく大きいと思います。そんなことであれば、職員をふやして、職員の人件費だけでやれば十分できるような指定管理料を払っておるところも幾つかあると思うんですが、相対的、全体的で結構ですので、市長、一言御答弁いただければ。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまの指定管理につきましては、それぞれ指定管理の施設によりまして非常に大きな違いがあります。例えば今回の児童館ですと、職員が今いました。そして、指定管理に出しますと職員は帰ってきます。そこで、今回のような場合に

は、一番特徴的なところは、前に職員から私はこういうことを聞かれたことがあります。それは、利用してみえる方から、え、あなたは独身なんですかと、独身の女の子がやっていたので、そうしたらその女性は、私があそこで働いていてもいいんでしょうかというような話もございました。そういったことも、職員の対応が事務的な職員が三、四年でローテーションで行く職員ですとそういったことになりますので、やはり指定管理というのは基本的には、その施設にもよりますけれども、やはりそういったノウハウを蓄えていただきながら、より施設の利用の向上をお願いしたいということです。

最初は3年です、その次は5年というような形ですので、そういった基本的なところがございます。そしてまた、今回のように事務的な職員ではなしに、今回の児童館ですと、今までそこで子供たちを預けていた、あそこで利用してみえた方たちが今回のような場合は、反対にそういった方たちが自分が子育てがある程度終了しました後に、その後自分たちがその中でそういった形で子育て支援の働き方をさせていただくということで、男女共同参画という観点からも新しく就職といいますか、働いていただく、そういった機会にもなりますので、そういった観点からも今後におきましても可能な限り民間の皆さんのノウハウをかりながら、それぞれの施設の向上を図っていきたいと思っています。

そして、指定管理料を払うところと払わないところは、それはその館によって収入のあるところかないところかということで、全く収入のないところにお金を払わなく、人件費から光熱費を払わなくて指定管理ができるものではございませんので、収入と支出のプラスマイナスにつきましては、それぞれの施設の状況によって全く大きく違ってまいりますので、そのことが大きなくりの中の指定管理の選定の基準になるものとは考えておりません。いずれにしましても民間のノウハウをかりながら、市民サービスの向上に努めていきたいというのが一番大きな目的でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 指定管理の中でもいろいろあるということはわかりました。わかりましたし、わかっております。でも、なかなか一般の人から見るとそういうことは理解できない。こっちはこっち、こっちはこっちとおかしいじゃないかという声が本当にあります。だから、今、全体のことをお聞きしましたが、やはり先ほど僕が質問したのは香り会館のことですので、香り会館については、今後指定管理をしていくのか、それとも、今のまま継続するのか、それとも縮小、やめろとは言いませんが、縮小してでもあそこの維持管理だけでやっていくのか、その方向性だけでも1つ市長のほうとして

お聞かせ願えればと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今の成果報告書を見て、私もびっくりしましたが、コメントが向上したと、数字の上では利用者が減って、費用はそんなに変わらずに、利用者の皆さんが減るということはいけませんので、今後におきましては、協力隊員の期間もございますが、やはり従来のような指定管理の方法が、職員が対応することと比較しますと、こちらのほうがサービスも向上するのではないかと思います。今、この中には職員の人件費は含まれていませんので、ここ2年ほどはかなり職員がかかわっておりますので、そういうことを考慮いたしますと明らかに指定管理がよりサービスの内容等、そして経費等につきましても私が御説明するまでもなく御理解いただけると思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これによって、これをもちまして、承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第79号 指定管理者の指定についてまでの9議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願

○議長（上野欣也君） 日程第3、請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので、許可します。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、お許しをいただきましたので、都市ガス導管埋設の中止を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

平素は山県市発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本市では、都市ガス導管の埋設が進められていますが、我々LPガス供給業者は長年にわたり地域の安全と快適な生活環境の維持に低廉なエネルギーの供給に努めてまいりました。近年、都市ガス利用への移行が行政主導で進められていると聞き及んでいます。地元企業といたしましては、今後のLPガスの需要量が減少すれば、やむなく廃業も視野に入れなければなりません。必然的に中山間地へのガス等の供給は困難になります。最近では、岩手県の岩泉町の河川の氾濫による水害を初め、全国各地で頻繁に

起きる災害は他人事ではありません。一朝有事に備えるエネルギーの供給にLPガスは欠かすことのできない存在です。本市は、企業支援課の設置による地元業者の育成を進めておられるのなら、なおさら我々の活躍の場を奪うことのないよう願うものです。人口減少とともに高齢化や過疎化が進む中において、市民の安全・安心の暮らしを最優先に思われるのなら、即刻、都市ガス導管埋設の中止を求めます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第4 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第4、質疑。

ただいまから質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第5、委員会付託。

承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第79号 指定管理者の指定についてまでの9議案は、会議規則第37条第1項の規定により、請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願は、会議規則第134条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日、13日は厚生文教委員会、14日、15日は総務産業建設委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時43分散会

平成28年9月16日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成28年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 9月16日（金曜日）

○議事日程 第3号 平成28年9月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

8番 福井一徳君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	総務課長	太田智倫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	石神彰君
市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君

消 防 長 藤 根 好 君 学 校 教 育 課 長 早 川 剛 君
生 涯 学 習 課 長 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、今回は1番年寄りの切り込み隊長ですけど、よろしくをお願いします。

一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。今年は、特に台風の発生が多く、8月30日に岩手県に上陸した10号台風は、岩手県と、その後北海道に大きな被害をもたらしました。被災地の皆様方には、心から御見舞いを申し上げます。幸いにして、本市においては大したこともなく、市民の皆さんも安堵されていると思いますが、このことは対岸の火、人ごとと思わず、あしたは我が身と思い、今後は市民一丸となって防災・減災に努めていくべきと念ずるところです。

それでは、通告に従いまして、今回の質問は1問、山縣市小中学校における防災教育の現状と今後のあり方についてです。

学校における防災教育は、災害、安全に関する教育と同義であり、減災についての教育の意味も含まれ、安全教育の一環として行われているものであります。防災教育で目指している災害に適切に対応する能力の基礎を培うということは、生きる力を育むことと密接に関連しています。今、多くの学校では、避難訓練のみの実施となっており、それ以外の取り組みをどのように行うべきかわからないというのを、そういう声も耳にします。このような現状を踏まえ、本市の防災教育の現状と今後のあり方について、学校教育課長と教育長に所見を伺いたいと思います。

1点目は、本市の小中学校における防災教育の内容、時間数、専門教材の有無等。

2点目は、避難訓練の年間の回数。

3点目は、東北地震、熊本地震後の防災教育の位置づけは変わったか。命を守ることの大切さ、自覚等です。

4点目は、防災教育の研修を受けた教師の数。

5点目は、防災センター、体験型学習施設の見学はされているかどうか。

6点目は、自然災害に対する効力感を考える上で、子供、教師、保護者との関係性についての学習の有無。

そして最後に、今後のあり方について、学校教育課長と教育長に伺いたいと思います。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） それでは、御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、防災教育は、将来を担う子供たちが生きていく上で、何よりも不可欠な生きる力を身につけさせるための教育であると認識をしております。

それではまず、御質問の1点目から5点目について答弁をさせていただきます。

1点目ですが、防災教育には、防災に関する基礎的、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって、防災について適切な意思決定ができるようにすることを狙いとする側面と、直面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関する実践的な態度や能力、さらには望ましい習慣の形成を狙いとして行う側面があります。防災教育は、児童・生徒の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものであると認識をしております。

このことを本市の小中学校における防災教育の内容や時間の面から考えてみると、主として、前者は体育科、保健体育科を初めとして、社会科、理科、生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級活動や学校行事などで取り上げております。なお、道徳教育は、生命の尊重を初め、決まりの遵守、公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義を持つものと考えております。

2点目の市内小中学校の避難訓練の回数については、防災に関する訓練として、各学校、年間3回以上実施をしております。

3点目ですが、平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、改めて学校防災のあり方を考え直す機会となっているとともに、防災教育は学校教育のみでできるものではなく、保護者や地域社会と一体となって行うべきものであることや、学校施設が周辺地域に果たすべき役割等についても、一層重視されてきていると認識をしております。

このことから、防災教育イコール避難訓練ではなく、学校、地域、行政が一体となって、みずから命を守るためのものであると考えられます。各学校では、この震災を契機として、避難訓練という名称から、命を守る訓練と呼ぶようにしております。

4点目の防災教育の研修を受けた教員については、本年度8月末までに約60名であります。教員免許更新講習、保健安全講習会、管理職養成講座等のさまざまな場において、研修をしております。

5点目の防災センター等の体験型防災学習施設への見学につきましては、本年度、これまでに見学の実施はありません。しかし、学校における命を守る訓練において、校舎内で火災から煙が発生したことを想定した煙体験を行ったり、実際の地震の揺れを地震体験車に乗って体験する等の活動を行ったりしております。また、AEDを使つての訓練も各中学校で行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 続いて、6点目の自然災害に対する子供、教師、保護者のあるべき関係についてお答えをします。

地震について次のような数字があります。平成7年の兵庫県南部地震、震災名、阪神・淡路大震災から、本年度、熊本地震までに震度6弱以上の地震が、48回発生しております。そのうち、教育活動中に起きたのは4回です。この数字からもわかるように、子供たちの命を守るためには、学校での防災教育だけでなく、家庭や地域における防災教育が大切であることは言うまでもありません。

そんな中、本年度7月の市PTA連合会の役員研修会では、県の防災士の方を講師とする、正しい知識は命を守るという講演が行われました。参加された保護者からは、災害に対する親子での意識づけをしていかななくてはいけない、災害が発生したときどこが安全かなどを話し合い、その内容を少しでも地域の方に伝わるようにしたい、また、PTAで防災マップ等をつくる研修を行いたいなどの声が寄せられました。中でも講師の方から、避難所への避難が危ないというフレーズが心に残り、考えを新たにしたいという参加者が多くみえました。東日本大震災でよく聞かれた津波てんでんこという言葉にもあるように、災害から命を守る上での親子のあり方等も考えていく必要があるかと考えております。

このように、子供たちを取り巻く保護者等の意識をより高めていくとともに、学校で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校における防災教育との密接な関連を図りながら、家庭や地域での実践的な教育の機会を設定し、家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力を育成する必要があると考えております。

例えば、家庭における家族会議、緊急地震速報放送時の訓練、防災センター等におけ

る体験学習の実施、地域の消防署や公民館等による防災に関する講座や体験学習、地域と学校の合同防災避難訓練の実施等が考えられます。また、児童・生徒が地域の一員としての役割を持ち、地域の防災訓練に積極的に参加できる体制を整えることも重要であるかと思えます。このような地域社会や家庭における多様で主体的な活動が、地域社会や家庭の教育力を向上させるとともに、将来地域を担うべき児童・生徒等の災害に適切に対応する能力の向上及び防災への自立を促すものと考えられます。本年度、山口市では10月に実施される山口市防災訓練において、市内の中学生が積極的に参加するよう計画を進めております。

7点目の防災教育の今後のあり方についてお答えをします。

防災教育の目的は、自分の命は自分で守る、そういう人を育てることに尽きると思えます。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、みずから危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要であると考えます。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする主体的に行動する態度を身につけさせることが極めて重要であると考えます。

実際の防災教育においては、命を守る三原則、1、想定にとらわれるな、2、その状況下において最善を尽くせ、3、率先避難者たれ、を身につけさせることを進めていきたいと考えています。教育の効果は、東日本大震災での釜石の奇跡と言われる釜石の子供たちの行動にあらわれています。

また、自然災害が多い我が国においては、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要であるかと考えます。ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い、ともに生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられています。よりよい社会づくりに主体的かつ積極的に参加、参画していく手段としても期待されており、このことは学校安全教育の目標の1つであり、山口市の小中学校においては、児童・生徒に進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことを大切にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目について、保健体育、社会、理科、生活科等の関連する内容のある教科書の中で取り扱い、実践的な面は特別活動の学級活動や学校行事で取り上げているというのですが、1年間での実施時間数はどれほどか、もう一点、今、教材についてが触

れていないんですけど、もしどんな教材が使っているかということがあれば、お尋ねします。

2点目について、避難訓練の具体的な内容についてお尋ねします。

3点目については、避難訓練の名称を、命を守る訓練と呼んでいるというまさしく災害から命を守る訓練、すばらしい呼び名だと思います。今後とも、この名称に恥じない防災教育をお願いします。この件については、答弁は要りません。10月の山県市の総合防災も、市民の命を守る訓練とかもう少し市民や子供たちにすぐ感じられるような、そういう名前も必要かと思います。

4点目については、教師の防災教育の研修修了者は、先生全体の何%か。

5点目については、防災センター等の体験型防災施設見学はこれまではないということですが、このような体験学習こそ小学生のころから必須と思いますが、ぜひ今年度からでもカリキュラムに余裕があったら組んでほしいと思います。

6点目については、10月の防災訓練には小学校の高学年も参加させてほしいと思うのですが、その点はどうか。

7点目については、ひとつ、地域社会の安全活動には、児童・生徒はもちろん教師も積極的に参加させてほしいと思います。そして2つ目として、子供たちの発達段階に応じた防災教育方針を、山県市独自のものを立ててほしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

以上、所見を伺います。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） それでは、再質問にお答えをします。

1点目の防災教育の学習時間数についてお答えをします。

学校の教育活動において、教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において防災教育を進めております。例えば、理科の時間において川の侵食について学ぶことは、災害の原因等について理解することとなり、防災の基礎教育になります。また、シェークアウト訓練など数分で地震から身を守ることを目指した防災応用教育もあります。このようにさまざまな時間において、場面において、防災教育は進められておりますので、具体的な時間数をカウントすることはできません。

また、教材等について御質問がございましたが、教材については文部科学省等から、防災教育にかかわるDVD等が配付されております。そういったものが1つの教材になると考えております。

2点目の避難訓練の具体的な内容についてお答えをします。

市内各学校の実態にもよりますが、どの学校も年に3回以上、命を守る訓練として避難訓練を実施しておりますが、その具体的な内容は、地震や火災が授業中に起きると想定した訓練、休み時間に起きると想定した訓練、児童・生徒にきょうは訓練を行うということを知らせずに実施する訓練等が行われております。また、実際の消火活動を児童・生徒が体験したり、児童の避難の様子を保護者が参観したりする学校があり、実態に応じて工夫、改善されていると認識しております。

4点目の防災教育の研修修了者は全体の何割かについてお答えをします。

28年度に研修を受講した教職員は全体で約4割となります。

5点目の防災センターにおける体験型学習を学校のカリキュラムに導入することについてお答えをします。

防災センター等で児童・生徒が体験することは大変有意義に考えられますが、各学校ではこれまでにさまざまな教育活動が展開されており、早急に導入することは困難であると考えます。しかし、議員御指摘のとおり、防災教育は現在重要な内容であると認識しておりますので、今後、防災センターの地震体験車を一層利用する活動を取り入れるなど、検討を進めていきたいと考えております。

6点目の市の防災訓練への小学校高学年も参加についてお答えをします。

先ほどもお答えしましたが、本年度は市内の中学生が山口市総合防災訓練に参加いたします。小学生の参加については、保護者とともに参加することが大切であると考えております。今後、親子で防災訓練に参加するよう、各地域、各部署からの働きかけをお願いしたいと考えております。

7点目の地域社会の安全活動への学校職員の参加及び子供たちの発達の段階に応じた防災教育指針については、地域の安全活動における地域と行政、そして学校職員の役割を明らかにし、その連携を第一に考え、防災教育指針についても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 我々の時代と違って、案外細かく分けてやられていることがよくわかりましたが、どうかひとつ、未来を担う子供たちの命の大切さということが、防災教育の中では一番大切なことですので、今後とも御努力のほどをよろしく願いいたします。

それでは最後に、林市長に防災教育についての所見を、今、学校教育課長、教育長からの話も、あるいはまた、林市長個人の考え方でもいいですので、所見を伺いたいと思

います。

私は、小学生のころ学校の図書室で「稲むらの火」という物語を読み、感動したことを今も鮮明に覚えています。今から162年前、安政南海地震津波の出来事を題材にした物語、原作者は小泉八雲。昭和12年から昭和22年までの10年間、国定教科書として掲載された防災教材として、日本でもアメリカでも高く評価されております。内容は今では誰しもが御存じでしょうが、今の和歌山県のかつての広川村の庄屋、濱口儀兵衛が、地震の揺れの後、海水が沖合へ退いていくのを見て津波の来襲に気づき、危険を知らせるために自分の田の刈り取ったばかりの稲に火をつけ、火事と見て消火に戻った村人たちを結果的には津波から救ったという実際にあった話です。地震後の津波への警戒、早期避難の重要性、人命救助の犠牲的精神発揮等を説いています。

翻って、今生きる私たちはどうでしょうか。私たちの北部地域の山林の上流は、間伐材の価値がないため放置され、集中豪雨、山崩れが起これば、岩手県と同じ災害が起きます。

先日、8月28日美山中央公民館で、総合ボランティア・サポートセンター主催による防災市民講座で岐阜大学の先生の講演と図上訓練が開催されましたが、本来来るべき人、学ぶべき人の少なさに私はショックを受けました。救われた気持ちになったのは、山県高校の学生が10人ばかりと引率の先生の参加であったことです。ちなみに、教育長と我々議員6人の姿は見ることはできました。学校関係者は皆無です。災害防災に対する危機意識の欠如とは言い過ぎかもしれませんが、そんな感じがしました。夏休みの日曜日は予定も多いでしょうが、命を守る訓練を標榜するなら、行動で示してほしいなと感じたのは私だけではないと思います。

そこで、今後の山県市の防災教育の所見を市長に伺いまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

防災・減災教育は本当に非常に重要なものでございまして、キーワードは防災と減災という言葉でございしますが、防災として、大きな災害を防ぐこと、例えば地震ですとか、台風ですとか風水害、そういった状況になるということは防ぐことはできませんが、しかし、地震を予知するとか台風の進路を予知して、それに対する備えをする、そのことが大きな減災になると思います。そういった観点から、議員のお話は、学校教育の中で大きく位置づけて進めてほしいという御要望だと思います。

教育長と課長が申し上げまして、ああいった状況で学校では行われております。ちょ

うど私は今週の火曜日の日、初めて夏休みの作品展の表彰をするということで、富波の体育館で、市内の小中学生の作品、3,000点だということを知りましたが、その3,000点の作品を見せていただいて、実感して思いましたのは、先ほどの議員の言葉にもありますように、学校では先ほどかなり細かく私たちの時代とは違った防災・減災教育をしている。そういった1つの大きな成果ではないかと思いますが、その夏休みの作品の中に、ハザードマップをつくっての出展が幾つかありました。ということは、学校の中で、そういったその教育の一環として進められているのかわかりませんが、子供たちがそういった作品をつくらうとする、その思いが今の防災・減災教育の1つの一端としてあらわれてきていると思います。従来のように、工作物をつくったり、朝顔ですとか、そういったつづったり、それからいろんなかるたをつくってメッセージを伝えたり、従来のような方法とは違った幾つかの視点から夏休みの作品として捉えられていて、その結果、子供たちが地域の、自分の町内のハザードマップ、それは水がつくと崖崩れだとか、橋が危険だとか、そういったコメントをつけていたということは、本当にこれも学校教育の大きな成果のあらわれではないかと思います。そんなことを思いますと、これから先ほど申し上げましたけど、教育長と担当が申し上げましたが、より一層そういった意識を持ちながら進めていかなければならないと思います。

そして8月の研修会に参加がなかったということですが、先ほどの1年の中で、40%の職員が、ああいった防災に参加しているということですので、100%の参加は当然見込めませんが、2年、3年たてば100%に近い数字になると思います。

市では、教育委員会も含めて、市民の安全と安心、命を守る活動はこれまで以上に皆さんとともに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、通告に従い、本日は2問ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、公約の検証と市政運営についてということで、いかにも題は大きなことを書いてありますが、いろいろ市長の今までのやつを読み返しまして、お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

市長は約5年前に8つの重点施策を掲げられ初当選されました。そして昨年新たに4つの重点施策を掲げて2期目の当選をされましたが、そこでまず、1期目の公約がどこまで果たせたのか、それと2期目の公約を4つにまとめた理由と施策の進捗は順調なの

か、まずは、1期目の8つの施策から順にお答えいただきたいのに加え、市長の施策が市政運営に生かされ、また、市民に対して納得できる行政運営ができていると思われませんか。

なぜ今、私がこの質問をとお思いでしょうか、それは市民の皆さんから振興券の使いやすさ、また現金にしてほしい、また国の補助金を積極的に活用しているが、実際新聞等を見ていると市外の学校、コンサルト会社、このようなところにお金を配って宣伝している新聞が多いというお話をお聞きします。そこで市民に対して、何もしていないのではないかといういろんな話がありましたので、対話と共感を掲げた市長にお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1期目の私の公約の進捗度でございますが、市のホームページにあります市長の部屋におきまして、74の施策等について進捗度を公開しております。これに沿いますと、現状では74施策のうち70施策については、完了または取り組み中となっております。率にいたしますと95%の達成になるものと言えます。ただ、取り組み中のものにつきましては、継続することが大切でもあり、まだまだ道半ばであると考えております。

次に、2期目の公約に関してでございますが、1期目の新たに始める8つの重点施策に対し、2期目は新たな4つの重点施策として公約に掲げました。つまり、前回の、先の8つの施策は継続していくことも必要である中、特に、2期目は施策をより重点化して、4つを掲げさせていただいたものでございます。

具体的に申し上げますと、子育て支援等の拡充、健康寿命化の推進、まちづくりの推進、市内企業の支援などでございます。

まず1つ目の子育て支援等の拡充につきましては、特に3歳以上の児童の保育所無償化と、幼稚園児の保育料のまちづくり振興券での補助が大きな施策ではないかと思えます。こうしたことも議会に御理解をいただきながら、前年度から実施しているところでもございます。

また、4つ目の市内企業の支援等につきましては、1期目のときには直接的な表記はしておりませんでした。1期目の在任中、この地域の活性化のためには、特に市内の企業の活性化が欠かせないという認識を強く持つようになったため掲げたものでございます。議会の議決をいただき、新たに、まちづくり・企業支援課も新設したところでございます。

また、次に現在配付している振興券を現金にしてほしいという御意見に関しましては、

確かに、日本銀行券は山県まちづくり振興券の使途を網羅しております。使い勝手がよりよい、使い勝手がよいことは間違いございません。ただ、地域を活性化させるためには、この地域内、山県市内での消費が欠かせません。そうしたことから、関係する市民の皆様方のお力もおかりして、市を活性化させようとする趣旨で行っている制度でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、国庫補助金等の活用についてでございますが、私は、市長就任以来、上京等をいとわずトップセールスに精を出すとともに、職員のやる気を引き出し、知恵を使わせて、この地域へなるべく多くの国ですとか、県補助金を引っ張ってこれるように努力してまいりました。そして、一定の成果を上げてきていることは、議員もお認めいただけるものと感じております。

こうしたさまざまな補助金に関しましては、公民館のように自治会に直接効果が及ぶものや事業者の起業、または拡張資金に直接つながっているものもありますが、目に見えて市内還元につながっていないようなものもございます。しかし、そうした補助金ですとか、東海環状自動車道や国道等の予算額の確保も含め、中長期的な視点に立ちますと、少なからず間接的には市民の皆様への還元につながっていくものであると確信をいたしております。

また、ここ2年ほどの地方創生関連の交付金につきましては、ソフト事業が主体となっており、国の趣旨を踏まえた発注において、直接的な請負をできる事業者が本市内には少ない場合が多いことも事実でございます。しかし、今後におきましても国庫補助金の執行の際に、市内企業者への発注がふえ、市内の需要が高まるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今の答弁を聞いていますと、やはり2期目も真ん中で、なかなかよくできた市民にアピールするような答弁だと私は思いますが、何も市長の足を引っ張るつもりでこんなことを言っておるわけではありませんので、一生懸命頑張っていたというところは理解をしております。

先ほどの答弁漏れが1つございました。

振興券については、やはりいま一度考え直していただきたいというところがあります。その点はどうかと。また、95%成果を上げたとの御発言でしたが、それでは2期目の現在は、今何%、林市長が市政に対して、市民に対して浸透していると思いませんか。

また一部の人だけではなく、全体を見て、お考えを述べていただきたいと思っておりますが、

また、ソフト事業が主体となっている、また行く行くは市民のためになるよう努めていくので御理解をとございましたので、何をどこまで理解をすれば皆様方に御理解をしていただけるのか、いま一度市長の答弁をお伺いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、私の市政運営に一定の御理解をいただきましてありがとうございます。

先ほどの再質問の、現在の振興券を現金にすることに関してでございますが、特に品ぞろえの多い市外の店舗で消費しがちな中にありまして、市民の方には、山県市内のお店で使っていただく機会をふやし、地域を活性化させるための手段の1つでございますので、重ねて御理解をお願いしたいと思います。

とはいうものの、やはり市外でないと困られるケースもあるかと思えます。例えば、紙おむつの助成をしておりますが、この件につきましては振興券による助成方法を検討したことがございますが、入院中の病院の近くでないと現実的に利用が困難であるというようなことも踏まえまして、使われる実態によりまして、そういった選択をしていることもございます。

今後におきましては、あらゆる助成のメニューの性質をよく精査いたしまして、新たに振興券化することも含め、現金化することについても視野に入れまして考慮してまいりたいと考えております。

次に、2期目の公約に関しましては、まだまだ道半ばでございますが、既に実現しているものといましては、3歳児以上児の保育料の無償化が大きいかと存じます。今後におきましては、インターチェンジの開通を視野に入れまして、特にまちづくり、形態が大きなテーマとなってまいります。こうしたことを主体とするほか、子育てですとか、健康づくりですとか、企業支援等につきましても力を注いでまいりたいと考えております。

また、国庫補助金等につきましては、直接的に市民還元につながるようなものに固執することなく、中長期的な視点におきまして、間接的な市民還元につながっていくようなものも含め、この地域のためになるような国庫補助につきましては、引き続きトップセールス等により獲得に向け、邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 確かに、今言われましたように、子育て、特に3歳以上の保育料の無料化、それとやはり今、県でもほかでも参考にしたいという声が聞こえるのは、

歯と口腔の健康づくり、この事業はやはり市長が初めに打ち出したものがよその団体からも評価をされているということは聞いております。

また、起債団体を回避した実績は素晴らしいものであると思いますが、やはり、トップセールスは引き続き行っていただきたい。再々質問はなしにして、このトップセールスという言葉をもた次の質問の中に出てきますので、よく頭に入れておいていただきたいと思ひまして、次の質問に入りたいと思ひます。

2つ目ですが、公共施設検討委員会ということについて御質問をしたいと思ひます。

特に、検討委員会の、これは副市長をトップとした委員会が、前、私が質問したときに行っている、順次行って進めていくんだということでありました。まずそこで、総務課長を筆頭に、各担当課の施設の利用状況、また利用価値をまとめていると思ひますが、国、県の指針にも出ていますが、既に2年ほどたっている今、この状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

公共施設検討委員会で取り組みました公共施設の見直し指針については、平成26年第4回本会議、平成27年第1回本会議において、それぞれ御質問をいただいた中で、市長、そして私の前任者よりお答えしておりますが、公共施設、公共用施設の総合的かつ計画的な管理を行えるよう既存施設の再配置を視野に入れたものとして、平成26年度末に定めております。

一方で、平成25年4月に総務省から、公共施設等総合管理計画の策定指針が示されまして、山口市公共施設等総合管理計画の本年度中の策定を目指しているところです。

自前で作成しました公共施設の見直し指針と、国からその作成を求められている山口市公共施設等総合管理計画について、当時の答弁の一部繰り返しになってしまっていて恐縮ですが、いま一度、整理して説明させていただきます。

山口市公共施設見直し指針は、施設の設置目的、類似施設の整備状況、社会情勢の変化及び施設の利用状況等を踏まえ、客観的にその妥当性を判断できるように、市全域での適正かつ効果的な施設配置に努めることを基本方針といたしまして、各担当課の所管する施設について、現状の利用状況などの整理を行ったものです。その対象施設は、本市が保有する公用、公共用施設を対象としておりますが、保育園、小中学校、上下水道管路及び道路、橋などの社会インフラ、公営企業施設などは、対象とはしてありませんでした。

一方で、山口市公共施設等総合管理計画は、各地方公共団体が、公共施設等全体の現

況や将来の見通し、総人口や年代別人口について、今度の見通しを把握し、長期的な視野に立って、公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費やこれら経費に充当可能な財源の見込みを分析し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載するものとされております。また、当該管理計画は、固定資産台帳を含む地方公会計とともに地方公共団体のストック情報を集中改革期間内に整備し、公共サービスのイノベーションを図ろうとする国の方針に沿ったものである必要があります。

したがって、最も重要となるのは、公共施設等の削減の総量の検討であります。具体的には、本市の保有する公共施設等について、現状のまま維持し、改修及び建てかえを行った場合にどれだけの経費が必要となるかを推計します。一方で、本市の財政力から、どこまで負担可能なのかを見きわめます。そして、膨大な金額となるその差を埋めるべく、公共施設等の統廃合を各担当課がその所管する施設について、できるものから早急に個別検討していくことになります。

なお、計画の策定後は、山口市公共施設等総合管理計画をもとに、長期的視野で見た老朽化対策、適切な維持管理、修繕の実施、トータルコストの削減と平準化、計画の不断の見直しと着実な実施が求められます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） やはり、県から出向されてきた総務課長らしい、さすがに型どおりな答弁だと、私はそのようにとらせていただきました。

そこで総務課長にお尋ねをしても、なかなか本音が出てこんのではないかということで、その上のトップの方にお話を聞きたいと思いますが。

結論から言いますと、今まで何もしてこなかったと、ただそれだけのことだと私はそのように理解をさせていただきました。

副市長がトップでありますので、とりあえず職務怠慢ではなかったのかと思われま。担当課長は、前任者から引き継いだだけだということでもありますので、そもそもやる気がなかったのかと、そのようにとられてもしようがないのではないかと思います。余り悪口のようなことを言ってもしょうがないので、副市長のほうにお尋ねをしますが、まずは、対象となる施設において、総合計画の書類はあるのか。先ほど、これからつくると言っていました。本当に今まで何もやってなかったのか、あるのか。市全体でどれだけあるのか。また、土地、建物の管理は総務課が担当しているはずですが、私の調べたところ、総務課だけではなく、自分のところでやるのが嫌なのかわかりませんが、各担当課に振ってあるやつもかなりあります。私が調べたやつの中でも、百三十幾つ、各

所管のやつがありますが、怠慢でほかりっ放しではだめですので、その点、副市長、どのようにこれから精査して進んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

山口市公共施設等総合管理計画の対象となる施設は、総務課長からのほうから答弁したとおりでございます。本市の保有する公共施設等の全てということでございます。またこれらは、地方公会計で備えるものとされている固定資産台帳がその対象とすべき施設と同一でございます。

また、山口市公共施設等総合管理計画を本年度中の作成を目指して、総合管理計画の資料、データを現在取りまとめ中でございます。山口市公共施設等総合管理計画では、公共施設検討委員会で対象としました施設に加え、全てということで、保育園、小学校、上下水道管路及び道路、橋などの社会インフラ、公共企業施設などを含むということで、施設等の洗い出しをしましたところ、まことにお恥ずかしいことですが、合併前に竣工した施設の一部につきましては、各担当課において詳細な資料が散逸しているなどということで、把握に手間取るような状況でございます。逐次、総務課長より報告を受けておりますので、その点は承知をしております。

市全体の数字についてでございますが、おおむね集計を終えたところで、建築系公共施設の合計は194施設、そしてこれらの延べ床面積につきましては15万平方メートルとなります。また、土木系の公共施設の合計で、市道の延長でございますが、約501キロメートル、面積にしまして2.23平方キロメートルでございます。橋梁は612橋、延長にしまして5.6キロメートルでございます。上水道施設が管路延長にしまして382キロメートル、下水道施設が管路延長につきまして約204キロメートルでございます。

なお、本市が保有する財産の所管につきましてですが、総務課で所管しております財産は普通財産と分類されるものの一部でございます。一方、行政目的で利用される行政財産は、それぞれ担当課で所管をしております。行政財産に加え、今議会で上程させていただいている議第76号で、10月1日をもって廃止を予定しております山口市美山生活改善センターは、法律的には行政財産から普通財産に移管しますが、その所管は行政財産であった際に所管をしていた産業課に所管をさせていただきます。その他にも各課担当の所管している施設が多く、今回、全て洗い出し、検討していくこととしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今、質問、私が言ったように、総務課が本当ならちゃんと管理

していかないかんよと言っているのに、議案に出ておるやつだけは担当課にまた戻すんやと、これはちょっとおかしいものですから、いま一度考えていただきたい。やはり、担当課は、担当課のものは必要ですが、総務課は総務課の仕事をしていただきたいと思いますが、それでは再々質問に入りたいと思います。

今、答弁された副市長の数、その資料を私も調べましたところ、かなりあります。そこで、主なものについて、お話をしたいと思います。

これは、再々質問ですので、最後になりますので、ごまかされたような答弁ではなくしっかりと終わりが見えるような、行く末が見えるような答弁をお願いしたいと思いますが。

まずは、その今まで洗い出した中で、現在使用している美山支所、山村開発センターが北部にはあります。その資料を私が調べたところ、大変な維持費がかかり、耐震のあれも計算して予算を見てもみますと、建てかえたほうが安いような、今後莫大な費用がかかるということで、耐震もせずそのままほかってあります。

この一般質問が始まる前、私、資料をいただいてきましたので、ちょっとよその資料を副市長にお渡ししたので、さっき見ていただけたと思いますが、近隣の関市の洞戸地区にコンパクト化した支所、またバスターミナル、そういうものがきちっと、すぐそばには診療所などもできて、かなり地域的にすばらしいものが見てきました。

そこで、この山県市の美山支所、これもコンパクト化して、今の森林組合の入っているところ、山村開発センターなども漁業組合も入っていますので、建物を建てかえて、危険ですので、北部のバスターミナルもきちっと作り、今のところでは駐車場と中をぐるぐる回るだけでありますので、わかりやすくしたり、作りかえるような考えをお願いしたいと思いますけど、先ほどの質問した中にも、中長期的な視点ということでございますので、間接的な市民に還元していくようなものも含め、地域のためになるようなものということでございますので、北部地域の支所のことは特に考えていただきたい。

また、国庫補助金についても、引き続き獲得をしていくと、先ほどの質問の中で私が頭の隅に置いておいてくださいと言ったのは、市長がトップセールスで東京まで出かけ、いろんな補助金などをとってまいります。非常にうれしいことではありますが、これを本当に市民に還元していくよう、また北部地域には、きちっとまた目玉となるものをつくっていただき、北部地域が廃れないような感覚をまたつくっていただきたいということで市長に答弁を願いたいんですが、総合的なことですので、市長にはトップセールスで国庫補助金をたくさんとってきていただくということだけお願いしておきます。

それで副市長に再々質問の答弁をいただきまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えします。

公共施設等総合管理計画策定後、各施設の利用状況、維持管理等を考察し、利用率向上のための統合やコンパクト化及び廃止等を含め検討してまいり所存でございます。

美山支所、山村開発センターの維持管理費等については、議員の御指摘のとおりでございます。これらの施設の今後のあり方や、美山地区の安心・安全を考えた場合、議員御提案のほらどキウイプラザはとても参考になる施設と考えております。

今後、公共施設等総合管理計画で施設全体の管理に関する基本方針を定めますので、その後、支所等のあり方について十分協議し、地区のシンボルとして多くの人に利用していただける案をお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分、再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時20分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 加藤義信君。

○4 番（加藤義信君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

防災に関して、被災者支援システムについて質問いたします。

私たちの命や生活、財産を守るという点で重要な柱は防災です。最近の災害は、その性質も規模も昔の災害とは違ってきています。都市部、そして山間部、特有のゲリラ豪雨も最近の災害の特徴です。また、東海・東南海・南海地震など、大地震の発生も懸念をされています。被災者はもちろん災害発生時に自治体職員に求められる身体的・精神的不安は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば過労死など二次災害を防ぐとともに、人間しかできない被災者のサポートに、より多くの職員を割り当てられると考えます。

また、行政事務の大半が情報システム化されている現状において、情報システムなしに業務を行うことは現実的には不可能であり、災害時のみの業務であっても可能な限り

情報システム化しておくことが必要です。災害発生時に何が必要か、どのような情報をどう伝えなければならないかを具体的にイメージすることは困難です。

その点において、西宮市が開発された被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を初め、東日本大震災など多くの激甚災害において、それぞれの自治体から要望を受けて改良を続けられたものであり、システムの内容を検証するだけで先達の経験からのみ得られる貴重な知識が積み込まれております。

そこで、総務省が全国的に活用を促している、この被災者支援システムについて質問させていただきます。

現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて無償で公開、提供されています。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性と公平性を図ることができます。

災害発生時は、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められます。中でも、家を失った住民が生活再建に向けて、なくてはならないのが、市町村が発行する罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。仮に大きな震災が起きた場合、多くの罹災証明書の発行が必要になると思われますが、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせるなど負担を強いることとなります。

震災時に同システムを導入した自治体では、システム導入によりこの3つのデータベースが統合され、ここに住家の被災状況を追加すると罹災証明書がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は、約9割に上っています。これによると、一度情報登録してしまえば、一元管理により義援金の支給などについても、再度申請の手続きは要らない、行政にとっても、住民にとっても助かるとして、罹災証明書だけでなく義援金、支援金の支給などにおいても、このシステムが効果を発揮していると語っています。

本市もこのシステムを導入はしているとのことですが、しかし、導入済みの自治体の大半は、災害時にシステムを迅速に運用できるか疑問だとしています。

そこで1点目、この点はどうか。

2点目、まず住民基本台帳と連動したシステムの構築に手をつけているのか。

以上2点、総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

1点目について、本市においても災害時に被災者支援システムを運用できます。

ただし、システム操作研修が平成25年2月28日に開催されたのを最後に開催されておらず、当該研修に参加した当時の総務課職員3名は既に異動となっております。かねてより県に対し研修開催の要望をしてまいりましたところ、本年度開催していただけることになっておりますので、研修受講後は迅速な運用が図れるものと考えております。

2点目、住民基本台帳と連動したシステムの構築についてですが、被災者支援システムは、本市が採用している総合行政システムとは独立、オフラインで運用するものです。また、大規模災害時には、本庁舎を初め情報インフラも相当程度のダメージをこうむっているものと想像されます。そうした場合には、情報ネットワークも寸断されていることが予想され、被災直後の時点では、オフライン、もしくは紙ベースでの情報管理が有効ではないかと想像するところです。

いずれにしても、本年度着手しております業務継続計画、BCPで検討する課題であり、さまざまな問題点を検証の上、実効性のある計画としてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

システム導入自治体の1つである奈良県平群町では世界銀行が視察に訪れており、世界から注目をされました。他方で平成26年8月の広島土砂災害や今般の熊本地震においても、システムが導入されたにもかかわらず、導入後の運用とシステムの構築が適切になされていなかったため、いざというときに十分に使えなかった事例も発生をいたしました。現在、広島市におきましては、サポートセンターの支援のもと、適切に運用されているとのことです。

そこで、1点目、被災者支援システムは運用できるとの答弁ですが、ほかに具体的にどういった業務ができるシステムなのか、確認でお伺いいたします。また、システムが構築されていても、誰もその操作方法を知らなければ、たとえマニュアルがあったとしても実際に使ってみなければ、本番で使えると断言できません。

そこで、2点目、3年前の研修後、その3名は既に異動とのことですが、本年度内に新たに研修をされるとのことですが、緊急災害時、研修を受けられた方が、被災をされている可能性もあります。より多くの職員がこのシステムを知り、より多くの職員が研修

を受ける必要性があると思いますが、以上2点、総務課長に再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問にお答えします。

1点目について、被災者支援システムでは合わせて6つのシステムの混成となっております。

1つ目の被災者支援システムは、被災者台帳、被災住家等台帳を作成するもので、被災者情報、被災住家等の新規登録、更新、検索、照会ができます。また、罹災証明書の発行もこのシステムで行います。

2つ目の避難所関連システムは、避難者情報を世帯別もしくは個人別に入力、避難所の情報とあわせて情報管理を行うものです。

3つ目の緊急物資管理システムは、緊急物資の入庫・出庫状況の情報管理ができるものです。

4つ目の仮設住宅管理システムは、仮設住宅情報、入居者情報の管理を行い、仮設住宅の抽せん処理も行えるものとなっております。

5つ目の犠牲者遺族管理システムでは、犠牲者情報、遺族者情報の管理ができるものとなっております。

6つ目の倒壊家屋管理システムでは、倒壊家屋管理情報、瓦れき運搬場所の管理、家屋解体・撤去申請の状況を情報管理できるものとなっております。

以上のとおり、被災者支援システムでは、おおよそ被災時に想定される業務のほぼ全てが網羅されているものと理解しております。

2点目について、議員御指摘のとおり、システムは利用できる体制を整えて初めて円滑に運用できるものです。従来より、行政の作成する災害時マニュアルは、市長を初め幹部職員、防災担当者、そのほかキーマンが全員無事で業務につくことができる前提で作られております。業務継続計画、BCPの作成時、訓練の際、キーマンが抜けた状態も想定することの大切さは、実際に被災した自治体関係者から聞き及んでおりますので、今後の対応に生かしてまいります。研修の受講者については、ひとまず総務課、福祉課の職員が対象になるかと思いますが、山口市単独の研修についても、その必要の都度、地方公共団体情報システム機構に対し、依頼、実施してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

6項目が一元的に管理できるこのシステムも、準備不足ではやはり使えないというこ

とになります。被災者支援に要する各種の台帳を作成するための情報を持っているのは、市町村だけであり、市町村の職員が準備しなければ、他の誰も作成することはできません。総務課長が答弁されたように、このシステムの活用方法を、あらかじめ業務継続計画、BCPや防災計画など危機管理の仕組みに組み込んでいただくこともあわせてお願いをいたします。

続きまして、防災に関する避難所について質問をいたします。

本当に私自身、多くの方々から小中学校へのエアコン設置の願いをお聞きしています。今までも、公明党といたしましても小中学校への空調設備の件は、訴えてまいりました。本市としましては、財政的にも大変厳しいとの答弁でありましたが、学ぶ環境においてもエアコン設置は重要です。それ以外にも、小中学校は災害時においては、避難所としても重要な場となります。

今回、未来への投資を実現する経済対策が、8月に閣議決定をされました。8月初旬に速やかな事業執行を促すため、総務省から各都道府県を通し、各市町村へ事務連絡を発出されているとのこと。この中に、総務省より、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充し、指定避難所及び災害対策拠点となる庁舎の防災機能を強化するとされていること及び、熊本地震の被害状況を踏まえ、緊急防災・減災事業債の対象事業が拡充され、その中に指定避難所、公立学校体育館等における空調設備を対象として追加をされました。

緊急災害時に安心して、お年寄り、また多くの方が避難でき、健康面、精神的にも二次災害につながらないように、避難所への空調設備は全国的な動きからも必須と思われませんが、いかがでしょうか。市長にお尋ねいたします。

次に、本市も防災教育に関して、さまざま取り組んでおられます。

全国の公立小中学校の校舎などの耐震化率は4月1日現在で、98.1%とのこと。校舎の耐震化率100%を達成したのは、福井県と岐阜県の2県との報道がありました。また、本市には49カ所の指定避難所があり、そのうち総合体育館や小中学校の体育館が15カ所とのことで、これら15カ所の体育館で約5,000名の収容能力を見込んでいるとの答弁がありました。

熊本地震では、壁やつり天井、窓ガラスといった非構造部材の落下や損傷が原因で、学校施設が避難所として全く機能しないという問題が起きました。こうした非構造部材の耐震化率は、全国で71.1%、前年比で6.6ポイント増という数字になっていますが、本市の非構造部材の現在の状況を、学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

指定避難所として指定を受けている施設49カ所の内、小学校、中学校等空調設備のない避難所が18カ所ございます。もともと体育施設は、住居に適した構造ではありませんので、長期間の生活には適した環境ではございません。とはいえ、いざ大規模な災害が発生し、避難先になった場合には、少しでも住環境の向上を図る必要が生じてまいります。

先日、災害時における畳の提供等に関する協定を、5日間で500枚（後述訂正あり）の約束を、この畳のプロジェクト実行委員会と締結をさせていただいたところでもございますが、これもコストをできるだけかけずに、少しでも避難所における住環境の向上を図ろうとする試みの一環でございます。

さて、今般の緊急防災・減災事業債の対象事業が拡大され、指定避難所における空調設備が対象として追加されたとのことでございますが、避難所における利用を想定して、恒常的に空調設備を設けることとなりますので、そのコストは空調導入時のみならず、平時における運用コスト負担等も勘案しなければなりません。また一方で、避難所としての利用時、臨時的な使用期間に限定して可動式の空調設備をお借りするなどして、必要の都度、住環境を向上させる方法もございますので、運用面またコスト面など、多角的、総合的に検討いたしまして、現時点で体育館等の設備につきましては、空調設備の借用方式の実現を模索しているところでございます。

先ほど、学校等ということが今回新しい防災・減災基金に追加されたということでございますが、その等の中に、学校の教室が入らないかという確認を行いました。そうしますと、やはり恒常的に使う施設ではないので、対象にはならないということになりました。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 御質問にお答えをします。

議員御指摘のとおり、学校施設は災害時には地域住民の避難所としての役割を担っており、中でも収容能力の高い体育館は、避難所として重要な位置づけであると認識をしております。

それでは、2点目の非構造部材耐震化率の本市における状況についてお答えをします。

学校施設体育館における現在の非構造部材耐震化率は、100%となっております。重要な被害を与えるおそれがある箇所に対応として、平成24年度に市内小中学校全ての校舎及び体育館の窓等に、災害時の飛散防止としてガラスフィルムを張りました。また、避

難所としての防災機能強化として、多目的トイレやマンホールトイレの整備を進めております。体育館内多目的トイレ設置校数の状況は、現在9校で75%となっており、平成29年度末には11校91.6%となる予定です。体育館内洋式トイレ設置校数の状況は、10校83.3%となっております。また、避難所指定されている学校施設のうち、マンホールトイレ設置校数は3校25%となっております。

このような中、市内には築30年を超えた体育館も複数あり、経年劣化も進行しております。防災に関する施策は市の重要課題であると認識し、学校施設を今後も適切に維持管理をし、防災関係部局とも協議を重ね、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

先ほど市長の答弁の中に、畳の提供等に関する協定の中で、5日間で500枚の約束プロジェクト実行委員会というふうにお聞きしましたが、訂正をさせていただいたほうがいいと思いますので、お伝えをさせていただきます。

日本人にとって畳は心温まる場であり、かたい床とのクッションにもなり、畳の提供は本当にありがたいことと思います。

次に、指定避難所の体育館等への空調設備については、可動式のを借りるなど、向上させる方法もあるとの答弁でございました。そこで、学校教育長に再度お尋ねしますが、指定避難所でもある小中学校において、空調設備がガスで稼働されているとのことですが、その点について、1点目、その仕組み、2点目、どこの小中学校なのか、3点目、追加で新設した場合のガスの配管工事費は高額になると想像いたしますが、それが各教室への設置にブレーキとなっていないのか、4点目、学校教育課長の答弁に、学校施設、体育館における非構造部材の耐震化率は100%と答弁されました。非構造部材は、飛散防止ガラスフィルムだけではなく、先ほど申し上げたように、壁やつり天井が崩れ、落下し、避難所として機能しなかったという事実から、強化が求められていますが、その耐震化はどうなっているのか。避難所に限らず、授業中の災害時の子供たちの安全性も含めて、お尋ねをします。

また、学校施設環境改善交付金というものがあります。非構造部材の耐震化工事について、天井の落下防止工事、設備、機器の移動・転落防止等に交付金が利用できますが、以上4点お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 再質問にお答えをします。

1点目のガス空調設備の仕組みについてお答えをします。

ガス空調設備方式は、空調の室外機をガスエンジンで稼働させる仕組みとなります。一方、電気空調方式は、空調の室外機を電気モーターで稼働させる仕組みとなっております。

2点目の市内のガス空調設備についてお答えをします。

現在の市内小中学校のガス空調設備は、高富小学校、高富中学校、美山中学校の3校であり、高富小学校は都市ガス、高富中学校及び美山中学校はプロパンガスによる設備となっております。

3点目の追加新設時のガス配管工事費についてお答えをします。

2点目でお答えした高富小学校及び高富中学校は、校舎内の隠蔽部において一部分に将来用空調配管が取りつけてあるため、仮にガス空調設備を導入しても隠蔽部には新たな配管工事の必要はありません。学校が避難所となること想定した場合、まずは体育館が避難所となるわけですが、各学校施設にはさまざまな状態がありますので、現段階では、ガス方式が高額のため空調設備導入のブレーキになっているとは判断はしておりません。

4点目の非構造部材のうち、壁やつり天井の状況についてお答えをします。

現在の状況といたしましては、教室等の壁面や天井における異常はありません。また、市内小中学校において、つり天井の設置してある体育館はありません。

経年劣化も進行してまいりますが、防災関係部局と協議を進めつつ、避難所としての学校施設の役割を再度確認し、今後も適切に維持管理をし、機能するよう整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございました。

3点目の隠蔽部には、新たな配管工事の必要はありませんとの答弁ですが、未設置の各教室の分も含めて、ガスの配管だけは施工済みということによろしいですか。まず1点目。

また、教室等の壁面や天井における異常はありませんとの答弁でしたが、各教室の壁や天井の耐震化はされているのかどうか、この2点を学校教育課長に再々質問いたします。

○議長（上野欣也君） 早川学校教育課長。

○学校教育課長（早川 剛君） 再々質問についてお答えをします。

まず、1点目でございますが、ガスの配管等については、議員御指摘のとおりでございますので、御了解いただきます。

2点目でございますが、2点目の教室等の天井及び壁に対する耐震化の件でございますが、これにつきましては、現在のところ具体的な何か耐震化の基準があるわけではございませんので、それについて何か施工してあるということではございません。ただ、あくまでも、学校施設は通常の教育活動を行うことがまず一番であると考えております。ですので、通常の子供たちの教育活動が安全に進められるよう、これからも点検、整備等は怠ることなく進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

〔「議長、あれ変えないかん」と呼ぶ者あり〕

〔「訂正をさせていただきます」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 1点訂正をさせていただきます。

先ほど、加藤議員からの御質問の中に、畳を提供していただくプロジェクトの実行委員会との内容でございますが、5日間で5,000枚の約束のプロジェクトでございますので、500枚と申し上げましたけれども、訂正をさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、空き家対策、資源ごみ回収の2つの質問をしまいたします。

1点目の質問は、空き家等の対策の推進についてであります。

空き家等については、人口減少、高齢化等の進展に伴って山縣市北部のみならず市南部の市街地でも空き家が、空き地が発生してきています。実際、高富地域で住宅が連檐している本町通りでもこの十数年間以上にわたって、適切な管理がなされず放置された空き家があります。瓦屋根が朽ち果て、屋根全体が青いビニールシートで覆われ、今にも道路側へ倒壊しそうな空き家があります。空き家に近接する道路が通学路となってい

ることもあり、周辺の市民の方々や道路を通行する多くの市民からも通行の安全性の確保、生活環境の改善などから、早期の家屋除却等を望んでおられます。

空き家等については、空家対策特別措置法が平成27年5月に施行されました。国において施策の基本方針が策定され、県においては市町村への技術的な助言等の支援をすることになっています。市町村が空き家対策計画を策定することとなっております。

市町村では空き家調査や空き家データベースの整備、空き家の利活用とともに地震時、災害時などに道路側に倒壊のあるものについては、これを特定し、空き家の撤去を勧告し、時には強制撤去ができるようになりました。

これを受け、山県市でも現在、空き家の調査が行われているところでございます。

一方、雑草が繁茂し、市街地における適切な管理がなされていない空き地について、ごみの不法投棄、たばこの吸い殻等の投げ捨て等に起因する火災発生のおそれ、害虫発生の未然防止や、さらに防犯上の観点からも空き地の雑草の草刈り等、その適切な管理を求める市民の声も多く出てきております。

そこで、市長にお尋ねをいたします。空き家、空き地等の対策の推進について、現在の空き家調査等の進捗状況と調査に基づく空き家、空き地等の対策計画策定の中で、今後、条例制定、空き家等の活用など、どのような具体的な施策を策定されるお考えをお持ちでしょうか。その所見について、お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

本市では、平成27年度に、空家トリアージ業務委託によりまして、市内全域の空き家と空き店舗等について調査を実施いたしました。この調査は、市の持つ情報や各自治会長へのヒアリング調査から、1,438件を空き家候補として抽出し、実際に現地で外観調査等を行った結果、専用住宅では997件、空き店舗を含むその他の建築物が84件の合計1,081件を空き家等と確認したところでございます。また、外観調査につきましては、岐阜県の調査マニュアルに沿って当該建築物の保安状態、衛生状態などもあわせて調査を行っております。

議員御指摘のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行され、特定空き家の定義として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険が生ずるもののほか、衛生上、景観上、その他周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切な状態にある空き家等と示されたところでございます。また、空き家等の所有者または管理者の責務が明確化された一方で、市町村は、都道府県の支援のもとに空き家等対策計画の作成、これに基づく対策の実施及びその他空き家等に関する必要な措置を

適切に講じるよう努めることとなっております。

本市では、平成27年度から空き家情報登録制度、一般的には空き家バンクと呼ばれているものがございますが、売却希望の空き家の情報を、主に移住希望者へ提供し、個人売買による空き家の流通支援を開始したところがございます。本年度におきましては、さらに地方創生加速化交付金事業を活用いたしまして、空き家に関する相談窓口の開設、空き家のモデル改修、協議会の意見を参考に空き家の利活用促進計画の素案づくりに取り組み、空き家の増加を抑制する方法、方策を行ってまいります。

また、国や県におきましても、空き家に関するさまざまな施策が現在検討されており、今後、こうした施策を十分検討した上で、地域住民に悪影響を及ぼす危険な空き家の解消をするため、必要な空き家対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それぞれ回答していただきまして、ありがとうございます。

再質問でございますが、まず第1点目に、空き家、1,081件とのことではございましたけれども、市としてはこの数字をどのように捉えられておられますでしょうか。

また、特にこの調査に伴って、現在分析等も行っておられると思いますが、早期に対策が必要となる特定空き家については何軒ぐらい現在山口市にあるのか、把握しておられますでしょうか。

それと、最後のほうでは雑草繁茂地の空き地についての対応でございますが、これについては、具体的に空き地のこの対策についてどのように対策をされるおつもりでしょうか。

以上の点について再質問をさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず1点目の、空き家1,081戸をどう捉えるかにつきましては、平成25年に総務省が行いました住宅・土地統計調査によりますと、全国の総住宅数6,068万戸に対します空き家の数は820万戸で、約13.5%を占めています。同じ調査結果によりますと、本市では賃貸用や売却用及び別荘などを含む総住宅数が1万124戸で空き家の総数は1,510戸、率にいたしまして13.4%となっており、全国平均に近い数字となっております。

また岐阜県全体では、15.2%とやや高い空き家率となっております。

本市が行った空き家の調査は戸建ての住宅と空き店舗について調査し、また確実に空き家であると判断できるものについて集計をいたしましたので、統計調査の数値とは差異が

生じております。

今回調査した結果によりますと、戸建ての空き家が997戸、空き家の総数1,510戸に對しまして、約66%を占めておりますが、全国平均では、賃貸用や売却用及び別荘などの2次的住宅を除くその他の住宅に属する空き家の割合は38.8%で、同じく岐阜県が43.2%であることから見ますと、本市は戸建ての住宅の空き家率が非常に高い結果と言えます。

次に、2点目の特定空き家の件数につきましては、外観調査の結果、除却、解体または大規模改修を全て建物と判断された80戸より、周辺環境に悪影響を与える空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます、特定空き家であるか否かを専門家による調査結果や意見などから判断していくことが必要でございます。

また、3点目、4点目の空き家、空き地に対する具体的な措置につきましては、特定空き家と判断した空き家は同法に基づいた助言や指導、勧告、命令及び代執行の手順で対応をしていくこととなりますが、その前に空き家の適正な管理をしていただくよう、さまざまな方法で所有者等に啓発を行い、所有者等が自主的に適正な措置を講じていただくよう働きかけてまいります。また、周辺住民から寄せられます空き家、空き地に関連する雑草、雑木、ごみ等の放置などの情報につきましては、特定空き家であるか否かにかかわらず、今後も関係課と連携して対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） ありがとうございます。

特に美山の北部では、かなり高齢の方でひとり住まいの方も多く見られます。ここ十数年で本当に大きくふえる可能性があります。

これについて、現在必要な措置については勧告、助言等についていろんな関係機関と連携しながら進めていくということでございますけれども、このような大きく一戸建ての家屋がふえる状況でございますので、注意深く連携をとりながら進めていただきたいというお願いを申して、この質問については終了とさせていただきます。

次に、資源ごみの回収設備の設置についてでございます。

市役所等において、市民がいつでも資源ごみを投棄でき、市が資源回収できるリサイクルステーションとも言うべき、資源ごみ回収設備の整備について質問をさせていただきます。

現在、山口市では空き缶、ペットボトル等の資源ごみ回収や分別回収が、市全域、自治会単位、あるいはPTA単位で行われています。これらの資源ごみの収集は、いずれも月1回程度の頻度で決まった日時、決まった場所、限られた人によって行われている

状況でございます。このように月1回程度の資源ごみ収集では、市民は自宅等に最大でほぼ1カ月間保管せざるを得ません。これらの資源ごみの処理は、段ボール、新聞紙、空き缶などで、非常にかさばることなどから特に毎日家庭を預かる主婦の方々にとっては毎日のこのごみの対応が悩みの種となっているところでございます。

現在、山口市では市民が資源ごみを投棄できる場所は市役所の集積場と地域の自治会が設置、管理する自治会のごみステーションと、一部のスーパーマーケットに設置された空き缶等の資源回収機及び最近新たに設置されつつある新聞紙、段ボール等を無料で投棄できる民間業者の無料の回収ボックスとなっています。

アパートなどの借家にお住まいの方々、自治会に入会していない市民の方々、また時間の制約などから決まった日時に資源ごみを投棄できない市民など、市民税を納めているにもかかわらず市の行政サービスの不公平が生じている状況でございます。言うまでもなく、ごみ処理は市町村における最も基本的な行政サービスの1つであります。地域自治会、PTAや民間業者に資源ごみの処理の多くを頼ることはあってはなりません。

当然資源ごみの回収についても、自主財源の少ない当山口市におきましても貴重な収入となるものであります。もっと力を入れて取り組むべき行政課題と考えます。

一方で、最近気になることは小中学校のPTAが行っているごみ資源回収で民間業者の無料資源回収ボックスの設置もございまして、資源回収量が減少し、業者からの収益金も半減している状況にあるということでございます。実際、市内のある学校における資源回収に伴うPTAの収入は業者からの収益金と市からの奨励金を合わせて約100万円ほどの収入が以前はございました、最近では60万円ほどに大きく減少している状況でございます。この収益は学校備品や部活動などに使われる、学校にとりましても貴重な財源でございます。当然、市にとっても貴重な財源となるものでございます。

資源ごみの回収を促進し、飲料用空き容器の投げ捨て防止、ごみ減量、ごみ処理費用の削減、学校環境の改善、自治会役員によるごみ処理に係る負担の軽減、市民の行政サービスの公平化を図る必要がございます。

さらに、ごみについては多くの市民から、山口市の指定ごみ袋が高い、枯れ葉などを袋に入れると指定ごみ袋がすぐ破れる、常時資源ごみを投棄できる場所を、市役所、小学校等に設置してほしいなどの声も多く聞いています。

そこで、特に新聞紙、雑誌、段ボール、空き缶、ペットボトルなどの資源ごみについては毎日常時投棄できるリサイクルステーションとも言うべき資源回収設備を市役所、美山支所、伊自良支所、公民館、学校等に早期に設置すべきと考えます。

現にお隣の本巢市、瑞穂市では市役所、支所、図書館、小学校等に資源回収設備、リ

サイクルステーションを常備しております。そこでは、住民登録した市民は、市から無償配付されましたリサイクルエコカードを使い、資源ごみの投棄量に応じてリサイクルエコポイントを獲得できる仕組みとなっております。市民は獲得したエコポイントの点数に応じて市指定のごみ袋、図書券、粗大ごみシール、粗品また商工会商品券と交換できるなどの特典が与えられております。このような市役所等での資源回収設備の整備はごみの減量化を図りつつ、市民の資源ごみリサイクルに対する認識を向上しつつ、ごみの不法投棄を抑制し、住みよい環境づくりに寄与するものでございます。

そこで、市長にこのような市役所等における資源ごみ回収設備によるリサイクルシステムの今後の導入の可能性につきまして、その所見をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のように現在、本市の瓶、缶、ペットボトル、白色トレーの資源回収は自治会単位の回収が月1回と、そのほかに毎月第4日曜日に市役所において市全域を対象とした回収を行っております。

また、段ボール、新聞、雑誌、衣類等は、年4回、これは3月と6月、9月、12月でございますが、市役所の第4日曜日の瓶、缶などの資源回収時に合わせまして実施をいたしております。

ごみの減量化やリサイクルごみに対する認識の向上などに対しては、PTAなどには資源回収事業奨励金を、自治会には分別収集事業補助金をお支払いし、ごみの減量化などにも御協力をいただいております。

最近では、企業もリサイクル活動に参加していただいております。スーパーなどでは白色トレーなどの回収を、ほかにも、民間の無料回収施設が数カ所設置されており、段ボール、新聞、雑誌等の回収を行っております。この結果、PTAなどの資源回収や市の資源回収量は大幅に減少しており、多くの方が無料回収施設を利用してみえると思われれます。

さて、常時投棄できる資源回収設備を設置すべきとの御意見でございますが、民間企業が行っている無料回収施設の状況などですとか、費用面などを考慮したときに、現在の回収方法が適切ではないかと考えております。

市民の皆様には、小中学校の資源回収や第4日曜日の市役所での回収など、また民間の無料回収を御利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの質問でも申したとおり、非常に月1回とか、年4回ということで、非常に主婦の方が困っておられるという実態です。これではやはり無料回収施設でどんどん投げ込むということになるわけでございますけれども、私としましては無料回収施設がどんどんできるということについては、やはり貴重な財源が失われていると、むしろそう捉えるべきであると思います。当然、特にPTAの関係の収集についても貴重な学校の財源です。そういう収入という、貴重な財源、貴重な資源という捉え方をぜひともしていただく必要があると思っております。

例えば、市役所等につきましては月1回ということじゃなく、常時いつでも投棄できるようにすれば、かなり資源の収集も無料回収ボックスへ持っていくということが減ると思います。皆さんはそういう理解、市民の方はしていただけたと思います。たまたまそういう施設がなくて、質問でも申しましたように家にずっと置いておかねばならないということから無料回収ボックスへ運ばれているのが実態だと思っております。

全て市のあらゆる施設にというわけではございません。市役所、支所を中心に常時置ける場所を確保する、これについては経費の面は余りかからないというふうに思っておりますが、これについての御答弁をお願い申し上げます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えします。

市での新聞紙等の回収は年4回でございますが、小学校、中学校の資源回収がそれぞれ校区で年2回実施されておまして、年間8回は行われていることとなります。小学校、中学校の資源回収に協力をしていただければ、PTAの奨励金の対象ともなりますので積極的に御利用いただきたいと思っております。

また夜間警備員のおる市役所で設置してはどうかというようなことでございますが、民間事業者の施設の利用ですとか、費用等を考えますと、またPTAなどの資源回収に大きく影響を及ぼしてくることが想定されますので、先ほども申しましたように御理解をいただきたいと思っております。

また、PTAによる資源回収の激減にどう対応すべきかということでございますが、回収事業の奨励金は、山県市資源回収事業奨励金交付要綱によりまして年2回以上実施しておまして、1キログラム当たり5円を補助金としてお支払いをしております。

PTAでは回収量が減少しているため、実施する回数をふやすなどの努力をしてみえるとも聞いております。

実は2年ほど前でございますけれども、高富中学校のPTAの役員の方から、学校の

施設の中にこうした回収施設をつくってはどうかという提言がございました。それで、学校のほうへそういったことをお話しして振りまいたら、学校では資源回収というのは資源を回収する、そうした子供たちと保護者の皆さんが、まず1つは共同作業によって、作業の実施が大きな目的である。もう一つは、やはりそういったことを通じて貴重な資源を守っていくという、資源を管理していくという、そういった観点から、その2つが非常に大きいということをおっしゃいました。その民間施設ですとか、そういったところに資源が流れてPTAの減額にはなりますけれども、そのことと、やはり本来教育的価値で行っている資源回収につきましては、PTAの方から提案があったような方針では行っていないと、そんなようなことが高富中学校から返ってまいりました。それが2年ほど前でございます。そんな実態もでございます。

また、御質問の自治会の未加入者が不公平となっているとの御指摘でございますが、市といたしましては自治体の加入、未加入にかかわらず、市民の皆様から排出されるごみについては分け隔てなく処理する責任がございます。

一方で、地域におけるごみステーションなどは、自治会が中心となって行っており、それぞれの自治会のルールによりまして、対応していただきたいと考えております。

自治会によりましては、未加入者に自治会で設置したごみボックスを使用できないところもあると聞いておりますが、市としましては、それぞれの自治会のルールを尊重しつつ、未加入者の方にも不便をおかけしないように、それぞれの事情に応じて対応しているところでございます。

また、児童・生徒への動機づけでございますが、先ほど少しお話し申しました小中学校への資源回収は市役所西駐車場で年数回を実施されておまして、多くの児童や生徒がボランティアとして作業をしているところを見かけます。このようにボランティアとして参加していただくことが、大きな動機づけとなるものと考えております。

資源回収の意識の啓発のキャッチフレーズは、分ければ資源、まぜればごみという言葉がございます。

資源回収はリサイクルをする前の最初の作業としてごみを分別するという重要な意味を持っております。

私たちは限りある資源を大切にするとともに、将来にわたって持続可能な社会を実現していくため、市民の皆様には資源回収の促進について今後とも御理解、御協力を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それぞれ回答していただきまして、ありがとうございます。

私も本巢市、瑞穂市の状況をずっと見てまいりましたが、確かに経費はかかります。しかしながらやはり、そのようなサービスを幅広くやっておられる、市役所、公民館、図書館、いろんなところにもっと大きい頻度でやっておられます。特に本巢市、瑞穂市ですと、毎日持って行っていわゆる空き缶等を投入する回収機が設置されておりまして、市民の方が、多くの方が、子連れで飲料缶をその投入機に投入しておられます。やはりこれが一番大事でございまして、やはり市民が毎日常時、というのは困難かも知れませんが、年2回とか年4回とか、月1回じゃなく、少なくとも市役所、支所ではそういう便宜は十分図れると思います。そんなに経費はかからないと思います。

また、先ほどいろんな火災等のおそれということもございましたが、やはりそれについても見てまいりましたが、一定時間、5時を過ぎると自動的にふたをすとか、防犯上のことも十分考えておられまして、いずれにしても他市町村での事例につきましても今後どこを取り入れたらいいのかについて、真剣に検討していただいて、できることから少しずつでも結構でございますけれども、取りかかっていたくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時50分より再開をいたします。

午後1時34分休憩

午後1時50分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告書の順位に従いまして、最初は産業別人員配置と予算の関係についてお尋ねします。

市長が力を入れておられます福祉事業とか青少年教育関連事業につきましては、我が市町村において重要な案件であると思っております。これからの山県市にとって誇れる部分であると思っておりますが、そのような福祉事業でありますとか、青少年教育関連の事業につきましては予算を配分しましても直接的に果実を生むことはございません。したがって、それらの事業への手当てをする予算が必要になってきます。言わずと知れたそれが産業の育成であり、振興であると思っております。それにより果実を生むこととなります。

それらがいずれ市税に反映してくることが大事であります。

平成25年度岐阜県の市町村民経済計算によりますと、1人当たりの市民所得は山県市の場合には250万5,000円です。これは県内42市町村の中で36番目になります。簡単に言いますと下から数えたほうが早いわけですが、よってもっと産業の育成や振興に力を入れるべきではないかなというふうに私は思っております。

そこで、産業課長にお尋ねします。

1番目、現在産業別の人員配置を教えてください。第1次産業担当者職員数、第2次産業担当者職員数、第3次産業担当者職員数、同じく上記の産業につきまして予算配分、27年度ベースで結構です、教えていただきたいと思っております。そこにも書きましたが、そういう区分でなくてもわかる区分で結構ですので、それぞれの産業がわかる、比べられるような評価の仕方でお教えいただければ結構かと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目の産業別人口の人員配置でございますが、1次産業から3次産業の3つに分けることが困難ですので、農林水産業担当者、商工担当者、観光担当者に区分いたしまして回答をさせていただきます。

産業課の農業に携わる職員が8.4人で、林業に携わる職員は2.5人、水産業に携わる職員は0.1人で合計11人でございます。

商工業に携わる職員は、まちづくり・企業支援課の5人で、観光に携わる職員は産業課の3人でございます。

2点目の各産業への平成27年度決算額につきましては、以下職員給与等の人件費を抜いたものでございますが、農業関連費が約1億4,500万円、林業関連費が約6,320万円、水産業関連費が約50万円の合計2億870万円でございます。

また、商工関連の決算額は地域振興活性化事業と合わせて1億1,600万円で、観光関連の決算額は栗まつりなどの負担金を合わせて約7,320万円でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 岐阜県の統計課が出しております平成26年度山県市の状況というのがございます。これ、インターネットで引いていただいてもすぐ出てくると思いますが、製造業が38.4%、卸小売業が15.7%、医療福祉が13.1%、建設業が9.2%、宿泊、飲食サービス業が5.2%です。農村漁業は、その他というくくりの中に入っております。7.2%しかございません。何が言いたいかという、従事者数が多い上位

5業種、今5業種言いましたよね、その中で医療福祉従事者以外は商工関係にかかわる事業なんです。そうすると、もちろん農業というのは日本の基幹産業だと思っていますから、ある程度のみんなでフォローしていかなきゃいけないところはあると思いますが、しかしいかにも商工関係従事者だけ集計しますと68.5%、商工だけです。商工だけで見ますと68.5%。それと本当は実際には、ソフトサービスというのがありますね、これも商工にかかわるところが多いんですが、それを見ますと私はかなり担当部署の人員数が少ないのではないかなとは、個人的には思っております。

そのことと、また次言いますけれども、先般の総務産業建設委員会におきまして、商工会の会員数についてお尋ねをしました。そのときに、最近は何年に大体20企業弱、毎年とは言いませんが、最近ちょっと20企業弱、減少が続いているとの話でした。

内容はと聞きますと、それも廃業によられる会員の減が多いという回答でした。

商工会の会員の方全てが、山縣市全体の状況をあらわしているとは思いませんけれども、商工会員の減少というのは山縣市の商工の衰退と関連しているのではないかと思われるわけですね。

もう一つ注目すべきデータは全国、今度は全国と比べてみます。全国と比べてみますと製造業に特化した係数が非常に山縣市は高い、製造業の特化係数が高いという数値が出ております。これもデータがここにありますので、見ていただければわかると思います。ですから、山口市は製造業の事業者数、従事者数が全国レベルからも非常に多いということになります。

そこで、再質問です。先ほど言いましたように、産業課長、それからまちづくり・企業支援課長も関連するかもしれませんが、私はもう少しそういうことを事業者数からいった場合に、職員数が多くてもいいんじゃないかなと思うんですが、答弁しにくいかもしれませんが、ひとつ答えていただきたい。それが1点目。ごめんなさい。もっとふやしてもいいんじゃないかなというふうに思うことと、もし、どうしても市の状況によってふやせないということであれば、両課内においても人員配置の変更も1つ考慮すべきではないかなというふうに思っております。

2点目、昨年から申し上げましたけれども、商工会との連携を密にすることがもっともっと大事ではないかなというふうに思っております。

商工会員であることによるメリット、それから商工の振興の基盤づくりというようなことをもっともっと打ち出さないと、ますます商工会員の方の会員数の減少がとまらないのではないかなという懸念をしております。

特に製造業の事業所や従事者が多いことから製造業の方を守るとすれば何かかと考え

ますと、新商品の開発ですとか、販売促進事業などの推進を図るべきだろうと思います。これらにつきましては、国や県等の補助事業のメニューには必ずどこかにあります。もっとこれらを活用すべきだと思われま

まず、この2点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 私のほうからは1点目のことについて回答させていただきます。

まず、人員につきましては、市役所の中の人数の中で割り当てられた中で、一生懸命努力をしていくということですので、とりあえず、今、いる人数で頑張っていくというのが実情でございます。あと、課の中での人員配置につきましては、これは業務の内容等を逐次検討しながら人員の割り振りは考えておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） それでは、今の1点目、2点目につきまして御答弁させていただきます。

まず1点目の企業支援課の人員配置ということではありますが、先ほど言われた商工会との連携ということもありますが、今、課の状況といたしましては企業誘致、企業支援の中で、増設とか新設等の御要望がたくさん出てまいります。その中で、今の職員の中で、図面等の関係ができる者がちょっと不足しておりますので、そういう関係で進むのであれば、そこら辺の配置ができたという私の立場からの回答でございます。

それから、2点目の商工会との連携につきましては、商工会が今年度、経営発達支援計画の認定を受けまして、地域の経済動向調査や企業の経営状況の分析、事業計画の策定、実施の支援などを強化しております。市といたしましても、商工会との協賛によりましてメッセナゴヤの展示会への出展、また本年度から山県市中小企業展示会等出展補助金等をつくりまして販売促進などを図るための事業を始めております。

また、先ほどありました話の中に補助金につきましては、製造業であれば、ものづくり補助金などの補助金はあると思いますが、事業者の方の状況に合わせました補助メニューを提案できるよう情報を集めて、商工会とともに支援をしてみたいと思

また、商工会員の減少につきましても、このような事業を進めていく中で商工会に入ることのメリットをアピールしていただき、会員をふやしていただくというようなことも進めていくということは商工会から聞いております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） わかりました。商工会と密に連携をとっていただいて、商工会が全てではありませんけれども、やっぱり商工会が中心になって山州市の商工の振興を図っていただきたいと思います。

それと、参考まででいいんですが、皆さんに見えるかどうかわかりませんが、ここに山州市における卸売業の商品販売額の推移ということで、棒グラフですからわかりやすいと思いますけど、極端に最近少なくなっております。年々年々少なくなっているんですね。これは、卸業ですし、もう一つが山州市の小売業も同じく右肩下がり減ってきております。なんとかそれを食いとめるように努力をしていただきたいなと思います。そういうお願いをしながら、次の質問に移らせていただきます。

〔「議長、済みません、私からも」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 済みません、私からもちょっと補足説明させていただきますが、ここ三、四年、一番就任させていただいて力を入れましたのは、まず人の配置ですね。まちづくり支援課、その前の室の時代から市内の商工業者のために、いろんな情報を仕入れて皆さんに伝達するというのが一番大切なことだと考えておりました、お金にしますとざっと私、今、思いますと、大体1億円ぐらいが市民の方に、きょうの前の質問にありましたけれども、個人の方、法人の事業者の方に、ここ三、四年でそういった補助金を獲得しました。それにはやっぱり人が必要ですから、今のまちづくり・企業支援課、スタッフはおおむね前の事務的な仕事を持ってはきておりますけれども、企業支援のための職員の配置でございますし、そして例えば1つ例を挙げますと、先ほど、今、商工業者の方が少なくなっているのは、個人の方の事業者が非常に少なくなっているということでございます。そういった中で、もう足かけ3年前になるとは思います、ある補助金が、メニューが新しくつくられました。それは1事業者について上限が50万円です。その情報を今の担当者が知りまして、商工会に振りまいたら商工会、知ってみえないということでした。そこで、市はどうして、申請する期限がありますので、市の広報でお知らせをしました。そうしましたらたしか二十数件の商工会の毎年総会があるときに、そのお話が、結果が出ましたけれども、たしか50万円申請された方が10人ぐらい、その補助金をもらわれたということで、例えば、その事業は、喫茶店をやってみえて、冷蔵庫をかえたり、エアコンをかえた場合に、2分の1を上限としまして、50万円を上限としまして、事実そういったことがございました。

私が申し上げたいのは、やはり行政と商工会がタイアップしながら、そして情報を仕入れて、その情報を大きな企業の皆さんにも、小さな企業の皆さんにも、いかに伝えるかということが商工会へ入っていただくようなメリットだと思います。本当に例外的に市の広報でPRしたのは、それが初めてでして、そういったことも具体的に施策にも反映させていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君、質問をかえてください。

○7番（村瀬誠三君） 2番目の質問をさせていただきます。

タイトルはちょっとややこしいようなタイトルにしましたが、財政的援助をしている団体の審査についてということで、平成27年度決算が出ました。事前通告させていただき、間際に出ておりましたので、一般質問において書類の中身を精査するまでもなく、質問事項として決めておりました、なかなか中身と一致しませんでした。

先般の総務産業建設委員会におきまして関連する内容をお尋ねしました。それを踏まえまして、今回質問させていただきます。

平成27年度決算の一部を見ますと、かなりの部分で補助金や負担金、助成金等の類いの予算が見られます。以前からこれは執行について私は常々言っていたわけですが、基本的な補助要綱等の整理が必要ではないかと言ってきましたが、またそれぞれの決算における審査の体制にも十分でないように思われます。

特に100万円を超えるような財政的支援をしている団体については、十分なる審査が要るのではないかなというふうに思っております。

そこで、企画財政課長にお尋ねします。

市から関係団体への補助金等の類いは一部例外を除き、統一的な補助要綱を整備すべきではないでしょうかということ。それから、監査、または監査でなくてもいいんですが、審査の方法はどのような手順でやってみえるのか。それから、受給団体で受け入れた資金の執行に関する規定があるのか、ないのか、あるところもあったり、ないところもあったりという返事になるかもしれませんが、そういう指導も含めてやっているのかどうか、何をもって執行が適正であったかどうかの判断をしているのかということ。それから最後に、受給団体で直接的な果実を生じていないかどうか。もし生じていたら、どのような対処をするのか。以上について、平成26年度当初予算における山県市事業仕分けの結果の中に一部団体が改善指摘を受けております。これは事前に企画財政課長にも、ここに載っていたよというふうにお話ししたと思うんですが、これを踏まえて平成27年度は改善されているのかどうか、あわせてお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の統一的な補助要綱についてでございますが、本市では、合併当初から、山口市補助金等交付規則によりまして統一的な運用をし、趣旨が関連する補助等につきましては、一部統一的な要綱を設けてはおりますが、基本的には個別の要綱等により公平、公正に運用いたしてきているところでございます。

2点目の監査等の方法についてでございますが、補助団体の内部で監査される場合も多いのですが、それとは別に、事業完了後なるべく速やかに担当課長が直接監査することを基本といたしております。負担金・補助金及び交付金に関する調書にも、ごらんいただいたと思いますが、監査した職員と実施年月日、担当課からの指摘事項等を記載いたしてもおります。

なお、具体的な監査方法につきましては、基本的には団体へ出向くか、団体の方にお越しただいて帳簿や通帳等を初め、関係書類を直接確認させていただくことを基本といたしております。

次、3点目の受給団体に資金執行の規定がない場合と、4点目の受給団体内での直接的な果実についてのお尋ねでございますが、まず基本的には、支出時期と収入時期の個別確認をしまして、それにより不正な、例えば一時的にほかに使うとか、一時不正利用がないかどうかの確認ですとか、支出の項目とか収入項目を個別に確認いたしまして、その適正性を確認させていただくとともに、支出に当たりましては、当該団体の中で意思決定されずに支出することないような、適正な意思決定があったのかどうかということもポイントにしまして、検査するというのが主流になっております。また、収入につきましては、当然、二重の補助等がないかどうかについてもチェックさせていただくことにはなります。

なお、最後にお話がありました負担金・補助金及び交付金に関する調書の中で、監査委員による監査の指摘事項を記載いたしておりますが、これは26年度のことをおっしゃいました、27年度には書いてございません。当然のことながら、監査委員から指摘いただいたことにつきましては速やかに対応させていただいており、担当課による実地監査結果での指摘事項につきましても直ちに直すか、もしくは、もうその年度内に終わらない場合には、異動があった場合には次の課長等に申し送りによりまして、直ちに対応させていただいているものと認識させていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ちょっと私の質問と回答がすれ違うところがありましたので、また改めて聞かせていただきます。

先般ある方から、ああいういろんなところへ私、出向いていくんですけれども、ここにある商品はほかの店より安いよと言って、どうぞ買っていかないという感じで声をかけられたわけなんです。当然だろうと思いますね。どうしてと聞くと、うちは市からお金をもらっているから仕入れが安いという実は答えをいただいてしまったんですね。なるほどと考えると同時に、何かこれはおかしいよねというふうに私は思ったわけです。多分お金をもらっているというのは、委託料か補助金のことではないかなという推察をされるわけですが、まさか現金を直接もらうということはありませんと思うんですが、自由経済社会、今は市場経済社会とも言われるようではありますが、同義語として使われているようではありますが、事業者の努力により商品販売を手がけ、競争することだそうですが、その基本のスタートが違っているのは、これは自由競争にならないんですよ。そういうことを考えますと、例えば同じ商品があっても流通経路の短縮であるとかスケールメリット、たくさん買って薄利多売にしたから安くなったとか、それは理由はわかるんですよ。しかし、仮に同一商品を仕入れるのに、仕入れ価格の段階で市からの補助金や委託料を使うことによって安くなるということになるとこれは大きな問題があるのではないかなと私は思います。

同じ商品を販売している市内の業者の方が、先ほど商工会の話をしましたけれども、仮にそれを知ったら、僕は憤慨されるのではないかなというふうに思うんです。そんなことないよというふうに言われるかもしれませんが。まずは平等でスタートしないとまずいのではないかな。以前から言っておりますように、その補助金等のそういう要綱とか審査というのは十分過ぎるほど審査をするべきだろうというふうに思います。

そこで、再質問ですが、統一的なやつもあることはあるとおっしゃったんですが、そうかといってなかなか統一的なものが出せないところもあったり、また受け入れ団体にとっては執行基準を持たせていないところも結果的にはまだあるわけですね。そこら辺をどのように考えているかということ。

それから2点目、平成26年度山県市事業仕分け結果、先ほどちょっと企画財政課長が答えてもらったのが違うんですよ。こっちの、これに書いてあるコメントのことを聞いているんです。事業仕分けの話が、この指摘事項に謝礼に係る領収書がないものがありますよ、領収書の宛先が何々実行委員会でないものが混在していますよ、それから事業に対する反省とか見直しは何もされていませんよ、現地確認当日未実施箇所がありますよと指摘されているんですね。これもちょっと大変な話だなと思って。支出内容について

での細分化をすべきところが提出書類が遅延していますよと、まだ出ていませんよ、この時点で、審査の段階でと書いてあるんですよ。先ほど企画財政課長は指導し、徹底して審査していますということですが、これらってその時点でどういうふう処理されたんですかね。まだ報告書が出ていないのに交付決定額、補助金の決定をしてしまったんですかね。そういうところを含めて今の指摘事項、大きなだけでも100万円以上で5点ほど特殊なやつがあるわけですけども、その時点でどういう処理されたんですか。これは事業仕分けで言われているということはもう済んでいる事案だと思うんですが。回答をお願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目に、市の補助金を受けているから安く売れるんですよという消費者のインセンティブを高めようとするに関しては、市場の競争原理を阻害するものであれば、これは否定されるべきだと私も当然思っております。

ただ、例えば、今、国の補助金で地域経済循環創造事業というのがございまして、私のところは2つの事業体が補助金をいただいております。市も支援しました。これは、なかなか新たな事業を起こして商品化するにも資本費が高過ぎて市場化できないというものに関して資本費コストを落とすということを目的として3,000万円以上のお金が国のほうから投入されましてやるもの、それは確かに資本費が、例えばイチゴ園なんかですね、こちらでいきますと、そういうのも市場化競争の中ではある面、国費が入っているから有利かもしれませんが、あくまでもそこは難しいところでありまして、議員御発言のように公正な市場競争を公金投入によって不正な、適正な公正競争ができないようになることについては私も否定的に捉えております。

もしくは、そういったことで宣伝されるというのは、私としても心外だなというふう感じてはおります。

次、2点目につきまして、統一的な基準をなるべく設けたほうが良いというお話はわかりますし、個別に要綱が明確にされていないものについては、ほとんどのものはありますが、これは市のほうの要綱としてはつくることはしていけますので、あと二、三あるかなと、これは基本的には公正に手を挙げる人がたくさん、複数ある場合には公正さを保つために必ず要綱を定めますが、特定の、1つの団体しかないというところについては場合によっては定めていない場合が二、三あるかもしれません。これも定めるようにしてまいりたいというふう考えておりますし、団体内の中で、その執行規定がないところは、正直言って失礼ですが、団体の事務能力が小さくて、少ないところだとな

場合もあります。この場合、もちろん不正に利用されないようにするためには文書化するべきであると思いますが、なかなかその団体でつくられない場合もあります。こういう場合は関係課のほうから、そういった御助言をしながら、何とかつくっていただくような方向に、段階を追ってにはなるかと思いますが、御協力をさせていただきたいなどというふうには思っております。

あと最後におっしゃられたことで、ちょっとどうも個別でいろんなところがあって、そうですね、ちょっとかみ合わせがうまくいっていないかもしれない。あらかじめ私が伺っていたのは、この平成26年度当初予算における山県市事業仕分け結果への対応と負担金補助及び交付金につきまして、市の監査委員から指摘いただいたことに関しては、例えばシルバー人材センターの中で支出内容についてさらに細分化すべきということは、これはその時点ではだめだったんですが、もちろん適正化するにはしていておりますし、事業仕分けの中では、仕分け人と言われる他の自治体もしくは他の学識者もしくは民間の方々が、私どもが提供した資料の中で、本来民間企業ベースでいくと適正ではないのかというような御意見もたくさんありました。それは、もう既に監査は終わっていますので、市としては決して要件を欠格しているから補助決定して、補助金を出すようなことはございません。ただ、これが果たして相手側方から不正な動機をもってした場合に、この体制では防げないのではないかという将来を案じた指摘等はあったかもしれません。それにつきましても貴重な御意見として今後順次対応させていただいておるつもりです。ちょっと個別なところがどこかということが、ちょっとすり合わせができておりませんので、また的がずれておるかもしれませんが、いずれにいたしましてもより適正化していくべきですので、何かありましたら私どもとしては、よりよい方向に目指してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は個別の案件に対しては、ちょっとお答えいただかなかったんですけど、例えば領収書の宛先がいろんなやつが混在してまっているよというのを果たしてそれを精算として見ていいのかというのは、やっぱりこの時点では無理だったと僕は思います。やっぱり指導すべきであろうし、こんなことは書かれてはいかんと思います。謝礼なんかは、領収書はもらえんということは、これはありますので、何かで誰か第三者が証明するようなことでもやむを得んと思いますけれども、通常である領収書がいっぱい混在しておるやつ、全部精算に入れてまったよという、それはやっぱり今後考えてかなきゃいけないし、現地調査に行ったらまだできていないやつを認めましたとい

う、この監査結果もおかしな結果が書いてあるんだけど、これもちよっと考えものだなと思います。

もう一度話をします。国の補助金の関係で、そういうものがあってもしょうがないところもありますよという意見もありましたけれども、これからは市長にお尋ねします。

例えば同じ商品、これ、先ほど議員控室のコップを借りてきました。同じ商品なんです。これはNPO法人をつくる時も、この問題はけんけんがくがくやられたわけですけど、同じ商品、このAという商品がある業者さんは仕入れが80円、ある業者さんは仕入れが90円、これを同じまないたの上で、ベースで売っていいのかどうかという話が議論になった。それは絶対、先ほど言いました自由経済の社会でも許されることではないという結論だけがNPO法人化するときに言われました。ですから、僕は耳をちょっと疑って、これは聞き違いだという前提で話をさせていただければ、市からお金をもらっているから安く仕入れましたよと言われるようなことは絶対許されることやないんですよと僕は思うんですね。商工会の方々も、きっと怒られますよ。イベントをやったここから持ってきたやつ、うちのやつ安いでね、市からお金をもらっておるで、そんなことを言ったら通常で売っている店の方々、山県市内で普通に売っている店の方々、怒りますよ。このジュースね、うち安いから、よそより安く売れるの、これ一般の方々には90円で仕入れたやつは100円、80円で仕入れたやつは90円で売れるなんて言ったら怒ってしまうと思うんですが、そういうことを考えて補助金とか、委託料とか、そういうものに関しては、せいぜい3年たったら1回全面的にゼロベースで見直すという考え方はどうでしょうか、市長。私は1回見直すべきだと思うんですよ。ですから、その事業がもう一回ゼロから積み上げてみて、本当に必要かどうかというのをやっていただきたいと思うんですが、そのことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 補助金とか委託料の取り扱いにつきまして、具体的な例を挙げていただきましたが、本当にそのことが同じものを仕入れるのに、ちょっと疑問なんですね。本当に80円と90円で差があるのかということで、仕入れ価格ですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 市から補助金を出す、そんなことがちょっと私には考えられませんが、ただ考えられるとすれば、いわゆるランニングコストとしまして、いろんな形で補助を出しますと、そういったことが事務処理、そういったところに補助金を出している例はあると認識しております。ただ、仕入れ価格が補助金を出しておるから安くなるということは、ちょっと考えられません。

具体的にそういったことがあれば、個別の事案で教えていただきたいと思います。そして、ある一定の期間を置いて見直すということにつきましては、当然必要なことだと思いますので、今後におきましてはもう少し、ちょっとよく内部的にも具体的な事例を教えていただきながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

20日に予定をしております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時26分散会

平成28年9月20日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成28年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第4号 9月20日(火曜日)

○議事日程 第4号 平成28年9月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

8番 福井一徳君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	総務課長	太田智倫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	石神彰君
市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君

消 防 長 藤 根 好 君 学 校 教 育 長 早 川 剛 君
生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、16日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位6番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可をいただきましたので、今議会では2案件、一般質問を行います。

まず初めに、質問番号1番、有害鳥獣対策について。

本年7月に通知発送した農地パトロールによる除草通知件数は、市内全域で358件であります。耕作放棄地となる理由はさまざまなものがありますが、周辺住民からは不安の声が上がっております。それと同時に、耕作者からは有害鳥獣に対する落胆の声が出ております。

そこで、お尋ねいたします。

鳥獣対策ネットの設置が進まない理由をどうお考えでしょうか。

現在の鳥獣被害対策の成果は、どれほどだとお考えでしょうか。以上の2点につきまして、産業課長へお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目の鳥獣対策ネットの設置が進まない理由につきましては、国の補助に係る防止柵と市の単費による防止柵に分けて御説明いたします。

最初に、国の補助に係る防止柵は、平成25年度と26年度で14自治会、約2万700メートルの柵を設置しております。その後、設置が進まないのは、設置要望箇所において国の設置基準を満たしていないことが大きな要因であり、設置者において設置に係る労力が大きい、設置後の効果に疑問が残るなどの理由ではないかと考えます。28年度も3自治会から設置要望が出ておりますが、設置基準の費用対効果をクリアすることが難しいと思っております。

次に、市の単費による防止柵でございますが、これは平成15年度から補助を実施しており、平成27年度までに約10万9,000メートルの防止柵やネットを設置しております。防

止柵等の耐用年数は約5年と見ておりますので、13年の間には同じ箇所での設置が多数あると考えられますので、実質的には10万メートルはないかもしれません。

設置件数は、平成15年度には107件、約240万円を執行しており、その後徐々に設置件数が減り、平成22年度では21件、約38万円の執行となりました。平成26、27年度は、約30件前後であり、設置が進んでいないという認識はございません。10万メートルほどの防止柵設置により、防止柵を設置すべき箇所への大方の設置が完了し、同一箇所の更新に移りつつあると考えられます。

また、先ほど、設置が進んでいないという認識はございませんと申し上げましたが、市単費の補助金は補助率が3分の1で、個人負担が大きいこと、多くの方は小規模な経営であり、投資効果が低いということが設置を妨げる要因となっているという事実は否めないと考えます。

2点目の鳥獣対策の成果でございますが、野生鳥獣の捕獲は合併当初より実施しております。平成17年度までは全ての捕獲頭羽数が400以下であり、その後は平成23年度まで増減を繰り返し、平成24年度には870頭羽、25年度以降は1,000頭羽を超え、平成26年度には1,500頭羽を超えました。

特に、本市において鹿とカラスの捕獲に成果が出ていると考えております。鹿の捕獲については、合併当初は0頭でありましたが、平成23年には100頭を超え、26年度以降は300頭を超えています。カラスの捕獲羽数は、平成15年度には100羽以下でありましたが、大型の捕獲おりを設置することにより26年度以降は600羽を超えています。

また、猿においても、平成26年度より大型の捕獲おりを市内2カ所に設置し捕獲成果を上げていますので、28年度も新たに2カ所に設置する計画でございます。

1点目でお答えした柵とあわせて捕獲を実施することにより、効果的な鳥獣対策ができると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 確かに、柵と捕獲の両面が同時進行すれば、鳥獣被害対策も進むのかもしれませんが。しかし、先ほどの御答弁でもあったように、難しいのが現状です。その上、何度もネットを張っては、すき間から、または引きちぎって侵入し、被害に遭う耕作地もあります。その多くが、ハクビシンや猿です。猿は、民家の屋根すら登り、軒先の農作物さえも荒らします。このような野生鳥獣による農作物への被害に対するお声は、1年の間に何度も収穫期のたびにお聞きします。

ここで、1つお尋ねいたします。

平成26年度、27年度の猿に対する大型捕獲おりの設置場所と捕獲数はどれほどでしょうか。本年度の要望数はどれほどでしょうか。市内での耕作者全体での対策強化のお声は、その要望数以上にあります。耕作放棄地となれば治安上、周辺住民への不安の声となり、優良農地を守ることができなくなります。山田市は、農業としても、これから発展させなければならない自治体であります。

また、近年、小学校児童の保護者からは、下校時の猿による子供たちへの被害が心配されております。これを踏まえて、今以上の対策強化を求めて、産業課長へ再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

1点目の大型捕獲おりの設置場所と捕獲数でございますが、カラスのおりは、高富、大桑、松尾地区に設置しておりまして、平成26年度の捕獲数は高富99羽、大桑5羽、松尾471羽、平成27年度は高富409羽、大桑38羽、松尾213羽ございました。

猿のおりは、長滝と田栗地区に設置しておりまして、平成26年度の捕獲数は長滝1頭、田栗5頭、平成27年度は長滝7頭、田栗29頭ございました。また、本年度の猿おりの設置要望数でございますが、12件ございました。

2点目の鳥獣問題の対策強化に関しましては、先ほどお答えしたように捕獲と防御を組み合わせた施策を継続することで、大方の鳥獣被害の軽減が図れると考えておりますし、猿の追い払いを主とした緊急出動の制度も26年度に設けておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今後重要になってくるのは、おりの設置数や箇所数ではなく、おりやわなを適正に管理できる人材の育成であると考えます。猟友会の会員数はここ数年増加しているものの、捕獲熟練者の高齢化が進んでおります。猟友会と協力して、講習や指導に力を注ぎ技術を伝承していかなければ10年後、20年後の捕獲体制は整備できないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 先日、第1回農業推進委員会議が開催されました。産業課長を初め、事務局も同席なされておりましたが、その際の委員の皆様の、鳥獣被害に対する落胆のお声を覚えていらっしゃいますでしょうか。本年度で、計4カ所に設置するとのことですが、山県市内全体の被害をしっかりと把握なされておりますでしょうか。

猿は群れをつくり、農地周辺に定着して畑を荒らします。先ほど、産業課長がおっしゃったように、確かに、お隣の本巢市に設置された捕獲数と比べると割合は随分と少な

く、鳥獣被害実施隊などの管理技術が必要です。

しかし、その間にも耕作者の意欲は減退し、担い手をつくるよりも先に耕作放棄地となり、場合によっては周辺住民の生活に支障が出ます。今以上に定期的な管理を行っていただく以外には、市の予算を出してでも猿の数を減らす対策をとるべきではないでしょうか。

また、市内での耕作者、いわゆる優良農地を守るのは、必ずしも市民だけではありません。それにもかかわらず、有害鳥獣防止柵設置助成金交付事業は、市民のみが対象となっております。対象者を、現況から市内の耕作地へと拡充すべきではないでしょうか。

本年4月1日施行の農業委員会法の改正により、農業委員会は農地などの利用の最適化の推進が最も重要な事務として位置づけられました。現在の山県市にとって、農業は大切な産業の1つです。しかし、先ほどの有害鳥獣を初め、水利問題や、農福連携、耕作放棄地や担い手など、大変多くの課題も抱えております。

そこで、再々質問は市長へお尋ねいたしたく存じます。

現在、山県市においての農業に関する予算は幾つかあります。有害鳥獣対策に関する予算は、過去の400万円から2,000万円へと増額しておりますが、農業において一番身近でかつ農業者に最も負担をかけている問題だと思っておりますが、市長はどのように対策をとっていくお考えでしょうか。

〔「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

課長が申しあげましたように、全体の頭羽数等を比較しますと非常に年度ごとに成果が上がってきていると思います。

そこで、再々質問は猿に対する御質問でございますが、ちょうどきのうも猿の捕獲のおりをつくっていただいておりますのところへ行きまして、今のつくっていただいております状況を少し見せていただきました。それは、ことしの28年度の予算で、従来26年、27年で2カ所でございますので、それが倍になるということです。倍になったから捕獲数がふえるかどうかということは、まだ26年と27年の実績しかございませんが、26年度でも

2カ所、27年度でも2カ所で、7対三十数頭の違いだと思います。

この違いは何にあるかと申しますと、考えられるのは、捕獲していただく猟友会の皆さんの場所とか技術的なそういった状況が、この頭羽数の、設置していただく場所、そういったことにつながっているのではないかと思います。

そんなことを思いますと、今回28年度、今、まだ枠組みは大体形ができておるような状況で、今年度中にはということになるとと思いますが、設置されますと間違いなくと申しますか、倍になるわけでございますので、今まで以上に捕獲頭数が、多くの頭数が見込めると思います。

ただ、最初の御質問に、再質問にありましたように、特に猿は、ちょうど、おととい、新聞に報道されておりましたように、集団で襲ってきて、大人の方を集団で襲って大変なけがをさせたというようなこともございますので、これは子供だけでなく、集団でのそういった猿の対応が懸念されますので、ここのところは、特に集団での、群れの捕獲についての強化をしていかなければならないと思います。

それには、猟友会の皆さんの、同じメンバーでそれだけの物理的な量がこなせるのかどうか、ちょっと私も把握はいたしておりませんが、そういうところも踏まえながら、今まで以上に、また、有害鳥獣で農作物のみでなく人的な被害がないような対策も、それには捕獲することのみだと思っておりますが、しっかりとした対策をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君、質問をかえてください。

○6番（操 知子君） 続きまして、質問番号2番、公共交通網について。

公共交通網、それは以下の2点が必須であると考えます。

子供から御高齢の方々まで、市民が住みよいまちづくりとしての公共交通網。交流人口の拡大、定住対策として、市外から気軽に足を運んでいただくための、市外からの入り口としての環境づくり。それを踏まえて、お尋ねいたします。

以上、2つの観点からの現状をどうお考えでしょうか。市民、そして市外からのお声をどう把握なされておりますでしょうか。

以上の2点について、企画財政課長へお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

公共交通網というのは、私もとても重要だと認識しておりまして、平成25年8月には山口市公共交通総合連携計画を策定したところでございます。この計画の基本理念は、

「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」としておきまして、よりよい公共交通網を確保していくためには、大勢の方に御利用いただけることに尽きるものだと考えております。

この計画策定時のアンケートにおきまして、市民の移動手段として自主運行バスは必要かというお問い合わせをいたしました。必要、または、どちらかといえば必要という方は8割以上おられます。一方で、ほとんど利用しない、利用したことがないという方が93%にもなっておりまして、その理由は不便だからということが多いのでございますが、利用されない方の6割近い方が、不便な点が解消されても利用しないと回答されておられます。

そうしたことを踏まえまして、お尋ねのあった2つの観点の1つ目でございますが、現在、市内のバス利用の延べ人数というのは営業路線も含めまして、年間37万人となっております。その年代別内訳につきましては、さきのアンケートによりますと、10歳代と20歳代が全体の約4分の1であり、70歳以上の方がおよそ半分となっております。すなわち、これらで4分の3ですね。

バス利用の促進は喫緊の課題でございますが、こうしたことを踏まえますと、むしろ利用の促進の対象者は30代から60歳代の方々に利用していただくようにしていかないと、公共交通の維持は困難になっていくのではないかと考えられます。

なお、同じ時期に山口市地域協働推進事業計画も策定し、国の支援を受けながら、公共交通ガイドブックの発行ですとか、バスロケーションシステムの導入、ノンステップバスへの更新等をしてきております。さらには、市民の方々に御協力いただきましてバスヘルパー制度を実施しているほか、利用促進のためのモビリティーマネジメント等を実施してきているところでございます。

2つ目の観点の、市外から来られた方の交通利用につきましては、今のところ客観的なデータは持ち合わせておりません。

ただ、議員御発言のように、市外から来られる方の交通利用というのは、私もとても重要な視点だと考えております。すなわち、本市の総合計画が目指します観光資源等を生かした交流人口の増加は無論、市外から市内の事業所へ働きに来ていただいている方などの交通確保は、企業誘致ですとか企業支援という視点からも大きな意義を持つからでございます。

現在、予約式のデマンド交通は市内の一部でしか実施しておりませんが、近々のうちには拡張の検討をしていくこととしております。そうしたデマンド交通を検討していく際には、議員御発言のように、市外からお越しいただく場合のことも視野に入れていか

なければならぬものと認識いたしております。

なお、本年度には、地方創生の交付金を活用した観光フロンティア市場化事業において、一部地域ではスマートフォンを活用した市外からの来訪者の動向分析をするようにいたしております。今後におきましては、こうしたデータも活用し、バス利用者がより増加していくような施策の検討を進めてまいり所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 自動車社会と言われる現代、特に山口市では自動車なくして生活できない現状。公共交通の利用は提唱するのは当然です。

しかし、現在の山口市にとっての公共交通は3つの役割があります。

1つ目は、福祉としての役割。女性の活躍や介護離職ゼロと向き合う現代、山口市でも、介護者支援や高齢者の引きこもり対策として、健康寿命の延伸として、買い物支援や外出の後押し、欠かすことのできない通院への行政支援が必要です。これは、全国的にも対策を強化すべき、高齢者の鬱や自殺への早期防止対策としても必要なことです。

2つ目は、交流人口の拡大としての役割。山口市は現在、名古屋圏へ向けて発信しております。しかし、なぜか行政は、実際にお越しいただいた方からの御意見を把握しておりません。年にたった1度のイベント開催時ですら、公共交通手段がないのか、学生にとっては自身では行くことができないとのお声を多数お聞きします。行政ならば、発信先のお声をしっかりと把握し、反映することが必要ではないでしょうか。そうでなければ、せっかくの機会に、山口市は不便な町との印象を与えるだけです。これは1つの例ですが、山口市へお越しいただくための、外へ向けて開かれた環境づくりが必要ではないでしょうか。

3つ目は、定住促進としての役割。便利さ、安心感、これが働く世代の方々にとって移住地として選択する際の一番の選択肢かと考えます。世間の新聞折り込み広告を拝見しても、駅から何分、バス停何分、学校何分との記載があります。子育て世代の若者にとっては、特に重視する点が職場からの便利さではないでしょうか。2019年には山県インター開通、2025年には超後期高齢化社会を迎えます。

まちづくりは、目先のいつときだけではなく、山口市全体の将来を見据えることが必要です。新バスターミナルでの乗りかえが不便であれば、そこに目的をつくる必要があります。人の集まる場所にすることが必要です。行政が行うべきことは、民間を元気にすること。そして、救済への早期対策強化ではないでしょうか。

以上の3つの役割を踏まえて、企画財政課長へ再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

我が国において、公共交通というのは飛行機、船、電車、バス、タクシー等と考えられておりますが、とりわけ本市の主体となるのは、バスとタクシーと言えます。ただし、タクシーにつきましては、含めるか含めないかという両方の解釈があるようでございます。それは、私の考えではありますが、1つには、そもそも公共交通の役割は、不特定多数の共同利用により交通需要ピーク時における交通混雑を緩和したりですとか、移動効率を高めて各自の移動コストを引き下げるとともに、CO₂の排出抑制など環境維持に貢献できるという考え方もあるからだと思います。

議員は、公共交通の役割として、福祉、交流人口の拡大、定住促進の3つを挙げられました。確かに、いずれも重要な視点であるとは考えております。しかし、私はこれは役割というよりも、効果とか期待されていることだと、私自身は認識しております。

そうした考え方のもとに、改めて再質問にお答えいたしますが、まず1点目の、福祉としての役割についてでございますけれども、議員御発言のとおり、生活移動手段を充実化させることは、買い物や通院等の外出支援に直結し、ひいては健康寿命の延伸につながるものとも考えております。そうした点、公共交通という視点からだけではなく、福祉のあり方を含め、より広い視野で考えていかなければならないものと考えております。

次、2点目の、交流人口の拡大ということに関しましては、市外から訪れていただく上で、現状は自家用車による来訪が多い中、自家用車を利用できない方も視野に入れば公共交通のあり方は重要な視点になるものと思います。

反論するようで恐縮ではございますが、私としても市外からお越しいただいた方々の御意見を、計数的には把握しておりませんが、全く把握していないわけではございません。例えば議員御発言のようなイベント開催時には、例えば私自身の経験で申し上げますと、私が個人として主体的にイベントに関与していたとき、足の確保というのは当然考えなければならない要素の1つでございました。すなわち、市外の高校生等を対象にする場合、開催時間等は既存の公共交通を意識した開催場所ですとか、バスダイヤ等に合わせた開催を考慮していたということでございます。

とはいえ、市内に限られた公共交通制度の中で、こうしたことを意識して企画するには無論、限界がございます。例えば現在、市内で行われている最も大きなイベントと言える栗まつりですとか、敬老会等においては、シャトルバスを利用しなければならないのが現状でございます。しかしながら、市公共交通総合連携計画の基本理念は「みんな

でつくり、守り、育てる生活交通」となっていますように、今後とも市民の方々のお力をおかりしながら、より大勢の方に活用していただけるよう啓発してまいり所存でございます。

3点目の、定住促進ということに関してでございますが、議員御発言のように、新バスターミナルには多くの方に集まっていたいただけるようなコンセプトで、現在、そのコンセプトを検討している段階でございます。

ところで、バスの語源といいますのは、ラテン語のオムニブスから来ていると言われています。このオムニブスというのは、そもそも、全ての人のためにという意味があるそうです。そうした原点を忘れることなく、将来を見据え、国が提唱しております、人とまちを幸せにする地域公共交通づくりを目指してまいり所存でございます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 私からの質問は以上です。

○議長（上野欣也君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位7番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、議長のお許しを得て、本会議にて初めての一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

まず初めに、一般質問に際し、諸先輩議員の皆様、職員の皆様には多大なる御指導を賜りましたことを心より感謝申し上げますとともに、ふなれな点もありますので、お気づきの点がございましたら今後も御指導のほど、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、若者の移住定住について企画財政課長に御質問いたします。

現在、国を挙げて進められている地方創生。これを推し進めるべく、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が施行され、山県市においても山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。地方創生では、地方に仕事が生まれることで、地方に人の流れができることや若者の就労、結婚、子育ての環境を整えることで少子化を解消させることなどを目的としております。各自治体では、移住定住を促進させるためにさまざまな取り組みがされていますが、横並びでなく、地方ごとの強みを生かした独自性の高い事業が生まれ、継続させていくことが求められています。

そんなモデルをつくるためには、山県市が1番になれそうな価値観を探し、その価値を高めて発信し、山県市を選んでもらえるような施策が必要です。それには、地域のことを知る先人の方々のお知恵をいただくとともに、若い新しい発想と行動力のある若者が必要であると考えます。

また、ことし3月に施行されたまちづくり基本条例では、市民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組むことが明記されています。第11条、「市長は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民もその一翼を担えるよう、市民と行政との協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うよう努める。」とあります。

そこで、以下の点について、企画財政課長にお尋ねします。

まず1点目、地方創生にかかわる事業の中で、若者を含む市民と協働で取り組まれている施策についてお尋ねします。

2点目に、若者の移住定住に向けて、重点的に取り組まれている事業は何か、また、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えします。

議員御発言のように、移住定住を促進していくためには、先人の方々のお知恵と新しい発想と行動力ある若者が重要であるということは、私も全く同感でございます。そのため、本市の総合戦略策定の際には、多様な団体、機関の方々に御審議いただく一方で、市内に勤務されておられる20歳代の若手労働者と、市役所の若手職員とのワークショップも実施したところでございます。しかしながら、正直なところ、一、二回程度の実施では、施策にまで結びついていないのが実態でございます。

本年度には、山口市まちづくり基本条例の制定を機に、協働のまちづくり活動補助金という制度を設け、予算額も100万円確保しておりますので、できれば市民の、市内の若者が自主的に施策の提案をしていただけるようなことが理想ではないかと考えております。

しかし、いざ若者だけで自主的に企画、実施していくというのは、なかなか壁は高そうでもあり、市としましても何らかの仕掛けづくりはしていかなければならないものと考えております。

私も毎年、市内で行われる少年の主張を聞きに伺っておりますが、小中学生らしい、はつらつとした意見を聞いて、刺激を受けております。中には、実現可能性が高いものもあり、中学生等との対話も大変重要であると、毎年、認識いたしているところでございます。福井県の鯖江市では、仮想ではございますが、女子高生をターゲットに絞った市役所JK課というプロジェクトで、市と市民によるまちづくり協働事業が進められております。このほかにも全国的にはさまざまな取り組みがなされており、参考になることも多々ございます。

今後も、先進事例も検討しながら、本市にふさわしいあり方を模索してまいりますの

で、議員におかれましても、よりよい施策がございましたら、ぜひ御提案いただきたいと存じます。

2点目の、若者の移住定住に向けて重点的に取り組んでいることに関してのお尋ねでございますが、本市においては、前年度から年代を問わず、まずは本市の認知度アップに力を注いできております。本年度は、さらに、実際に訪問していただくことに力を入れており、地方創生加速化交付金を活用し、観光を目的としたツアー、就職を主体としたツアー、十数回のツアーを企画し、実施してきているところでございます。こうしたことにより、実際に本市に足を運んでいただき、本市の実態を正しく認識していただき、移住していただけないかと考えているところでございます。

なお、移住者の中で、同じ若者をターゲットにするにしても、個々の価値観や目的は多様であります。本市の魅力として共通的に言えることは、大都市までとても近い、自然豊かな地域であることだと思います。また、雇用の場があることや自然災害が少ないことなどのPRも必要ですが、特に子育て世代に対しては、子育て支援が充実していることをアピールしていくことが大切だと認識しております。

このことに関しましては、本市内の市民が、他市の状況と十分に比較されておられない場合もあり、本市の子育て環境のよさを市民自身が十分認識されておられないこともあります。そうしたことから、本市の正しい状況を市民に向けましても説明し、本市民が山口市に対して持つ誇りですとか愛着を持っていただくというシビックプライドを高めていくことが必要であり、それが定住につながっていくものと考えております。

なお、本市の人口ビジョンをごらんいただくとわかりますが、本市が人口増加していた時期と、人口減少している現在の大きな違いは、30歳代の方の転入が激減している点にあると言えます。そうしたことから、特に子育て支援が充実していることをアピールし、子育て世代をターゲットにしていくことも重要かと考えております。

また、現在は、国の地方創生加速化交付金を活用し、さまざまな施策を展開してきております。こうしたさまざまな施策を実施していく中で、今後は、より効果の高いものを選別し、重点化していくことが必要であるとも考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 御答弁いただきありがとうございます。

企画財政課長に再質問させていただきます。

市民と協働で取り組まれている施策について、若手職員のワークショップや協働のまちづくり活動補助金など、さまざまな取り組みを展開されているが、実際に施策にまで

は結びついていない実情はわかりました。

地域住民と協働して取り組まれている事例を1つ紹介したいと思います。先日、長野県の小布施町に行ってきました。人口1万2,000人ほどの小さなまちですが、非常に活力を感じました。住民参加型のさまざまな取り組みを伺いましたが、中でも参考になると感じたのは、地域の未来づくり会議という取り組みで、これは慶應義塾大学と町役場とが協働して役場内に研究所を設けて、自治会ごとに未来づくり会議を開催されていました。小布施のまちを支えてこられた人たちと地域内外の若者が対等に意見を交換して地域の未来像を描き、具体的な行動につなげようというものです。地域で傳承すべきものや知恵と、若者の発想がまざり合い、化学反応を起こせば、地域の資源が活かされる可能性があるのではないかと思います。例えば農産物の加工から販売や、空き家の再生や、また観光などで新たな創出が生まれることが期待できます。

山口市も岐阜大学、岐阜経済大学、岐阜女子大学と協定を結んで連携した取り組みが進められていますが、大学生と連携して10年後、20年後を見据えた地域の未来を語る場を設けることはいかがでしょうか。山口市も広く、地域ごとに特徴も違いますので、自治会ごとか、ある程度の地域ごとにそのような場づくりができたらいいのではないかと思います。地域である程度の共通認識を持った上で若い世代にバトンタッチしていくことが必要かと思えます。また、そこに住む人たちが地域に誇りを持って、何か楽しそうに暮らしているなど思えるような地域には、自然と人が集まってくるのではないのでしょうか。

大学と連携した、多様な世代の方が集う場づくりについていかがお考えでしょうか。

また、私も少年の主張を聞きましたが、大変すばらしい発表をされました。中学生と市長と語る会を毎年、中学校で開催されていると聞いておりますが、中学生の方から気軽に話を聞く場を設けることも考えられてはいかがでしょうか。そして、その中の1つでも、市政に反映していただきたいと思えます。それは、多くの方は、自分が何か行動したところで何も変わらないと思っているでしょうが、提案や意見が取り上げられることによって、市政を他人事ではなく、自分たちもかかわっているんだという実感を持ち、参加意識が高まることにつながります。また、行動してみようという機運が醸成されることを期待して、このような提案をさせていただきます。

次、2点目に、山口市の強みである、大都市まで近い自然豊かな地域、子育て支援が充実していることなどをアピールしていくことが大切との御答弁をいただきました。

岐阜県内へ県外からの移住者は、平成27年度は過去6年間で最高となり、子育て世代、若年層世代がそのうちの7割を占めるそうです。これは、東京に移住・交流センターを開設し、情報発信を強化したことが要因の1つではないかと考察されています。山口市

も名古屋に分室を設けて積極的に情報発信をされていることと思いますが、継続して情報発信をしていただきたいと思います。

ところで、30歳代の方の転入が激減しているとのことですが、国勢調査の2005年から2010年の転入転出の推移を自治会ごとに調べてみたところ、市内で転出数より転入数の方が多い地域は、高富、伊佐美、大森、大門、掛の地区でした。これらの地域は全て30歳代で転入数が多くなっています。想像すると、高富地区や伊自良南部の岐阜市に近い地域は人口ダム機能としてふえているのではないかと思います。一方で、美山地区は転出されている方が多い傾向にあります。若い方で最近移住して来られる方がみえるということも聞いております。岐阜市のダム機能としての地域から、山間部までなかなか一律的に考えるのは難しい面があるかとは思いますが、地域によってどのような戦略で移住定住を図ろうと考えてみえるのか、お尋ねいたします。

3点目に、8月末に開催された第2回の山県暮らし体験バスツアーを見せていただきましたが、参加された方々は皆さん真剣に移住について考えておられ、特に地域おこし協力隊の方との交流の場では、いろんな質問をされておりました。現在活動をしておられる、ある協力隊の方にお聞きしたところ、その方が入る集落には集落支援員や自治体の方が何でも相談に乗ってもらえて大変助かったという話も聞きました。多くの方に来ていただくことはいいことですが、移住するということは結婚と同じように、何度も足を運んでいただきながら、その土地と結婚するようなものだと思います。初めての土地に移住することは不安な面が多々あるかと思うので、結婚する前にいろいろと相談するのと同じように、実際に移住された方や地域の方に、地域の付き合い方などを聞いたりケアしたりすることも必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

議員が、若者の知恵とエネルギーを活用して、若者にも魅力のあるまちづくりをし、移住定住を促進しようとするお気持ちが、改めて私には伝わってまいりましたし、そうしたお考えには全く同感でございます。

御紹介いただいた長野県の小布施町、こちらは面積が約19平方キロメートルで、旧伊自良村よりも面積が小さいまちで、まとまりあるコンパクトなまちと言えます。議員も御認識のように、ここでの事例を本市にそのまま持ち込むことは適していないとはいえ、参考になる考え方は多々あると考えられます。

大学との連携では、小布施町が協働している慶應義塾大学とは、私も個人的には複数のコネクションを持っておりますが、議員御発言のように、まずは既に包括協定を締結

している岐阜女子大学、岐阜大学、岐阜経済大学の3大学に加え、近々に協定締結を予定しております中部学院大学等との連携を模索したいと考えております。

また、中学生に関しましては、毎年、市長と語る会を実施してきてはおりますが、もう少し気軽に話を聞く場を設けてはとの御提案にも賛同でございます。

そこで、こうした若い方たちと触れ合う主体でございますが、本来でしたら市内に勤めておられる若い労働者が理想ではないかと考えられます。しかし、勤務形態ですとか学生さんとのすり合わせの困難さなども予想されますので、まずは本市役所に勤務する若手職員との対話の機会を設けてはと考えております。そのことは、将来的には、この地域を愛する有能な職員の確保にもつながると考えられるからでもございます。

ところで、本年度になりまして、市役所自身が、本市の魅力を総合的に発信していくことを研究するためのプロジェクトチームを立ち上げておりまして、私そのリーダーを務めております。メンバーは、所管課を横断的に、行政経験が比較、浅目の若手職員を中心に組織しております。そこで、議員からいただいたすばらしい御提案を実践していくためのキックオフとして、まずは、このチーム員が大学生または中学生等と対話する機会を設けたいと考えております。できれば、少なくとも年度内に1回は実施したいと考えております。

また、御発言がありました、自分事として、言っただけではなくてやっぱりつながっていくんだということは、まさに山県市の3万人未満の小さな自治体だからこそ市民の素朴な提案が即実践につなげていけることも、山県市の魅力ではと私も感じております。そうした中で、来年度、先ですが、平成29年度の当初予算編成方針が10月10日ごろに毎年出すことを例としております。そうしたことも踏まえましてタイミング的には、こうした機会があれば施策に結びつけていけるものが実現しやすいのかなといういい時期だとも考えておりますので、何とか、言ってもだめやということのないようなことは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次、2点目でございますが、まず名古屋市への分室設置の継続性につきましては、現在の効果等をよく鑑みまして、現状のあり方も含め、より効果的な手法を検討しながら、何らかの形で継続してまいりたいとは考えております。

また、市内の地区ごとで転出超過だけでなく、転入超過地区があることは、私も認識いたしております。しかし、例えば議員が転入超過になっているとおっしゃられた高富地区をとりましても、総じて転入超過になっているわけではなく、転出超過の著しい自治会などもございます。こうした実情を踏まえますと、議員御発言のように、本市における移住定住政策を一律で考えることは難しいですし、適正であるとは言えません。

例えば、現在、本市では、空き家の有効活用を促進し、定住促進による地域の活性化を図ることを目的として、ぎふ山縣市田舎暮らし空家活用支援事業補助金、長いですが、設けております。これは、移住のための住宅購入費等の2分の1を助成するもので、最高520万円までの補助金が交付されることとなります。こうした場合にも、対象地域は美山の北部地域等と限定しているのが現状でございます。しかし、この対象地域というのは、実は平成22年度に行われた国勢調査をもとに設定したものでございますので、今般、公表されました平成27年の人口速報をもとに、来年度に向けては改めて検討していかねばならないものと考えております。

ところで、国内等しい最低の行政サービスを目指す言葉はナショナルミニマムという言葉がございしますが、他方で、地域の特性ごとに最適状態を目指すローカルオプティマムという言葉がございします。議員御発言のように、本市においても、こうしたローカルオプティマムという考え方も用い、地域の特性を生かした施策の展開を目指してまいりたいと考えております。

続いて3点目でございますが、移住に当たっては既に住んでおられる方々とうまくやっていけるかどうかということに関しまして、議員御発言のように移住者にとっては大変大きな要素になるものと私も考えております。

本市では、多くの自治体でも取り組まれているように、婚活イベントをしたり、結婚相談所を設けたりしています。本来は、こうしたことも各個人が自主的に活動されるべきことでありまして、行政が関与をするのはいかなものかというところに関与しているわけでございますが、議員御発言のように、移住に当たっても同様のことが言えるかと思えます。そのため、現在本市では、ことし6月にオープンした山縣市総合ボランティア・サポートセンターに、移住等に関する総合窓口の委託をしているところでございます。

先日、NHKで紹介されました大垣市では、移住を経験した方たちが移住を検討している人や移住後間もない方の相談に乗っているNPOがあるということを知りましたが、とても有用な手段であると感じたところでございます。

本市におきましても、こうした方々の御協力が得られればこうしたことはありませんが、地域の自治会長さんですとか民生委員さんの御協力を得ながら、現時点で具体的な仕組みづくりの案があるわけではございませんが、移住しやすい環境づくりの仕組みづくりにつきましても、今後も模索してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 大変前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

日本全体が少子高齢化する中で、この問題は一朝一夕で解決するようなものではなく、長い視点で山県市の将来像を考えていかなければいけないと思います。何もしなければ10年後は危機的な状態になることも考えられます。将来を見据えて、より効果的な施策を展開していただきたいと思います。私も職員の皆様とともに、若者が住みたいと思ってもらえるような山県市を目指して汗をかいていきたいと思っていますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分から再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時09分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問番号1番、ファミリー・サポート・センター事業について。

子育てを手助けしてほしい人、依頼会員と、子育てのお手伝いが可能な人、援助会員とを結ぶファミリー・サポート・センター事業。出産前後の兄弟の預かりや、冠婚葬祭の間の子供の預かり、リフレッシュする時間が欲しいときなどにも利用することができ、地域で子供を支える大切な仕組みの1つとなります。

現在、山県市のファミリー・サポート・センター事業の利用は、おおむね1歳から小学校6年生以下のお子様を持つ市内在住の方が対象。利用料金は、平日8時から17時までが1時間当たり700円、それ以外の時間は800円、土日祝日は8時から17時までが1時間当たり900円、それ以外の時間は1,000円となっています。

そこで、ファミリー・サポート・センター事業のここ数年の利用状況と、それに対する市の評価、今後についてのお考えを福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

ファミリー・サポート・センター事業は、議員御発言のとおり、子育ての手助けをしてほしい人、依頼会員と、子育てのお手伝いをしたい人、援助会員が、お互いに助け合

う相互援助活動を支援するための事業で、山口市では直営事業として子育て支援センターの中に事務局を置き、平成18年4月から事業を開始しております。

御質問1点目のここ数年の利用状況につきまして、まず過去3年間の会員の登録状況からお答えさせていただきます。子育ての手助けをしてほしい依頼会員は、平成25年度は50名で、26年度は55名、27年度は57名でございます。子育てのお手伝いをしたい援助会員は、平成25年度が22名、26年度も22名で、27年度は23名でございます。なお、本年8月末現在では、依頼会員が59名で、援助会員が25名、依頼と援助の両方の会員が1名の合計83名となっております。

次に、利用状況につきましては、平成25年度の延べ利用件数が96件210時間、平成26年度は180件329時間、平成27年度は147件255時間で、3年間の利用合計は、延べ423件794時間でございます。

利用形態で一番多いのは、保育所や幼稚園、学童保育の迎え及び帰宅後の預かりで、314件、74%。次に保護者等の短時間、臨時就労の援助が78件で19%。その次に保護者の外出の場合の援助が12件で3%。その他19件、4%となっております。

2点目の市の評価につきましては、核家族化や就労形態の多様化などによって、仕事と子育ての両立の負担などにより依頼の需要がふえている中で、依頼会員の申請の全てに対して援助ができていることから、地域の子育て支援の充実に成果を上げていると考えております。

3点目の今後についてでございますが、今後はさらに女性の社会参加や核家族化による育児の負担感が増大すると考えられますので、民間活力を導入して、より効果的で柔軟なサービスが展開できるよう、今議会に上程いたしております高富児童館の指定管理者を主体とした事業とし、市においては積極的に事業啓発等を行い、支援していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。依頼会員の申請の全てに対して、援助ができているとお答えいただき、山口市のファミリー・サポート・センター事業は地域の中で頼れる子育て支援として、大変心強く思います。

御答弁いただいた内容から、再質問をさせていただきます。

利用形態で一番多いのは、保育所や幼稚園、学童保育のお迎え及び帰宅後の預かりが74%、保護者の短時間、臨時就労の援助が19%とお答えいただきました。本年度6月の第2回定例会において、私、寺町祥江が一般質問で少子高齢化対策についてお尋ねした

際、市長より、女性の就労支援が非常に喫緊の課題であるとお答えいただきました。約9割の利用が保護者の就労や、仕事と子育ての両立の負担への援助として求められている、このファミリー・サポート・センター事業も、市長が特に力を入れて取り組んでいきたいと言われる子育て支援の1つと言えるのではないのでしょうか。

依頼会員の申請全てに援助ができているのであれば、今後さらに充実させていくためには現状より幅広い支援が必要となります。そこで、担当課長に再質問として2点お尋ねいたします。

今後、指定管理者制度を導入し、民間活力によって、より効果的で柔軟なサービスが提供できると御答弁いただきましたが、その内容はどのようでしょうか。また、積極的な事業の啓発はどのようにされるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

ファミリー・サポート・センター事業における効果的で柔軟なサービスの提供内容はこのことですが、今回、指定管理者として指定しようとしておりますNPO法人かばさんファミリーでは、非常勤のスタッフとして30名ほどを積極的に雇用される中で、若い子育て中の母親等が、短時間で働くことができる体制や複数の仕事に携わるマルチワーク体制をとることにより、効率的に事業を展開すると提案を受けております。

また、同時に指定管理者が事業を行うこととなる子育て支援センター事業においては、子育て支援者研修会や子育て応援講演会の開催が計画されており、こうした研修等の受講者には、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員としての登録へ理解を求められ、会員数の増加に努められます。

また、当該事業とは若干異なるかもしれませんが、短時間だけ子供を預けることができる、ちょっと預かりを実施されるほか、企業との協働も視野に入れて、託児派遣事業として、イベント等における集団託児も実施されるなど、柔軟なサービス提供が行えることとなります。

次に、積極的な事業の啓発についてでございますが、指定管理者への事業運営を移行した後についても、市は間接的に関与いたしまして、広報やまがたや市のホームページによる事業啓発を行っていきます。

また、指定管理者においても、さきに申しあげましたとおり、研修会や講演会の参加者に積極的に声かけをされるほか、市が行う乳幼児健診等へ出向かれ、口コミによる啓発が行われるなど、事業啓発に努められます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 御答弁いただきましたように、サービスの拡大、拡充内容、啓発については理解いたしました。

指定管理者の事業計画とのコラボで、柔軟なサービスが期待できることと御答弁もいただきました。また、なり手となる援助会員への積極的なアプローチも大変重要かと思えます。

では、利用される依頼会員の方へのサポートはいかがでしょうか。再質問で申し上げましたように、現状のファミリー・サポート・センター事業の利用は、9割の方が仕事と子育ての両立のための援助を求められています。保育所や幼稚園、学童保育で補えない部分を、このファミリー・サポート・センター事業が支えているのではないのでしょうか。

そこで2点、再々質問としてお尋ねいたします。

利用となる対象者はおおむね1歳からの利用とされています。1歳未満の月齢のお子様の利用は受け入れていないのでしょうか。また、受け入れていない場合は、今後小さな月齢のお子様を利用できるようにするお考えはないのでしょうか。

2点目です。利用料は1時間当たり700円から1,000円と高額です。これから、若い世代の移住者をふやしていく取り組みに力を入れていく山県市であれば、子育て世代の多様なライフスタイルに対応できるよう、利用者の利用金額へのサポートも拡充していただきたいと思えます。近隣では関市が、利用料の半額を市が補助しています。今後、山県市では、ファミリー・サポート・センター事業の利用料金へのサポートをお考えではないのでしょうか。

以上2点お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再々質問にお答えします。

まず1点目の、対象年齢を引き下げることにつきましては、現在、ファミリー・サポート・センター事業の対象児といたしましては、おおむね1歳以上のお子さんということをしておりますが、おおむねということ、近年の実績といたしましては、生後8カ月のお子さんの支援を行っております。この点につきましては、援助会員さんとの協議をしながら支援をしております。また、今回、指定管理者として指定しようとするNPO法人かばさんファミリーにおいては首がすわってから、通常ですと3カ月から4カ月ころからお預かりすることができるということですので、御理解をお願いいたします。

次に2点目の、依頼会員の利用料に補助制度を設けてはという御質問でございますが、

さきの御質問において利用状況をお答えさせていただきましたが、実質的な利用といたしましては、昨年度は57名の依頼会員の登録者のうち、6名の方からの依頼に対して、4名の援助会員で、依頼の全てに対応して支援を行ったという状況でございます。

この状況は、同じ援助会員の方が、同じ依頼会員の方からの依頼を、何日も支援されているという実態でございますので、まずは、援助をしていただける会員をふやしていきたいと考えております。

そうして、その後、支援体制を整えた後、利用内容を含めた制度内容等について精査するとともに、補助制度についても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君、質問をかえてください。

○1番（寺町祥江君） 質問番号2番、指定管理者制度の導入状況と今後について、お尋ねいたします。

平成15年の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、公共施設の管理運営を民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができるようになりました。指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることなどが主な目的とされています。

山口市においては、現在、有線テレビ放送施設、青波福祉プラザ、グリーンプラザみやま、市内15カ所の体育施設で指定管理者制度が導入されています。今回の議会では、高富児童館の指定管理者指定についての議案も提出されました。

そこで、現在、市が指定管理者制度を導入している施設の管理運営状況、それに対する市の評価はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

本市が現在、指定管理者制度を導入している施設につきましては、議員御発言のとおりでございます。なお、そのほかにも過去には2つの老人福祉センター、山村開発センターや香り会館等においても導入していた時期はございますが、現在は市の直営といたしております。

また、指定管理者制度の主目的も、議員御発言のとおり、民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることにあると言えます。例えば今般、御審議いただいております高富児童館の提案においては、育児で困った際に助けていただいた母親たちが、今度は育児で困っている保護者のサポートをしていくという御恩送りの精神がございます。つまり、サポートを受ける主体が、やがてはサポートする主体となっていく連

鎖の仕組みづくりをしていこうという精神でございます。

そのようにサポートできる当事者は30名以上おられるそうで、お互いに無理なくサポートし合っていると聞いております。そうした体制は、子育てが一段落し、再度就職しようと思っても、いま一步踏み出せない親の再就職を後押しすることとなる、トライアル雇用的な役割を担ってくれるのではないかと、男女共同参画を所管する当職としましても、大変期待いたしているところでございます。

こうした運営は、何かと制約の多い市直営の管理の中では実施しにくいのが実態でもございます。その上で、市が直営で管理するよりも経費が縮減するのであれば、まさに国が制度を創設した意義が、現実的に体感できるのではないかと考えられます。すなわち、指定管理者制度には公共サービスを向上させるためのポテンシャルがあり得るということでございます。

そこで、現在の施設の管理運営状況についてのお尋ねでございますが、総じて言えば、おおむね指定管理していることに意義は見出せているものと感じております。ただ、果たして提案時の内容が、そのまま実践されているかどうかという点、疑問がないわけではございません。

そこで、昨年度には、総合体育館等の指定管理者であるNPO法人たかのみスポーツクラブさんの御協力を得まして、指定管理者選定委員会委員により、さまざまな評価を行うモニタリングを試行してみました。委員の意見としても、選考した委員の一員としての責任上、その後の成り行きを見守りたいとの思いも受けて、実施したものでございます。

それを踏まえまして、本年度以降におきましては全ての指定管理の施設において、このモニタリング制度を導入したいと考えております。その方法は、まず指定管理者自身によるモニタリング、それと施設を所管する課によるモニタリングと、その次には第三者的機関によるモニタリングでの3段階での実施を考えております。具体的には、指定管理者によるものとしましては、利用者からの電話ですとか手紙、意見箱やアンケート、所管課によるものとしましては、月次報告、年次報告書や定期実施監査等を考えており、第三者機関によるものとしましては、施設所管課からの報告を踏まえての現地調査等でございます。

また、基本的な視点としましては、設置目的の達成度、利用者満足度や提案内容の実践、それと安全性や法令遵守状況や財務管理適正性等のほか、中長期的な視点での計画的な設備管理や事業継続の適正性などといったしているところでございます。

正直なところ、まだ今年度に始めたばかりのところございまして、若干手探り状態

なところもございますが、指定管理者制度の主目的が、より具現化されるよう運用を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。運営状況評価については、決算時の事業成果評価に加え、今後はお話いただきましたモニタリング制度も実施されるとのことでした。指定管理の指定後、事業自体が提案時の内容で行われているか点検していくことは大変重要であると思います。

御答弁いただきましたように、指定管理者制度には、民間ノウハウを活用した新たな取り組みや雇用を生み出せる場としても期待ができます。しかし、今まで市の直営で行っていた公共施設を民間事業者に管理運営させるには、施設によってはメリットばかりではなく、デメリットを考えなくてはいけない部分が出てくるかと思えます。当然、メリットとデメリットをよく精査された上で、指定管理者制度の導入を決められることと思えます。

そこで2点お尋ねいたします。指定管理者制度を導入する際、市が考えるデメリットにはどのようなものがありますでしょうか。また、今後、市が指定管理者制度の導入をどのようなスタンスで進めていかれるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

ちょっと頭の中が整理ついていない部分もございますが、当然、議員御発言のようにデメリットはございます。ちょっと十分私も調べ切っていないんですが、まず一般論として、デメリットとして考えられるのは、例えばその指定管理者が、収支の採算が合わないから途中でやめられるというようなリスクが、まず1つには考えられます。それで、一般論として言われますのは、ノウハウの蓄積がない。すなわち、行政は1つですので、ずーっと続けていけば、職員はかわりますが行政としては継続していく。ところが指定管理者は、かわればそのノウハウの蓄積がないということが一般論と言われております。また、私ら地方公務員には守秘義務というものがございますが、民間の方には必ずしも、そこが法律上厳しくされていないという、個人情報管理上の問題もあるのかなというのが、一般的には考えられるところでございます。

そうしたことを踏まえまして、市としてのスタンスであります。何よりも指定管理者制度にしたからということでお任せにすることはできないと。市はあくまで関与していく必要があるということは思っております。指定管理者の提案を損ねるような市の関

与は避けたいとは思いますが、やはり市ならではの、指定管理者ではなかなか実現できないような部分については市がカバーしていくと、後ろ盾になっていくということが1つ。それと、やはり指定管理者が運用していく中でのさまざまなノウハウについては、行政と共有していくということで、ノウハウの蓄積もしていきたい、していくべきであるというふうに考えております。何よりも、山県市の公の施設の条例につきましては、私、全国的に少ないのかなと思っているんですが、実は指定管理者制度にするという設置条例ではなくて、議会で御議決いただいておりますように、指定管理者にすることができるという条例になっております。なかなか複雑な、テクニカルな条文になっておるんですが、ここは1つには、指定管理者についていつでも解除できても市としては直営に切りかえる覚悟はあるんだという議決なんです。ここは強みでありますし、いざとなれば市民の方に、直接指定管理者による、できないものを市民の方に直接迷惑をかけないような仕組みづくりをしているというのは、全国的には条例としては珍しいのかなと、オリジナルでつくりましたので、というふうに私は思っております。

今後の考え方ですが、先ほど言いましたように、議員御発言のように、指定管理者制度は全てメリットばかりではありません。当然デメリットもございます。これは、指定管理者にするのがいいとか、どうのこうのという答えありきではなくって、以前にも答弁しておりますけれども、民営化するとか、指定管理者、もしくは直営にする、いずれかの選択肢の中でどれがいいのかを検討していくと。これは、現時点では直営がいいとしても、将来的には民営化もしくは指定管理者がいいという場合もあります。また、今が逆の場合もあり得まして、時勢を見据えながら、それと、今も言われておりますけど、市場化テストという言葉がございまして、要は、官庁が、国がやったほうがいいのか、民間がやったほうがいいのか、市場化テストで民間と競争するよと、民間と並んで役所が直接やる場合、そういった視点も数年前からあるわけでございますが、そういった視点のもとに何が、答えをありきではなくって、市民サービスのためにどの方法が一番いいのか。または、施設の管理だけではなくて、先ほど言いましたように仕組みづくりとして、お母さん方が活躍できる場にもなれば、副次的な効果もあらわれれば、そういうことを総合的に判断しながら今後の検討は進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

では、御答弁いただきました中から、再々質問をさせていただきます。

市がお考えになるデメリットや、今後のスタンスなどをお話しいただきました。では、

今後市が指定管理者制度を導入する予定がある施設や、または計画がある施設、検討している施設はありますか。ありましたら、その内容をお話しいただきたいと思
います。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えさせていただきます。

今、ずっと毎年度、指定管理者にするべきか直営がいいのか、もしくは民間に譲渡してはどうかとか、さまざまな視点から、公の施設については、折を見て検討はしてきておるところでございます。

今、具体的には、何を指定管理として具体的に検討しているかということに関しましては、今は、議員も御承知かと思いますが、香り会館です。香り会館は冒頭でも答弁させていただきましたが、もともとは指定管理者、しかも2者ですね、2つの方、業者がかわりましたが、やはり民間のノウハウが活用されていた時期もございました。利用者も多かった時期もございました。そういった観点から、香り会館については、指定管理者がいいのではないかということで、今、具体的に検討をしている施設の1つであります。

また、一般論としますと、全国的にいけますと、例えば公民館、地区公民館なんか、地元の自治会連合会なんか管理するようになっていようところもございませし、例えば地元の公園なんかアダプトプログラムといいますか、まち美化パートナー制度というのが山口市ではございませが、こういった市民の人と、近くの方と協働していくということで、公民館、近くの公園等もございませし、あとこれも一般論になりますが、具体的に検討しているわけではございませが、保育所、特に子供さんが割と多目な市の南部の保育所については、これは民営化もしくは指定管理者については、検討をざっくりとはしてはいますが、今後も検討が必要かなと思っております。

また、時折、話題に最近なっておりますが、図書館も指定管理を検討している自治体は多くて、すなわち全ての公の施設で指定管理者制度を導入できることが可能な施設については、本市におきましては、指定管理者制度に移行することという結論ありきではなくって、市が直営もしくは民間への譲渡、指定管理者制度という大きな3つの選択肢の中から、税金がより効果的で市民の方々の行政サービスが向上できるようなことを、総合的な視点から判断して検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

26日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時38分散会

平成28年9月26日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 9月26日(月曜日)

○議事日程 第5号 平成28年9月26日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算(第2号)

- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
- 日程第3 討 論
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
- 日程第4 採 決
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について

請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願

日程第5 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について

議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第79号 指定管理者の指定について

請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について

議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
- 日程第3 討 論
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願
- 日程第4 採 決
- 承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について
- 議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 指定管理者の指定について
- 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願

日程第5 議員派遣について

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

8番 福井一徳君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	総務課長	太田智倫君
企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	石神彰君
市民環境課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護課長	藤田弘子君	産業課長	山田和哉君
建設課長	長野裕君	水道課長	大西敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見秀夫君	会計管理者	江口弘幸君
消防長	藤根好君	学校教育課長	早川剛君
生涯学習課長	梅田義孝君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	宇野照泰
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 山崎 通君。

○総務産業建設常任委員会委員長（山崎 通君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第74号、議第76号、認第1号、議第77号の所管に関する条例案件2件、認定案件1件、補正予算案件1件の4議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑について、議第76号 山口市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、この建物の今後の扱いはどうなるかという問題が挙げられました。認第1号 平成27年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、財産収入、収入未済額、市営住宅関係の状況について。道路橋梁維持費、公共下水道舗装工事負担金の内容について。基金残高の減額の理由と取り崩す場合の目安はあるか。経常収支比率、実質公債費比率は、単年度か3年の平均か。実質公債費比率の減の要因は何か。経常収支比率において、義務的経費の基本的な考えについて。ふるさと応援寄附金推進事業の進捗状況。危機管理対策監報酬の業務内容と人数、また評価について。職員研修事業について、ドローン、マルチコプターの自治体向け講習会で今後の目的について。防犯灯新設工事で、自治会要望に対する設置状況とLED化の状況及び調査の内容について。交通安全対策事業の凍結防止カーブミラーの設置状況と今後の計画について。交通安全対策事業について、事故が減っていないが、交通安全週間が形骸化しているのではないか、旗を持って立つ人の権限はどこまであるのか、ただ立っているだけになっているのではないか。コミュニティセンター助成事業が上之街道自治会に決まった理由は。集落支援員、地域おこし協力隊設置事業の隊員の人数について確認と今後の自活等の方向はどう見るか。自主運行バス運行事業、イオンビッグ山県店への乗り入れ部分の経費で増減になったか。乾乗合タクシー運行业務、乗り合いタクシーの開始とハーバス乾線を廃止したことによる増減額はどれだけか。また、

今後の運営についての考えは。学校給食地産地消推進事業で、山県市の地産品の利用はどうか。有害鳥獣防止策設置助成事業、破損したものに対しては補助金の対象となるか。緑の朝市コンシェルジュ事業は、どこで、何回か。参加人数などの内容、市場調査の成果と、目的、今後の方向性について。育林推進事業補助金の間伐事業、間伐材の搬出の現状と1ヘクタール当たりの補助額は幾らか。治山林道事業で、林道の利用頻度と全線開通の時期について。1メートル当たりの補助単価は幾らか。商工会補助金で、会員の増減はあるか。今後の動きはあるかという意味です。山県市小口融資預託金の預けた原資は、その後どうなるのか。恋洞用地補償の内訳と私有地の境界について。香り会館管理事業の今後の運営見通しはどうか。伊自良キャンプ場管理事業について、利用者の組数が減っている理由は何か、今後の運営についての考えは。グリーンプラザみやま管理事業について、運営実績の人件費と収入はどうなっているか、契約は何年間か。除雪委託事業について、出勤回数が少ないが、事業費が多い理由と市内外の業者と、また、それぞれの重機の保有台数について。道路改良調査設計委託料について、業者選定と、入札の方法は。おおが城山公園整備事業の費用対効果について。総合体育館太陽光発電施設設置事業について、災害時以外の利用価値は何があるか。市債について、償還金期限の変更があったか、借入先の変更、繰上償還等について。山県市は借金だらけと市民から言われるが、どう答えるか。実質単年度収支について、注意しているところは。経常収支比率が90%を超えている、これに対する考え方について。議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、市債、臨時財政対策債の考え方は。消防費、防災対策費、防災リーダー育成講座委託料について、地域防災計画、災害時の事務分掌表の見直しと、災害時における市長の指示についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第74号、議第76号、認第1号、議第77号の議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、同日付託されました請願第2号の都市ガス導管埋設の中止を求める請願についての審査を行いました。都市ガスとLPガスの単価の差はあるか。行政指導で進められているのか、また市民は安全と言っているのか確認したい。行政が占用許可を出す場合、拒否できるのか。行政的には、これをとめることは難しいと思う。これを請願として可否するものですかなどの質疑、意見がありました。

採決の結果、付託されました請願第2号の議案は、全会一致で原案どおり採択すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 石神 真君。

○厚生文教常任委員会委員長（石神 真君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました承第3号、議第75号、認第1号及び認第2号及び議第77号から議第79号までの所管に属する条例案件2件、認定案件2件、補正予算案件2件、その他案件1件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑においては、認第1号 平成27年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、歳入の部における国庫支出金の収入未済金220万5,000円の内容について。ふるさと納税の収支内訳及び市民税への影響について。歳出の部の民生費においては、民生委員・児童委員協議会補助金における運営状況について。家具等転倒防止機器設置推進補助金の啓発状況について。緊急通報システム設置事業の採択状況について。保育園運営費における不要額1,760万円の主な理由について。保育園児数の減少の要因として、幼稚園就園奨励費拡充に伴う実質的な保護者負担の差が少なくなったことによる保育園から幼稚園への転園について。保育料無料化に伴い、新たに保育園に入園した園児数について。児童発達支援事業における事業費が対前年度比較で大幅にふえている理由について。不妊治療費助成事業の状況について。歳出の部の教育費においては、新入生用安全グッズ配布事業における対象児童数の概要について。小学校、中学校各種委託事業における空調設備保守点検委託料の内容について。子育て日本一を目指している山口市で環境に配慮したエアコンの設置を求める要望もございました。ギフトチョウ生息地域調査事業を生かしたさらなる地域での取り組みについて。社会体育施設指定管理に係る施設の利用状況について。議第79号 指定管理の指定については、児童館指定管理の業務内容及び指定管理が始まることで施設を利用される子供を育てる親や、子供たちにおけるメリットについて。指定管理をするに当たり、NPO法人におけるスタッフの資格免許の保有状況について。運営に当たり、事故等の発生時における市と指定管理者との責任の範囲についてなどの質疑がありました。

討論においては、議第79号 指定管理者の指定について、指定管理をされる団体に反対するというのではなく、新たに盛り込んだ事業の内容を聞いても、最低1年ぐらいは市の直営で行い、親御さん及び指定管理を受ける団体の方の不安要素を払拭してからにしてはとの反対討論がありました。

採決の結果、付託された承第3号、議第75号、認第1号、認第2号、議第77号及び議

第78号については、全会一致で原案のとおり承認及び認定並びに可決すべきと決定しました。また、議第79号については、賛成多数で可決すべきと決定しました。

以上、厚生文教委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願において、反対の立場での討論をさせていただきます。

災害時、LPガスは復旧が早く、また、防災拠点施設においても重要な役割があります。そして、今回請願を提出なされたLPガス協会の皆様にも御家族があり、生活があります。しかし、それと同様に市民の皆様にも御家族があり、生活があります。選択する権利があります。

これを踏まえて、私は、今請願、都市ガス導管埋設の中止を求める請願において、まことに恐縮ながら反対の意を表します。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議第79号、指定管理者の指定とそれに伴う議第77号、平成28年度一般会計補正予算、第2表債務負担行為補正、平成29年度から平成31度の高富児童館指

定管理料8,114万4,000円について、反対の立場で討論させていただきます。

今回、高富児童館の指定管理の選定結果により、指定管理者候補となった団体は、今まで市内の子育て支援の委託業務などを担っていた経験、実績のある団体であります。指定管理を指定する団体へ異議があり、反対をするわけではありません。

今回、高富児童館の指定管理者制度導入に伴い、高富児童館では、来年度より児童館業務に加え、子どもげんきはうすで行っていた子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業、委託業務として行っていた地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、全てで5つの事業を行うこととなります。市が直営で一年も業務を行っていない新体制となる初年度に指定管理者制度を導入することに反対いたします。

新体制となり、利用する市民にとって不都合や不便なことが起こらないのかの実質的な確認もなく、いきなり指定管理者制度を導入することは、事業自体を軽視した行いではないでしょうか。指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを活用したサービスの向上が図られるかという期待もありますが、以前、山口市でも経験があるように、契約中であっても、何らかのトラブルにより指定管理者を解除しなくてはならないという最悪の事態も想定しなければなりません。実際にそうなったときには、運営を市の直営に戻すこととなるかと思えます。しかし、市が一年も新体制での業務を行っていない状態で市民の方々に不都合や不利益となることなく、すぐに直営に戻すことができないのではないかと懸念も拭いきれません。

よって、指定管理者を指定する期間、平成29年度から平成31年度に反対をいたします。

○議長（上野欣也君） そのほか、討論はありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 賛成討論を行います。

議第79号 指定管理者の指定について、高富児童館の管理運営につき、NPO法人かばさんファミリーを指定管理者とすることについて、賛成の立場から討論をいたします。

今回の指定管理者を定めるにとっては、公募による手続が行われ、2者の応募の中から選定委員会において申告書類や団体ヒアリングにより審議が行われた結果、NPO法人かばさんファミリーが指定管理者と選定されており、このNPO法人かばさんファミリーは、市内のおやこYYひろばにおいて10年にわたり子育て支援に関する事業を行っておられ、地域の子育て中のお母さん方からも信頼の高い業者であり、経験や運営についてのノウハウも高く、必要な経営能力を有しているものだと判断しております。

また、運営体制、人員配置においても、子育て中の母親や子育てを経験された方々が多数スタッフとしてサポートされる体制がとられ、柔軟な運営が行われると期待されま

す。

以上により、議第79号 指定管理者の指定についてのNPO法人かばさんファミリーに指定をすることに賛成するものであります。

以上です。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 私は賛成討論をさせていただきますが、請願第2号の都市ガス導管理設の中止を求める請願については、これは賛成すべきだと思っておりますが、というのは、市民の生活を守るというのがまず根底にあると思っております。

それは何かというと、この間のときも御説明申し上げましたが、この地域は根尾断層が走り、もう何十年も前から、大変そのことにおいて苦慮していることは市長も御存じのとおりだと思うんですが、そういうことを思いますと、道路の中にそういう導管が埋設されると肉眼では到底計り知れないものがありますし、それから、LPの人たちが言われることは、最初は、余り私、わけがわからなかったんですが、LPの方たちが言われるのは、今まで各家庭へ配っていたんですが、それを導管がどんどん普及していきますと、それは中止してやめなければならんと。

そうなると、例えば中山間地のような山合いに行ったときに、導管はそこへ持っていくことはまず不可能なんです。そうなったときに、やっぱり要求されるのは、とりあえず、今はLPしかないという方法なんです。

それで、この間も岩泉町の話をしてまして、その後は長崎の話が出たんですが、長崎の今の洪水が出たところの方たちが最初におっしゃった言葉は、水とそれから光熱、そういうものが欲しい。それが届かないという話をしていたらっしゃった。

ですから、LPでも大変なのに、ましてやガスの導管で対応できるということは不可能ですし、フランスで大事故があったときでも、1カ月ほど復旧ができなかったという事例もあります。

ですから、そういうことを思うと、どうしてもLPに、今はですよ、世の中がどんどん変わっていきますけど、今はLPに頼って、LPは、冷暖房から、電灯から、ありとあらゆるエネルギーに代替できる機能を持っているわけですから、とりあえず、私は今、この請願を出されている人たちのために、こういう行政が取り計らいをするべきやないかなということを思っておりますし、そして、市長がいつも口に出されておる地元事業

者の育成という話になりますと、この人たち、地元で活躍していらっしゃるわけです。外から新しい企業を招くよりも、今ある企業をまず大事にすることが先決ではないかと、こんなことも思いますし、時間の関係がありますので、長々とお話しできませんが、私はそういう立場から、生活を守るという皆さんの安全と安心を守るというためにどうしても必要な施策ではないかと、そういうふうに思っておりますので、その点を申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（上野欣也君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

承第3号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

議第74号 山県市職員の退職管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第75号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 山県市美山生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 平成27年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 平成27年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第77号 平成28年度山県市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報

告のとおり可決されました。

議第78号 平成28年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 請願第2号について、賛否に参加することができませんので退席いたします。

〔寺町祥江議員 退場〕

○議長（上野欣也君） 請願第2号 都市ガス導管埋設の中止を求める請願、お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「済みません。理解が足りなかったのですが、賛成か反対かということで、採択するかしないかということですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） そうです。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

もう一度、きちんと読み上げます。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、この請願は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

〔寺町祥江議員 入場〕

午前10時33分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議員派遣について

○議長（上野欣也君） 日程第5、議員の派遣について議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成28年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時35分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 上 野 欣 也

3 番 議 員 古 川 雅 一

6 番 議 員 操 知 子